鑑画必懐

全

千多4
1177
1

三千八十二
青木印

一毎部口二ノ分下巻書ヲ不入ル

〇元年出家ス法名定恵或人ノ云ハク仕ノ者連ノ子ヤ若シ云フ我昔心中ヨリ願ヲ立テ年五十六ニシテ必ス我ガ子ト二月五日ニ死シ次ノ年正月人ヨリ渡シテ仲麻呂ト云フ孫陀羅ノ護摩法華ノ懺ヲ修シ又金色ノ不動ノ像ヲ図シテ十日ヨリ投起ス孫陀羅ヲ念シテ病ヲ

凡例

一 此集ハ予カ思ヒ立ツ随ヒ書付ケタルカ故ニ名ノ人トシテモ名ノ人トシテモ多クハ見ル人ノ風体ナリ

一 此書ハ座覧座上ノ一聊ノ見ヤ望ヲ要シテイロハ順ニ名ヲ出ス故ニ人ノ多クハ其詞或ハ号ヲ以テ出ス

一 字音ノカヨフタヨハ通ヲ以テ歌ノ新ト為ス

一 歌ノ新ハ歌ノ新ト為ス

一 詞ノ云テ号ヲ以テ出ス事ノ云テ詞ヲ出ス事多シ又伊勢記ノ云フレサルモ云フ人ノ見ヲ以テ補ヒ加ヘテ

一 順次ノ次第ハ宗祇ノ新古今ニ倣ヒテ新古今ニ倣ヒテ載セタリ

一 此抄ハ予カ其業海ヲ見渡シタル中ニ有ル人ノ書ヲ出スヲ抄出シ多ク花ト某ノ書ニ出タカ人ノ云フ

〇引歌ヲ出テハ字ノ漢音ヲ云フ

〇字音ノカヨフタヨハ義ヲ以テ云フ

紫香藏

一　一人まて二号三号称するあり[illegible]
号の字言ひよりて南三方よりいまり[illegible]
守信を縛[illegible]秋と移るときい川の記
だの記と南所まを[illegible]
たとへは尚信の画より自過秋と後歌[illegible]安信の
画牧心秋南と号をのこ記したらん好き
諱伝来を早くもとめんとそ[illegible]
一　市伝来詳しとて号と諱と別人のとく
あけまもるもあ[illegible]んなるは伝をあ[illegible]く
ちとんく後ちあるもしとよ

一　立直の分直こ字を冠せる画伯の分ヲ干三モ上ゼ糸ト有り

一書画集覽　集覽ト云ス
一宇治拾遺物語　宇治拾遺ト云ス　一寺社宝物展覽目録　寺社宝物展覽ト云ス
一工藤家書上一名日本紀　後日本紀ト云ス　一弁玉集　弁玉ト云ス　一書画集覽　集覽ト云ス
一寛永系図　寛永系図ト云ス　一夜雨秋灯　一寛政高逸伝記　寛政伝ト云ス
三キ ト云ス　一墨水雲谷系図　一新家伝例抄　一山槐記　実躬記ト云ス
一佐陽武図会　一時国家人名　今井集ト云ス　一後撰集　一諸家系譜　一公卿補任　補任ト云ス
一画乗要畧　要畧ト云ス　一本朝皇胤紹運録　紹運録ト云ス　一名画録　一説家人名録　二巻
一書画所付名冠等記　冠等記ト云ス　一本朝画史　画史ト云ス　一諸家系譜地記　地記ト云ス
一画工便覽　一名画拾遺　拾遺ト云ス　一書画便覽　便覽ト云ス
一万宝全書　全書ト云ス　一元亨釈書　釈書ト云ス　一書画譜　画譜ト云ス
一古巻系図　十巻ト云ス　一栄花物語　一弁玉集　弁玉ト云ス　一思案日　一枝亭公画譜　画譜ト云ス
一画事備考　備考ト云ス

○[illegible]

いの部

一條帝　上

皇代記　便覽

諱は懐仁圓融院第一の皇子なり常に
画を戯る図絵を[illegible]仏像を
画きなし[illegible]寛和元年[illegible]月廿日崩
御三十二歳　在位廿年　寛和元年六月十日出家法諱[illegible]措運覽と称せり
[illegible]世廿五年

天元三年六月一日降誕

因斯羅我　上

日本紀

雄略帝大伴大連室屋に命じ
東漢の直掬に命じて新漢陶部の
高貴鞍部の堅貴画部因斯羅我を以て
[illegible]桃原の神原の三所なりとも[illegible]

忌寸　上

姓は大岡忌寸は戸なり雄略天皇の
御世より四部は正統平を帰化

一山　上

名画拾遺　便覽　思案日　書画集覽　六十六ノ三ノ

一摩得師と号した白河朝氏の子[illegible]頃
極行形の法勝なり正安元年来
化し建長南禅の巨刹に移住し墨戯往
世より付そう文書をよくし文保元年十月
廿五日寂す七十一歳　妙喜国師の[illegible]

い

・伊豫入道 上 知られず 畫を好む 父に水を怪しんで 日土佐の被れしことを以て不動の像を
全書 著聞集十二 廊壁に畫くに及ぶ 筆勢たくましく 人もまた 兵

・維範 上 俗性は紀氏紀列の人なり 相模郡 南院を
釈書 三畫論 僧 高野に住す 肇定して衆に法業をさ
つく 嘉保三年四月廿八日 小善を重ね法華
経一部を動ず 萬軀を摸書し 衆を請して
供養し 二月三月 早晨に沐浴清潔して 定印を
結び 孫 陀を唱て寂を 年六十

・印玄 上 金剛佛寺に居して 佛像を畫く
畫譜 其圖 多巻尾寺の宝輪院 あり
玄巻尾寺 延慶三年六月十六日 於仁和寺
南勝院 畫行年三十三とあり 世に 雜畫を見
法

直 ・伊平 公 上 姓源氏 一条摂政 摂政 左大臣 公の一男なり
畫工便覽 十四巻 法名 常に好て書畫をよく 能信摂政 能信大臣 大
摂関補任 ・嘉徳 年 法名 天禄三年十月 歳を 卒の歳

・一之 僧 毎年 彩畫最よし 一之の畫を以て 佛像花鳥 模すべし
畫工便覽 全書 北山第 世に多し 桂雲子

・休 中 諱は宗紙 天徳寺 宝雲 花叟 昌雲
畫工便覽 全書 僧 号は駒法 法山松院の 住 慈覺 といい
思齋雜日 畫史 文明十三年十月廿日 化せ 八十八
畫を学ぶ 我邦足利学 寛永 の頃 の人 畫を狂逸 人物花鳥
・櫟屋 中 春日社屋に入る 佛像を画く 妙
全書 畫譜 地蔵寺を画くこと千幅 千幅 二下の 櫟屋 とあり

・壹岐守 中 和久氏 諱は 慈恵院 公方 慈恵院
全書 住 京 尹 宝 乃 ちよく 馬 を

・一船 中 京 僧の 遊 莫 釣 僧
全書

伊豫入道 上 知られず画を好む又水を愛せり一日土佐の狩れしを以て不動の像を
全書 新撰姓氏録 十二 十三 刷画に画くに見るもの多し其筆法を学ぶ

維範 上 俗姓は紀氏紀列の人なり相模郡 南院を
僧 釈書 名画拾遺 高野山に建て衆を示業をさ
つく嘉保三年四月八日小善を示て法華
経一部を勧る萬軀を摸書し衆を法して
供養し二月三月早晨に沐浴清潔して定中に
もとゝれ孫陀を唱て寂を八十六

印玄 上 金剛仏子と号し仏像を画く
画譜 其図絵巻東寺の宝輪院にあり
巻尾に延慶三年六月十六日於仁和寺
南勝院画行年三十三とあり世に雑画をえん
法

直 伊平公 上 一条帰依の僧 九条師輔公の一男なり 左大臣
画工便覧 常に好て書画をよく 臣信摂政 従二位摂政 太政大
十四巻 伝に天禄三年十月晦日 薨年四十九歳
摸聞補任 法徳なりと 法名

飯室阿闍梨 上 諱は文恵 伊平公の孫義懐の子なり
自然仏を刻て仏像を画く又人
物山水あり

文恵
飯室阿闍梨
栄花物語 巻の一 三 八 画工便覧 名画拾遺

一之 中 東福寺の僧 所住を詳にせず
僧 画工便覧 全書 汎蔵手と称す 明兆に遊て画を学
毎に彩画最よし 一之の画を以て 仏像花鳥極て可なり
明兆の弟子多し

一休 中 諱は宗純 天徳寺住 雲花叟
僧 画工便覧 全書 思考日 画史 り闘法を法山松院の師 慶雲庵といい
文明十三年十月廿日化せ八十八
画を学ぶ我純是を学ぶ

檜屋 中 春日社屋に入く仏像を画く妙
全書 名画録 画譜 手なり 地蔵菩薩を画くこと千幅ありこれ
檜屋とあり

壹岐守 中 和久氏諱は 公方慈照院に
全書 仕へ京尹を勤りよく馬を
画

一舟 中 京図僧の遊莫の釣
全書

幼より画を好む又こゝろを悩ません円
土器の破れたるを以て不動の像を
また画く見る者の驚嘆をなすと云
しかりとぞ

俗姓ハ紀氏紀州の人なり相賀郡 南院を
高野山に登り出家して密に本業をさ
嘉保三年正月廿八日小善を志て法華
并不動尊薦軀を摸寫し衆を請して
二月二日早晨に沐浴浄衣して定印を
結弥陀を唱て寂を卆六[illegible]歳

金剛佛子と号し佛像を画く
其図数巻東寺の宝輪院にあり
尾張延慶三年六月十六日於仁和寺
院画行年三十三とあり此外雑画を見

姓藤原氏 一条[illegible]九条師輔公の右大臣一男なり
常に好て書画をよくし正位摂政太政大
天禄三年十一月一日薨す 四十九歳
など謂ん

飯室阿闍梨と云ハ
諱ハ文恵 伊尹公の孫義懐卿の子なり
自然丹青を学て佛像を画く又人
物あり △

東福寺の僧 所住をしらす
四蔵主と称す明兆に随て画を学
毎に彩画最よし 之り画を以て 佛像花鳥様も可なり
第弟子なりまことの世に多し

諱ハ宗紙[illegible] 狂雲子 大徳寺宗曇花叟
より嗣法を得て松院の[illegible]あといい 後嵐
文明十三年十一月廿一日化生八十八
画を学我拙見ニ学ぶ 後に山隣の薪に住す 其画狂逸なり山水人物花鳥也
春日氏屋に入て佛像を画く妙
手なり 天下の文ハ樂屋とあり
を画くを手帰るといへり

和久氏諱[illegible] 八幡流 公方慈照院に
仕へ京尹雲州[illegible]よく馬を画 殿
帝図僧の遮莫有釣文 なり 傳え下

[illegible]
△萬寿元年の春法成寺関白道長公十よ[illegible]の尾
彩紀の法堂にてきせのふ薬師佛のおまくのさとの
女やのそとしうにハ十二大願のこころを見らせ
ゆひ六観音の法花の[illegible]の樣より観音品
の偈の心をこふらせのゝつり仮宝の阿闍梨
[illegible]に練くして画けるをあらん村上帝天暦氏
の[illegible]

い

一舟 中 僧 冠字考 東福寺の僧雪村の弟子なり

・悠西堂 中 画工便覧 洛下相国寺の僧なり雪舟を学ひて山水花鳥を画く 邵淵の法を受ける人 鍾馗を画くこと雪舟に兼意筆に及ばず

○家継 雑 全書三百六十三

・意精 雑 全書三 備考 筆法元信を学ぶ真に山水の絵あり 雪舟に親炙せりて肥後に住す

○家続 雑 全書三 備考 諱八定信祐信元信の門人なり 花鳥草木を画く筆法節整 元信に伝ふ

一位 雑 画史五 を画き筆法真に真剣を書く

○家興 拙記 画学斉正 近衛関白准三宮雅経法名真覚豫 書画をよくす 墨井尤妙 楽院に林に住す 元文元年十月三日死 年七十

一溪 専 系図 諱重良 狩野氏 雅一の弟重信の子なり 浄信師 召出さる 寛文二年正月廿日死

一昌 専 備考 狩川氏安信の門人なり 恒康歌師と 林氏一鷺庵と号す 狩野氏の画師 永徳を師として 世々相伝す 又古法の弟子なり

・巡甫 専 画工便覧 肥前長崎の住人 信名所三帝

・雲寿 専 系図 雅信の弟子 元和二年四月七日死 四十七

一翁 専 系図 画工便覧 狩野氏 諱光重 郷 佐賀藩脇一溪の弟子 村章と号す 寛永十年

一菴 専 系図 備考 狩野氏 諱光信 初名常三郎 北条氏の画師 武術よりして中興の祖 天正十八年の時氏 別に八重寺の城に住す 天正十八年六月廿三日討死 一説に氏の弟子なり

・伊川 専 系図 狩野氏 諱常信 初名常三郎 法印を叙す 養川惟信の子なり 文政十年十月 或時家白秀者に出播磨に吉次の彫刻を見て感服し人に伝せしむる 感服し人に伝せしむる

一 [illegible]

一 [illegible]

一 絲和尚

名宣拾遺 宗 豊 画像 便覧

江州永源寺の中興の祖 霊雲院常寺 [illegible] 又常山の弟子 [illegible]

十九日寂 年三十九 崇 佛頂國師と諡す 法遠 [illegible]

州及び源本坊と方外の友 [illegible]

一 峯

一 船

一 舟

一 蝶

英氏 一蝶の三代目なり

一 [illegible]

名信景

名ハ文時 桐江と号す 木工頭昊光の三男 [illegible]

[illegible] 元禄十 [illegible] 十二年

[illegible] 英一絲と称す

[illegible]

[illegible] 名ハ周奎 或ハ大主 [illegible] 梅を若冲に学ぶ 梅画 [illegible] 名あり

相国寺中光源院主なり 文化中没す 一蝶の二代目なり

一 維明

冠字なし 内一陸 [illegible] 五 [illegible] の弟子

要略名三 十三 [illegible] 便覧

一 川

冠字なし 内一陸 [illegible] 宗 [illegible]

子ハ宋峰 松下庵と号す 一舟 信景三代

[illegible] 安永七年 [illegible] 世なり 没す

光師の孫女 [illegible] 文光是の字あり

以十

冠字なし

廣鑑国師 首出国師 圓明国師

隱元禪師

名宣拾遺 [illegible]

名ハ隆琦 明の福州の人 姓ハ林氏 費 通称新左衛門

隱 通称 の法嗣 [illegible] 兼 慶三年 聘ぜらる

て来化せ 山城の宇治 黄檗山万福寺を

創む 大光普照国師 の号 [illegible]

[illegible] 自髪を加ふる [illegible]

寛文十三年四月三日化せ 八十二歳

[illegible] 冥 霊雲又崑山 [illegible]

[illegible] 説法を [illegible]

[illegible] 画をよくせ

宝永四年四月 [illegible] 二十五 廿八

一 晶

便覧 恩寵日 [illegible] 名録

逸然 僧

名宣拾遺 宗

性融和尚 肥前の国 長崎奥福寺の

住持なり 浪雲菴主と号す 古徳

物雑図を画く 隠元の賛あるものあり

廣爲氏 字ハ士與 霞皐と号す

越後の人なり 画法 俊明の学ぶ

維明

要略

一蝶

冠字なし

英氏牟性子賀名俗雷暁雲又北窓翁まゝ翠義翁寿の諸号あり
初名ハ潮湖号と将師安俗より海を渡の
ち一家を和を和を号保四年正月十三日年七十三
或書ニ寛保四年九年とあり

一徳

光吉の弟子なり 後陽成院文禄
代の人

一絲和尚

名ハ文等 桐江と号ク木工頭昊光の三男 冊州
江州永源寺の中興の祖 霊亀文餓譚
の家祖ニ侍職の道 又常に思て祖師
賀茂氏
名ハ拾遺集
豊後便覧
画譜便覧

十九月寂ス三年九月 永源寺 正保三年三月
州及び源本坊と云ふ所の名 佛頂國師と号ス 遠

一蝶りの名あり

英氏一蝶の三代目なり

一蝶ハ八人あり 名信昌
名ハ周奎 梅を若冲と学ぶ
相国寺中 光源院主なり 文化中没ス
一蝶の二代目

一峯

一船

一舟

冠字なし 内陸奥守一五勝 弟一蝶侍
の家下

維明

要略名三 十三ヲ手
便覧

一川

冊うるなり
字ハ宋峰 松下庵と号ク 通称新右衛門
冠字なし 内陸奥守一五勝 弟一蝶侍
の一蝶門 子孫 寛ハ一舟 一蝶信昌三代
安永七年 世ハ絵師

以十

冠字なし

光師の孫なり 下文光是の字あり

廣鑑國師首出國師 圓明國師

隱元禪師

名ハ隆琦 明の福州の人 姓ハ林氏費
隱 通称の法嗣なり 兼德三年聘ス 一
て来化ス山城の宇治まおのて 黄檗山万福寺を
創ス 大光普照国師の号 禁中より
寛文十三年四月三月化ス 八十二歳
宝永四年四月 年 五

一晶

便覧 思寄日 孤家人名録

逸然 僧

名ハ拾遺集

性融和尚 肥前の国 長崎奥福寺の
住持なり 浪雲菴主と号ス 古德
物雜図を画く 隱元の賛あるものあり

維明

要略

廣爲氏字ハ士奥 將皐と号ス
越後の人なり 画法俊明の学ス

維明

一 蝶　冠字ニ一蝶条下ニ有
十二日死
相国寺中光源院主ノ名ハ周奎羽山ト号ス文化中宿ハ梅画よくす
名ハ信勝通称長八信香ノ男 一蝶の二代目なり 元文二年閏十二月
ありて代てのあるしく

一 蜩　冠字ニ一蝶条下ニ有
名ハ信祐通称源内 信香ノ二男なり 孤雲と号ス 有馬侯ニ仕ふ

一 蜂　冠字ニ一蝶条下ニ有ル屠龍ノ一蝶ニ拠
一蝶信香ノ門人なり 春窓翁と号ス

一 蜂
初め高林と云ふ 嵩谷ノ門人の
初名一蜂 一蜂二代目なり

一 湖　今井集
広瀬氏 初め肥後侯の臣なり 故あって長崎に来り住し 画事を好み
しめり 桂翁元徳等と同母の人なり
後目利役をつとむ

一 以天　名画拾彙 画譜
正月十九日寂す 八十三
黄宗 祥啓 機雪と号ス 早雲寺浦山 清文徳寺 清巌の弟子 東海寺 泉岳 好て図画をよくす 天文中 廿三年
自賛の画多し

一 得　一徳或ハ一得と書せり
円得と云ふ人ありて 得と云ふ 徳得 一徳 書用
光吉門人 一徳とも云ふ人あり 徳得

一 黙　名画拾彙
印可
図画をよくし 待詔しけれ
姓氏詳ならず 画法雪村より出つ
言周して 一徳或ハ一得とも号せしとも同一人

一 侯山　要略 画纂
意傳　伴
侯号 字ハ黙隠 常足道人と号す 大坂の人 宝暦年中の人
丹青を画く文能書す 安修米
何れの人とも しれ ず よく墨猫を画く

一 椅欄　蘭
或ハ椅蘭に作る 倚欄
本多伊豫守 諱ハ忠統 勢州神戸の領主也
字ハ大乾 雪山と号ス 晩年 猗蘭と称す
寛文年中の人なり 宝暦七
年二月廿九日卒去
筆風よく学ぶ

一 條君女上　紹運録 新続後撰集 十七千中
清和帝の皇子
貞平親王の女 京極御息所の女房 一條君と号す 伊勢と共に
同じく後撰集に一条のまきた
いとあはれひしきといひよりなりけれ
ば男のうらをうかえてやるまて一條つかひしが
わけをしたるにそれよりあはなりうちと
けて其の云ひける 返し 伊勢の門け
ことをいひしかそまさかいるし 云てをとなし

○か家長々宮 上 行成卿の女なり 天性画を工とす

画史二、三三ページ

一味 專 隅田氏常信の門人なり

遠江氏技術書五

家厚

○友元 尾形氏名は守房 尾形守房等なり

花山院家 右大臣愛徳公の男

○爲重 中 二条とも八左中将爲世卿の男なり 権中納言従二位となる 好て歌仙絵の

十四巻に画を其上に加ふ 新後撰遺集の

撰者なり 至徳二年二月十五日 六十二 夜討の為に害せらる

宮崎氏名は奇宗 常通称 岩之進

儒を業とす よく墨竹を画く 平

○筠圃 安芸

安の人なり 中葉 世世墨竹を画く 樹人 平安の四竹と云ふ

又世人筠圃を写竹の儒士と云ふこれを知て

其後終身竹を写せりとなり 安永 年

三年 歿年 五十八

○意齋 沸園氏名は常尹 字は廷臣 中

渠と号す 通称 立計助 墨

竹を画く 平安の人なり 浅井國南山科

李々蹊 宮崎筠圃 世世墨竹を画く 世

人平安四竹と称す

○一珪 英氏名は信重 友松庵と号す 一船の孫

子 居所は京 宮崎の門人 郷と号す 一蹊 四代目

弘化元年十一月廿一日 歿 九十二

○一蕙 浮田氏平安の人 土佐家に学びてよく

美人花鳥を画く

○祐尹 西川氏 京 文 西川二代となり

○友房 蔓川氏 師宣の門人

○逸甫 林氏 探山号 大坂の人

一蹊庵と号す

○友貞 井上氏 画 狩野家より

子となる 京 文 忠懐

□義徳 吉村氏 蓉洲と号す

□日 右近

□為房

□有範

□惟宗

□一位

□友治

□水盛

□ら 浪松

ろ之部

・廊御方

・蘆々子

・露香

・蘆雪

・曹山

○蘆洲

長沢氏家ハ君江蘆雪ノ義子ナリ

は之部

直 ○けい 玄上 上

画工便覧 名画拾遺 禁秘御抄聞書

姓は藤原氏 三位参議 後三位宰相 諸道の学を好む 世に琴聖と称す 後鳥羽院 建久三年正月廿四日薨 七十一歳

直 ・範俊 上 僧

諸家系譜 画史 東寺長者補任

鳥羽 僧正と号す 密宗小野流の一員なり 随心院 世に称す 後都の人 大威儀師 仁勢の弟子

僧正と号す

天永三年四月廿四日入滅 七十五 覚猷 法印の弟子

兼倫元年正月十日化 七十三歳

直 ・範舜 上

名画拾遺 古今伝授 本朝世代記 東寺長者補任

後年 五十八中 八十九

絵仏師 永久四年死

直 ○春信 中

画譜 名画拾遺 古今伝授 本朝世代記

泊如僧正 中

春日仏師 名は運慶 智積院を住持 画法 雪舟 墨画 釋迦を多く

思寄日 全書

・梅軒 中

直 ○せい 晴信 雑

豆相記 常陽軍鑑 巻一

武田氏剃髪 の英将たり

法性院 天文廿年 世一説 天文正徳軒 機山 信玄と号す 中州 清神雅

は

[illegible]の業法能相ゐめ一其風質
[illegible]八清雅[illegible]元品[illegible]天正元年四月十日
卒年五十三 [illegible]

巴泉 雜 全書
布袋[illegible]ゐ[illegible]墨戯周文の筆意を学ぶ[illegible]絵図を見す

伯圓 專
牧野氏諱ハ[illegible]景信[illegible]方信
[illegible]太守[illegible]仕[illegible]義仙斎と号
[illegible]氏[illegible]義[illegible]子[illegible]九十余歳

梅春 專
諱ハ旭信梅宗和信の[illegible]真
治齋と号[illegible]或[illegible]活[illegible]を作る寛保
三年七月三日死六十歳

梅雪 專
牧野氏諱ハ為信松宗の第子也大学
氏信の子[illegible]男[illegible]一説に内匠種信
[illegible]とい[illegible]正徳五年三月[illegible]死

梅軒 專
諱ハ富信永徳の第子也梅雪為
信の男[illegible]安永三年十二月十日死

梅栄 專
牧野氏諱ハ知信梅春旭信の子又栄信瑞龍秋
[illegible]の殿[illegible]知信[illegible]つく知信
別宗[illegible]元禄十三年二月十一日死五十九

伯子 專 [illegible]
牧野氏名ハ[illegible]信伯清因信の子 又栄信瑞龍秋
[illegible]

伯圓 專
諱ハ師信又與信と号梅春旭
信の第子也

梅笑 專
晩年因信と改むとあり 晩年[illegible]国信と改と
牧野氏諱ハ因信素仙成信の子也 元化五年八月廿七日死八十歳

伯清 專
牧野氏名ハ為信通称主水と云 年六月九日
死八十九

梅雪 專
牧野氏諱ハ武信休山是信の子也
名ハ為信[illegible]二

伯壽 專
牧野氏諱ハ武信休山是信の子也
壽石養子[illegible]通称図書[illegible]明和三

伯壽 專
牧野氏名ハ行信寿石生信の第也

伯豪院 專
山林叡山東坂本白豪院住職牧盤昌
運の甥也[illegible]後七昌運の業風を学ぶ
四十六歳[illegible]

春信 專 女
清原氏
雪信の後也

伯川 專
牧野氏諱ハ恭信栄川典信二子
安永七年十二月十二日卒廿七歳

は

梅里　通称祐寺禹衛四郎　字ハ仲己　名ハ卯

詩ハ長與大坂の人なり法橋ヨ叙す

白桃

渡響著　坂　坂崎氏俗名物監英州松崎の人なり宋紫石ものあてよく墨竹を画く

梅亭　要畧　紀氏名ハ時敏九老と号に菖村ヨ学ひ山水人物をよくす

梅逸　山本氏名ハ亮字ハ所卿尾州の人なり世々ヨ尾て花卉ヨ工みなり

范古　肥前長崎の人范花鳥毛をよくす又墨竹ヨ工みなり

春信　雪村の門人なり

梅雨　寺　物部氏梅雨萬信の二男

白隠　名ハ慧鶴駿州原の驛松蔭寺ヨ住す法弟のうち能く画を画く明和五年十二月十日寂す八十四獨妙禅師の号ヨ出る小原慶山ヨ学ひ画法ヨ受く好て墨龍をつくる

巴山　長崎の人書物及ヒ絵をつくむ安永六年九月十日死

方中　中村氏浮世絵ヨ住す光琳の業を学ぶ浮世絵ヨ長ず其後ヨ及ぶ浮世絵ヨ長ず後ヨ浅草門院の御絵師なり

梅庵　何ものの人なるしらず

梅閑　古法眼元信の門人なり清厨屋梅閑と号す名ハ伯者お州久米ヨ領ヨ元庵の侍士なり冊ものをよくす

梅舟　物部氏梅舟富信の男なり室暦八年五月廿七日死

梅壽　清ハ氏信梅軒富信の男なり名ハ亂信梅舟と称ス梅舟氏信の子信ヨ禄をつけり明和八年三月十日死

梅雲　物部氏名ハ新信梅壽ヨ養子なり通称信次郎文化十年三月二日死

梅栄　通称一学名ハ知信信之の男なり多病なるヨ才亮信家督ヨ知信別家

は

梅夕　名ハ景信

伯栄　河雪亦とも云ふ

半幽　久隅氏[illegible]守景の子なり

○春信　鈴木氏[illegible]西村二重長の門人なり和のそめ者素錦絵を画き始め者人なり

景信生ずハ哥舞妓役者の絵をうけしたくを我ハ大和絵師なり河雪亦を画くなたんなり

破笠　小川氏名ハ尚行俗称平助後ハ宗方と云ふ笠号卯観子茅中庵号の号あり

江戸中橋桶町ハ住せし漆器を造るなり

又漆を刷ひて漆器のうくを作る

工夫をなせり世ハ破笠彩色と云陶器乾山を師とし一風を作りて俗称ハ芭蕉

を師とし其自然を交る後津軽に行

技術をかハ宗[illegible]と云ふ延享[illegible]年[illegible]九十

又近くして死す其家絶せり

梅軒　専　物産氏名ハ厚信梅雲行[illegible]真信の男

天保十四年二月十四日死

白石　新井氏名ハ[illegible]君美勘解由

[illegible]後筑後守と称し儒学文

章ハ世ハ知る所なり其画又元気

頗ハ享保十年五月十九日年七十九

梅花軒　名ハ高映浜州の人なり人物を画

く往て世を傳ふ

賣茶翁　[illegible]氏名元昭月海[illegible]と号ス墨画の一芸中又

殊の図をしるる云都ハ

家ハ出て又書をよくす宝暦十三年七

月十六日辛巳八十九歳

芭蕉　松尾氏名ハ桃青初名宗房又庵

釣月堂羽扇号角号の蕉号伊賀

上野の人なり幼名金作後忠右衛門又甚七郎

と改め俳諸を[illegible]世[illegible]

[illegible]又墨蹟をなせ多く[illegible]上ハ書翰

[illegible]

○梅崖　十時氏名ハ賜字子羽号を切十業

[illegible]

[illegible]

元年没年七十三

○梅溪　[illegible]鎬本氏名ハ世亂字ハ若曹
長崎の人後て江戸に住て南蘋
に法り花鳥を能す雲潭父子享和
三年正月二日歿年五十四

○柏圓　名ハ寿方一齋と号す人物を画く

○馬含　名ハ如深如々山人と号す大坂の人
黄檗派の僧なり

○梅春　名ハ為長小庵と号す最勝経
の図を画く

○泊船　呂洲と号す人物を画く

○梅俊　狩野氏

○馬孟熙　字ハ文奎寒岩と号す

○八條院　日　[illegible]の帝の第三の皇女正治元年
八月四日御譲の鏡一面のみ十社
明月記[illegible]の御正躰を鑄出し給ふ[illegible]
辛未歳事記世
紹運録　を図書[illegible]十二社の御正躰
院号建暦元年六月[illegible]
建暦元年六月[illegible]事　七十五

瞬子内親王

○半山　望月氏[illegible]人[illegible]

中或書に大藏てとゝ[illegible]者大法塔の図を画く日蓮これの[illegible]正中山法華
経寺のまゝ此寺に日蓮の図画くものの小[illegible]法塔の[illegible]図式り
を對して二幅とし[illegible]寺[illegible]宝蔵[illegible]ともしム
○三十二幅の内七字の題号をかゝ[illegible]て法[illegible]筆一流の字つを[illegible]弘長元年
五月十二日あり[illegible]伊豆の伊東[illegible]流さる三年を経て[illegible]文永八年
十月十日まゝ依[illegible]流さる同十年二月赦免あり後[illegible]甲州身延山に
[illegible]くらてり

に之部

○白蓮上人 僧 日蓮乃筆と称せ[illegible]かの宗社寺に[illegible]あり
○日蓮上人 僧 妙法華経宝塔品乃図を[illegible]けり世よ
△元年二月 廿三日代氏八十五といふ
のゝ多〳〵永義元年 [illegible]
○仁海上人 僧 左経記[illegible]
○仁慶上人 [illegible]
○良観 [illegible]
○[illegible]

に

○仁尊 上 三井寺の大僧正天徳比の人なり

○東孫郎 中 馬形を多く画き妙を得たり 全書

○任式 中 飯尾氏図画をよくす 或書 伯時に劣る不 名画格録
の淵明松下の坐せる図を見て自ら真真を換ぬ

○忍海 石戸芝塔上寺室松院住僧 探幽
同時の人なり

○仁清 (加賀村氏通称信愛) 陶器を造りたる名あり 又図画を
なせり 寛文六年没す

○卜有 上 全書

宗軒と号す東大寺社縁起を為り琳賢と時を同じうせけり東大寺の絵所う

は

法壽 上 名画格景

遅賀庄主の弟子なり叡山の西塔院に住す弥陀の像を画て三世同向す

梵芳 中 僧 全書

玉畹子と号す知足軒といへり又梵林と書り是しもへ南禅寺の春屋妙葩の弟子なり明雪徳の筆法をまれひ蘭花の妙處得たりと為す所々に題す蘭蕙同芳と書をうれて物の情をうむ圖を見るに牧渓の風あり又山水人物の類おのゝ形をのこれを見る雅蘭竹の墨絵のこ物表を起せるものなり陰小松院應永年中の人なり

應永廿七年三月十二日化

は

○朴堂 中 僧 全書

諱ハ祖淳建仁寺興雲庵乃僧なり
移り不動を為す 応仁元年没
廿四日寂年八十七

○法實道人 中 名画拾景

よく図画を為す或書に村庵集を云題
北野君南遊圖乃三井待法実道人之描貌
也其詩有道々人非画師偶然戯墨瀟淋漓
とあり

○牧松 中 全書

禅宗祖師乃像を為す

○墨隠 中 円

筆法周文に似たり臨斎乃像を
為すなり

○南舟 中 円

老人印を用ひ筆法雪舟を学
べり印文に等元の文字あり

○墨齋 中 名画拾景

牧濟

牧濟ハ墨齋と作る者ハ没倫紹等和
尚と号し一休の弟子明應元年
五月十六日寂年 山林の逸士新酬恩庵の中祥言庵に
住せり 真相の凡を学ぶ器

○方顧 中 円 画工便覧

永福寺の人なり

○蒲雪 中 画工便覧

師なり雪舟を師とし
形よく似たり雪舟云く蒲雪の画く
ところ形似のみにて閑意なし 応仁の人なり

○墨心 中 円

浅草の人なり 応仁の人なり

○墨澤 雑

筆法雪舟を学ぶ束帯天神の像を
画く

○朴仙 専

まるまる氏の庵名なり 狩野常信
の弟子 隠者 刺繍して朴仙と
号す

○朴南 専

石崎氏常信の人

○朴雲 専

宇津氏 住吉常信の人なり

○朴水 専

村田氏常信の人

○奉松 中 画工便覧

師なり 仏像を画く活動して士気を
作す

は

○呆岳 僧

名ハ如秀黄檗衍梧和尚の法嗣なり
墨竹を画く名書に養拙老人とあり

は

○峯雪 専　杉岡氏江戸人なり

○朴由 専　津田氏常信の門人なり
　其氏名其氏字は必大諸書をよく
　又山水墨竹をよくせり

○北汀　姓氏をしらず

○朴壽斎

○朴圓 専　太田氏常信の門人

○牧牛子　妙心寺の僧なり

○抱一　名は輝信雨華庵と号す播州姫路
　或屠龍
　侯の族なり圖画をよくせり光琳の
　画格をしたふ雅趣尤奇なり文政十年十月
　廿九日没年六十八

○鵬斎　亀田氏名は興字は穉龍俗名文左衛門
　江戸の人なり儒学を以て世すがらなり又
　書をよくす性酒を好む晩年徒に水墨画を
　作り送る所あり文政九年三月九日没年七十五

○鳳卿　鳴島氏字は子陽錦江と号す又芙蓉
　と号す俗称は通井江戸の住人
　学を和漢に通ず又墨戯をなす

○浦雲　名は幸辰何れの人なるしらず

○法如　西本願寺名は光闡大僧正なる
　湛如上人の嗣子なり寛政元年
　十月廿四日寂年八十三

○巳鮮　江南又野水翁と号す或は寿舟と
　三宅氏喜兵衛
　東福門院御所の儒者なり
　慶安二年六月十八日死年七十歳

○卜養　半井氏牡丹花肖柏の孫なり寛
　文年中の人好て画をなす
　法眼に進級移居す延宝六年
　十二月廿六日没年七十二

○甫元 専　名は墨信洞琳渡信の三男

○墨庵 中

賀我氏紹祥の子蛇足と号す

○豊泉

大村氏寛政元年秦雪海遠
崇の門弟なり国画を筆者なり

○墨山

名延年字八千秋墨堂と称す

○朴也

名八常寛常信の子人なり

○牧齋

名八信字山三俊芳と号す画を
狩野孫信に学ぶ後に守嗣と称す
廣嶋の人なり

へ之部

○弁麻呂 上

後日本紀十七 正三位従三位下
画工便覧

賀茂氏帝より仕まつりて
天平 年中に仕まつる
十七年置 正六位上 聖徳画師
楢戸弁麻呂 従五位下をあたう

○平願 上

釈書九
画工便覧

播州の人なり性空法師に従て絵画方
をつとめて法華経を書て仏
像を画して川辺に置て無遮会をひらく
丈尺の月江の辺より白蓮華花を生じ異香を発
安養を生ずと
一条帝の永延年中の人なり

○遍龍 上

画工便覧
名画拾遺集

十輪院に住す能仏像を画く
法勝寺
四條帝天福年の人なり
四位帝天福年の人なり
四位帝天福年の人なり
四位帝天福年の人なり

○墨庵 中

賀我氏信祥の子蛇足と号す

○豊泉

大村氏寛政元年禁令海道
岸の樹林を図画を管掌する
名延年字八千秋春葉を能くす

○墨山

名八常寛常信の人なり

○朴也

名八信字山三俊芳と共に画を
狩野孫信の学に後は守嗣と称す

○牧齋

廣嶋の人なり

へ之部

○弁麻呂 上

後日本紀十七
画工便覧

貞観元年より仕へ弁麻呂
従五位下を賜ふ

○平願 上

釈書九
画工便覧

播州の人なり性空法師に従て能く方
をつくして法華経を書し仏
像を画して川辺に置て無遮会をひらく
丈母の月江の辺より白蓮花を生し異香を発
す一条帝の永延元年千秋万歳を生ずる
咲歎

○遍龍 上

画工便覧
名画拾景

十輪院に住して能く仏像を画く
法勝寺の和別長谷寺の真筆
四條帝天福元年の人なり

○別宗 中

名画拾景

名八令公鎌倉建長寺の僧なり因
同四輯漢の像を画くことよくす或書に

○弁作

名画拾景

十世孫弁家の長弁喜門と号し書画
三藐公を学ひ全く骨髓を得

中巻
東海画集と引てもく疏義と序とこゝに巨
名惟善海東第一法眼元有有子如来子
蔵但学有門羅漢係唐飲曲也山中鶴
別宋金公鶴逸之能作水墨之戲餘波
彩絵雖国工能敵也故発志写五百羅
真永鎮山門

十七年 正六位上 義徳画伴 楠戸弁二林 [illegible] 従五位下をぬる

法師

佛像を画く

鎌倉建長寺の僧奇り因

東海一温集を引ていまく疏義の序にいく巨福

名山惟為海東第一法嗣元有子如来子地

蔵一但以来有阿羅漢像為缺典也山中頼有

別宗令公飄逸之才能作水墨之戲餘波及

彩繪雖国工不能敵也故發志寫五百應

真ヲ永ク鎮山門ニ云々とあり

○米山人　岡田氏通称彦右衛門大坂の人なり風雅を好みて山水をよくす

□平城帝　諱安殿　桓武帝の長子母は皇太后藤原乙牟漏　弱大政若良継公の女なり　在位四年十月十五日隆延暦四年十月廿五日

按年号記延暦三年　巻十五世ヲカ　皇年代考記

宝亀五年八月十五日隆延暦四年十月廿五日なるなるべし　同廿五年五月十八日即位延暦十六年丁丑四月　廿日伊正義陳の形像を図せしめ　秋傳るなるべしとなん　弘仁元年九月十二日薨　餝年廿七天長元年七月五日崩　年五十一

□平慶　権記

経仏師を図せるなるべし　長保二年七月五大尊

△一日手長名隆出る人て良ホを求むに一人の邪女を見る遂に愛して
嬉こ兒を生産て其頭鳥に似る故に鳥と名付けたり

と之部

○雲徵 上 僧

推古天皇十八年三月高麗国より来朝せり法定法師と共に来る

○鳥 上

推古天皇十三年飛騨の人の献作

姓は小野正四位下内蔵頭兼任生太宰大貳兼備前の国の人なり画図を以て聞こえ

○道風 上 朝臣

名画拾葉 恩二年一日 日本紀略 宝亀年間 文明本 本朝文粋

大貳兼備前の国の人なり書を能くす又画図を以て聞こえ

○土佐居 上

画史

待賢門院の御所女なり画図を以て聞こえ

待賢門院の御所女なり画図を以て聞こえ並び園乃山下法金剛院を持賢門院の離宮なり土佐の居をして和国名勝の地図を作せり陸奥の国に居るの人なり

其人なる所の名紙形の歌は法性寺殿下の筆なり

○道深 上

清涼殿上の人なり画くの浄覚大人の真影一鋪

恩二年一日 名画拾葉

今の高雄山神護寺に在り建長元年七月二十八日入滅 年四十四

と

○道昌　上　僧

姓ハ秦氏、香河郡の人なり、十六年、法輪寺を建立、貞観十七年、空海、芳蕤硯の上に観音像を画く、昌、一日、空海、花を以て硯の上に観音像一鉢を画く、貞観十七年、所の三千仏の像を画く、二月の内、隆盛寺、七十九歳、右大臣、平、北、

○時範　上

姓ハ平、尾張守、

○道元　上

曹洞宗の僧、姓ハ源氏、摂津の人なり、一の名ハ希元、久我の通忠の男なり、宋に入て法を天童如浄に学ぶ、永平寺、開山、北、

○道覚　上

初め青蓮院宮、後に西山の宮と号す、青蓮院宮、後に親王、西山の宮、初め天台の学を学ぶ、後に禅を学ぶ、国師等覚院の西界の夢跡羅あり、建長二年正月十七日入滅、

○時頼　上

姓ハ平北条氏、正四位下相模守、父ハ修理亮時氏、母ハ松下禅尼、寛元五年、兄経時に代て執権となる、建長元年十二月廿日、剃髪して最明寺と号す、法名道崇、弘長三年十月廿日卒す、三十七歳、

○曇芳和尚　中

宋ハ周、応、宋成と号す、国師の弟子、建長寺に住す、牧渓を学ひて花鳥竹石を画く、筆力粗放、寂す、

○道林　中

宋ハ貌、道林と婿とす、

○洞玄　中　全

宋朋の弟子なり、ある人ハ周文の弟子といふ、姓ハ岐の氏、号ハ法山、水人物淡彩の画ハ馬遠、夏珪の風を以べり、

○等原　中

東山義政公の四男、香厳院に住す、画を好て周文に学ぶ、等原、漆、利家の孫、法山、義性の婿、

名画拾葉　画工使覧

と

後花園帝永享頃の人なり

某の後等源を養とし義尚公薨して嗣子なく連枝なし
こゝにおいて義視の男義植公を嗣とすことあり
また異本の系図は等源をのせて[illegible]天
義尚公の[illegible]寺天世にとどまる 其筆跡 紀州
高野山にあり

○全書
等春 中
姓氏をしらず 備前の人なり 周文に学び 山水花[illegible]
（等春は等源の後[illegible] 義尚公[illegible]）

○名画捨葉
等明 中
鳥獣を長ぜり
（周文備州に移りし時[illegible]）
京師の人なり 画を学ぶ 伊勢の国司北畠氏による 度会延直が画く所の清盛八幡の社を勧請する図をうつさしむ 設色尤精しと

○画文
富景 中
土岐氏美濃国の大守 よく鷹を画く（図画を好て）周文の筆法より出たる巧妙絶倫 楊月に比すべき 然も他の物あらず 長ずる處只鷹 乃ち是を得たるもの（下条洞文とありと云ふ）或書に富景の

△杉蔵考ふるに洞文の印あり 同人か異人か考ふべし

○巨勢系図
俊久 上
姓は巨勢 泉涌寺の[illegible]人なり 弾等宗久の子なり

○全書 冠字氏 画工便覧
等顔 中
雲谷と称す 雪舟より三世の画孫なり ことに正統を得て後に[illegible]門の[illegible]
（長門の人 天正十一年[illegible]雪舟流をも[illegible]）

○画工便覧
等簡 中
周文に学ぶ 筆格最佳作なり 好て山水[illegible]
草木を画く [illegible]の[illegible]を以てす

○名画捨葉
東朱 中
仙女の図あり 尤古意あり

等[illegible]

○画工便覧 全書
等益 中
雲谷と称して雪舟四世の画孫也 法橋
に叙せらる 等顔が子なり

○全書 異雲谷系図
等与 中
雲谷と称し法橋に叙せらる 等顔
の孫 等益が子なり

○全書 異雲谷系図
等爾 中
又雲谷と称す 法橋に叙せらる 等
益の子 等与が弟なり 花鳥をよくす

○全書 異雲谷系図
等播 中
等与の養子 実は等益の末子なり 法
眼に叙せらる 雲谷庵七世なり 雲谷庵五

と

世等禅と共に付て共に後の役をつとむ 庵主

○等伯 中 長谷川氏初の名久六能州七尾の人なり或ふ能登の人 画工便覧

雪舟の傳なり其子孫有名なり但彼の子孫画法翁流にて又別に等周宗宅と号し其画父に及ばず久く絶す

○等悦 中 雪舟の弟子なり 長谷川氏等伯の弟子 水人物を画く

○秋月等観 中 名 画工便覧 全書

秋月等観 高城氏世々武門なり薩州の天寺に住し坂刺髪して僧となる雪舟我師として画図をよくす則ち師に随て中花に入其名を異域に得ると云へり故に秋月の画く意我出る水墨に長せり故に秋月の画く所印あきらかの世人あるあり雪舟と云雪谷庵の四世なり 雪舟の弟子なり 或書に後に還俗して後に寺に住す 後に還俗して後に寺に住す 雪舟の弟子なり

○等祥 中

○等梅 中 雪舟を学ぶ人なり 画工便覧

人なり 筆格周耕に似たり 傳 雪谷庵八世のなり 雪舟の弟子なり

○等巴 中 画工便覧

何れの人なるかを知らず 筆力乏しき雪舟の弟子なり

○等清 中 画工便覧

奥州の人なり 筆格を学ぶ多く清の筆を倣ふ雪舟村と称す下文等信とあり 後に等信の弟子なり

○等永 中 画工便覧

常陸奥二州に居す 後に等信の弟子

○等[illegible] 木 中 名画拾葉

其画く所仏像草花あり筆力尋常にして功あり 村の風格あり

○洞雪 中 名画拾葉 全書

奥州三春の西村の人なり仏刹に住す能画を善くす 墨花鳥獣を画く又半身の蓮摩の像あり画法は雪舟の風

[illegible]又雪舟と云者あり同異を定て
[illegible]疑[illegible]くハ宝の上下にのゝりうるれこそ
して同人なりんを能考へ

○東澤 中 筑後の人好て佛像及ひ兒戯の図を画
名画聚集 画工便覧 くたゝ其法を[illegible]ところ[illegible]をふ
ものあれハ昂ち施[illegible]
の人なり

○等歳 中 世姓を[illegible]れ州の人なり高野山よ
画工便覧 僧 住て又印文[illegible]宗氏半雪と[illegible]雪
全書 舟を師とし[illegible]筆力やゝ粗なり[illegible]
等陽の門人[illegible]
[illegible]

○特峯和尚 中 丹陽万松[illegible]日寺の[illegible]
名画聚集 [illegible]
画工便覧 [illegible]

○等禪 中 世姓を[illegible]甫雪[illegible]
画工便覧 雪舟 等楊[illegible]師[illegible]
雲谷画 乃名画の法を学ぶ雲谷庵五世なり等楊の幸
して雪舟晩年の門人なり雲谷庵に住て
[illegible]世の等碩より後なれども雪舟と直する
[illegible]て五世と[illegible]

○等碩 中 秋月[illegible]牧雲子と号し
画工便覧 画を能[illegible]雪舟より秋月等碩より
雲谷画 薩州の太守に仕へ
至りて別に一家をなし[illegible]
雲谷庵六世と[illegible]等楊より[illegible]
[illegible]等楊[illegible]五世と[illegible]
[illegible]後[illegible]文竜[illegible]の人

○等楊 中 世姓を[illegible]
楊筆と書せり[illegible]
等楊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○東陽 中 傳記[illegible]周德乃系譜り鈞まり

等源 中 香厳院と号し[illegible]東山源公の四男義尚
公の[illegible]初め周文に御[illegible]又唐画の
風を学ぶ墨色淡色[illegible]佳作[illegible]
紀州[illegible]野山に[illegible]

○等薩 中　姓は弓削波月と号す隅州の産にして薩州の大守に仕へ[illegible]秋月氏に[illegible]ひ周徳に師とし[illegible]く山水花鳥を画く人物足[illegible]つく粗豪にして雄健なり画中に元六十歳天正三年乙亥六月日と書す[illegible]あり法[illegible]傳とも周徳に志さしひて周防に居る

○た道安 中　姓は源氏山田氏諱は順清初代より世々武つよくして和州福住の郷に住す[illegible]の一族なり其画周文雪舟を学び又東画を学て其意を用ゆる後三世迄号等に印を用ひ[illegible]後福系[illegible]文亀[illegible]の人なり

○た道安 中　姓は源氏山田氏諱は順定或は順夏[illegible]輔道安は剃髪の号なり世々武門にして和州[illegible]山田岩掛の城主筒井氏の一族なり画事を精し三世を画伝にして印号用ひ始て用ひる天正元年十月廿日卒

○た道安 中　姓は源氏山田氏諱は順貞道安三代目なり号義を印形を用ひる

○等藝 中　雪舟[illegible]を学ひ画意等梅と和[illegible]其名に等の字伝[illegible]ひ[illegible]雪舟の徒なり

○東海謝琮 中　印文り元美と[illegible]雑画を[illegible]く又彩[illegible]に東海謝琮とかけり

○等耕 中　周文雪舟伝を[illegible]人物花鳥を[illegible]雪舟門弟なり[illegible]れ[illegible]

○等慶 中　奥州の人なり著色の花禽[illegible]と画く雪村より[illegible]の山水[illegible]宗舟の風を[illegible]物[illegible]筆法を兼ぬ

○訥菴 中　筆法宗舟を[illegible]べり画[illegible]兼潤なり墨花鳥[illegible]鷺を[illegible]けり

○道賀 中　仏女を画く筆法周文雪舟より[illegible]

○等安 中 雪舟を学べり画意雅趣あり

長谷川氏等伯子なり

○等周 中

○等傳 中 清良と号し雪舟を学べり墨山水

また大墨を画く

○等周 中 名画拾遺画譜 何れの人を詳せず大德寺龍源院の客

殿を画く仏像のひ様顔花鳥共に

○等本 中 画法周文雪舟より出でり其山水

花鳥師傳あり画く所の物扇面

多し

○等室 中 雪舟 雪舟に学ぶ墨観音を画けり

○等誓 中 僧 浄土宗の僧也泉州境の津安養

寺に居り雪舟を学べり鐘馗

並に雑画を画けり其名を降せり

○等悅 中 名画拾遺画譜 (長谷川氏等的の長子なり)

画意雪舟を学べり大墨並に雑

画を画けり愚翁と号せり山陽の人なり

○等雪 中 半身達磨の像を画く雪舟の風あ

り豪気の作あり之を画くもいとう佳

しちの一

○等牧 中 墨不動を画けり水墨の法

に類す筆意雪舟より出でり

○等波 雑 画法 十牛圖を画けり墨水墨蒼老なり

雪舟より出でり筆法

日面の人なり秋月の門人なり

○等重 雑 文殊の像並に雑圖を画く墨色

画法便覧 ○等水月 雑 何れの人なるか詳ならず雪舟を学ぶ墨

画く佳なり筆力よく秋月に似たり

長谷川氏けさ等伯の族なり墨

画を得たり竹林の七賢或画く筆

法家傳を脱して古風の格あり画力陸奇

また佳美なり

○等海　長富氏大隅の人秋月の弟子

○等齊　高野氏信濃の人雪舟の弟子なり

○等恕　芝辰の人雪舟の弟子なり

○等遠　雪舟を学ぶ

○等拙　大隅の人秋月の弟子なり

○等的　長谷川氏等重の子なり系譜ふ釣まりけり画孫の

○等林　長谷川氏等的の二子なり家の至宝なりけり画孫の

○等言　或ハ等楷ヲ作ル長谷川氏墨画人あり

○等作　長谷川氏等的の三子なり　長谷川家系　清楠　雲谷と号し等顔の孫なり其子等璵よく家学を継ぐ

道頻　律　石見光純土佐光茂の弟子なり

○等覚　僧　椎大伝都日向の人等藝の弟子なり

○等雪　雪　岸田氏常信の人

○道味　専　狩野氏俗名助之丞古右京の人

洞琳　専　狩野氏諱生信洞白益信の実子なり

○時信　専　狩野氏俗名源四郎後右京と稱す永徳の曾孫孝信の孫永真の子なり安信　延宝六年十月六日卒三十七歳

道味　専　狩野氏通称与助古右京光信の人

○得庵 専

狩野氏元信の門人なり 邸は德庵より
佐久文能庵とも云ふ 誤なり 花[illegible]
の誤字なるべし

知信 専

一説に綱也傳えて系圖なるべし 釣
[illegible]

○洞春 専

狩野氏諱は福信又兼信又義信又
良信と云ふ 益信なるべし 享保八年
十二月十二日卒

○洞元 専

狩野氏諱は邦信俗名久米之助洞
春益信なるべし 寿碩なるべし 江戸より
仕る 宝永三年八月三日卒 寿碩は春川信政の二男

○洞琳 専

狩野氏諱は波信 洞元邦信養
宝暦四年正月廿六日卒

○洞壽 専

狩野氏諱は克信洞元の嫡子なり 安永
六年十月廿六日卒

○洞春 専

狩野氏諱は義信 元仙方信の子なり
寛政九年二月廿八日卒

○留女 専 女

狩野休山德信の女なり 画をよくす
狩野松林の妻なり

○洞益 専

狩野氏[illegible]
飯田氏永叔の門人なり 名は正友 江戸徳
年中の人なり 洞庵與信の弟
狩野氏名は由信 白月斎と号す 名は觀之助 元琳
と云ふ 後洞隣と改む 文政三年七月七日死

○洞琳 専

狩野氏諱は義信 寛政九年二月廿八日
卒

○洞春 専

狩野氏名は與信又[illegible]信 幼名は洞元 安永
三年正月十九日卒 [illegible]信の男なり

○洞庭 専

[illegible]中村氏江戸の人なり 益信の
門人なり

○洞伯 専

○洞白 専

狩野氏蒔は愛信洞春義信なり
[illegible]かねてより狩野玉栄の母なり

○富信 女 専

雲谷庵八世なり

○等鶴

○洞祥 尊

狩野氏洞琳由信の男

○等村

雲谷庵十世なり

○洞壽 尊

狩野氏洞祥の男なり 諱は言信
又采信 文政十二年十一月廿四日死
又成信

○等微

雲谷十二世孫

○道晃（た）

紹運録下十六ノ名画拾遺

年六月十八日

○東暉

紀氏名廣成字は善提平安の人初月渓に学ひ後其格を変し人物を工に

ありて又兵道より法を倣て仏像を画く

○豊彦（ほ）

岡本氏家ハ高彦村と号し備中の人なり平安の住月渓を師とす

○屠龍

薩州の人姓名を知らず能く竜虎を

画く

○東洲

村上氏名ハ成章字は国季変平安の人なり

鰲山に学ひ其格を変ず人物山

水花鳥を画く寛政元年没年七十

○等屋

名画拾遺

画三使覧

父等雄に学ひて藝州福島家に仕ふ

○特英（特）

名画拾遺

壽来和尚と号し長徳山主

稜の法嗣之既白画に長徳山主

其絵杉花堂に倣ひ自ら図上に題す

○道南（た）

名画拾遺

ありて

仏画の人なり長崎に住す其生山仏画の図

深草元政の賛あり

○訥言

○等宿

名画拾遺

田中氏名ハ敏平安の人家系信濃の産

禅和尚に学ひ雑画を画く

○等雲

長谷川氏其画ける涅槃像は慈眼

大師の像なり

長谷川氏宗

○羽郁

○稲嶺（た）

玄々齋と号し柳庭家に仕ふ洞雲

益信と同人なり

土方氏宋紫石と同人なり

○藤永

羽川氏伊勢の人なり其筆跡は谷中感應寺堂の内陣なる天人の画あり

○桃隣

天野氏俗名為孝太白堂と号し又五葉庵呉竹軒と号す老後桃隣と改む伊賀上野の人なり享保四年十二月歿年一説

○羽立

飯田氏伊勢の人なり定永中世系詳ならず北島氏

○羽月

観山亦と号す法橋に叙せらる寛政五年禁裏造営の時陵の清水の西なる図画せり

○羽岩

佐久間氏通称伊家の画師なり仙台侯に新井白石と友たり

○桃源 寿

狩野氏諱は定信姓は豊臣木下氏方傳の次男なり後に狩野氏伊賀守俊治

○俊長

○等村

天王谷庵十世なり十世等村の実子なり画人名を同じ画を似せり

○東溪

少倉氏名は不重摂津の人なり南蘋を学ぶ

○東洋

宗は大洋玉峨と号す陸奥の人なり初め狩野を梅笑に学ぶ後に板垣拳月溪と交り其格を学ぶ

富信 女

名は狩野玉栄の母なり

○富 女

いづれの人なるか共画の名書なり後京氏女宗と号す又物部氏安富筆とのみなり七十二歳の行年書あり

○等直

後に矩直と号す

法橋に叙せられ雲谷と号す長男の人

○等哲

等益の三子なり

○等活　雲谷と号す　法橋に叙す

○等陳　法橋に叙す

○等桂　雲谷と号す

○等愷　波多野　長州の人　等春の画を習ふ

○等有　波多野　花鳥山水を画く

○等快　波多野

○等月　波多野　長州の人

○等為　中森

○等圓　中森

○等珍　長富

○等海　長富

○等仙　長富

○等逸　長富

○等全　法橋に叙す　雲谷と号す　長州の太守

○等恕　法橋に叙す　雪舟の子孫の人　雪舟を学ぶ

○等澄　法橋に叙す

○等宅　法橋に叙す

○等笠　等澄の養子なり

○等琳　雪舟の人なり

○等儀

○等潤

○等安　法橋に叙す　雪舟を学ぶ　雅趣あり　尾中の人なり

○等砌
○等珉
○等遵
○等亨
○等冲
○等呉
○等陸
○等甫
○等珠
○等意
○等宣

雲谷流の画原なり

雲谷等宅の子なり藝州福島家に仕ふ水墨たより

○等損
○等瓔
○等列
○等世
○等樹
○等肉
○等外
○等鷗
○等叔
○等周

雲谷等作りの子なりよく家学を継く

画譜
下総本寺島村白髭社内碑面

下総本牡川村の人幼より世隨世長老よりて学ぶ

空谷文作画
筆風周文をもつとして山水草木を画く尤佳作なり方形下を刑

○等效

○時風　不非軒と号氏名書ハ日本往来

○洞雪　苑田氏名ハ定好牧聖益信ノ高弟

○得水　赤井氏書をよく　通称文治郎加州の人なり　又墨竹をよく

○徳巖　名理豊宝鏡寺宮と称す後西院の皇女なり　書画をよくす　延享年五月十二日歳七十四

○俊將　坊城家世々小川坊城と称す権大納言俊清卿の男二位なる由　忠康権大納言正二位なる由　寛延二年正月一日歳五十一

○貞選　岩倉家也　浮吉又家　昊後三位なる由　信ノ翁也　廣雅ノ男　実ハ光綱卿の末子なり　寛政九年八月十日薨　法名可汲と号ス　文政七年七月七日薨　六十六

○道怨僧正　蓮華光院安井門跡と称す　寛政元年　白房輔公の子　実ハ久我中納言通名つゝみ子なり　元文元年歳六十八

○供敦好法　桜井宗正三位なる由　後西位不氏　福の男　実ハ正三位氏敦の男なり　寛政六年十月四日歳五十三

○得受　河内の人　雪舟の筆風を学ス　祇主なり

○等汪　大隅の人　等藝の弟子　蔵主なり

○等賢

日向の人等藝の子なり稚大
俗都なるる

○統泰

名画珍重堂
是雲大意
後奥州

窪田氏俗称なれども上人証回賛五巻を著はす日蓮
天文五年十月
天文五年十月
書跋
きいろく天文五年
るあるのことなれども書きたるあり出画巻いま
京都本国寺のありとなん

○徳悦

絵所なり法眼なる

○園南

浅井氏名は直亨は雅寅醫を
以て業とせり宮崎鈎園山科李隣
御園嘉海皆よく墨井を画く
平安の四作と称せり墨井を画く世人

○呑郷

要雲

大原氏京の人なり山水を画く

○遯庵

横谷氏名は友常江戸の人
戯画をよくせり

○等渓

雪谷と号氏法橋の称す雪舟
十一世なり
長谷川氏何れの人なるを
永正四年の人なり

○等徴

相部補正

○洞市

傍嶋氏京永徳四年の人なり
画工の内なり

○洞秀

名美之法橋の称す

○等的

雪谷と号氏等爾の弟なり
法橋の称あり

○等去

泉州の人周文門人

○等連

相部補正

雪江と号す

○等忠

長谷川氏

○等澤

雪渓と号氏雪舟門人なり

○等清

画師なり何れの人なるを
知らず仲渓
字は仲渓

○堂九如

名は美之法橋の称あり

□洞秀

口 菅像 長谷川氏

長谷川氏

口 菅覺 同

長谷川氏

口 竹内英 同

長谷川氏雪僊と号す

ち之部

直 ○中将姫 上

名画拾景 画工便覽

法名法如 忍来ス 孝謙の女なり 聖武帝の后 橘佩 右府考

宝亀六年三月十四日逝 天平宝字七年 當麻寺ニ入テ 蓮糸ヲ以テ 當麻寺ニ入テ 曼陀羅の本尊ヲ織ル 即チ當麻の

去年二十九歳

當麻寺縁起 扶桑略記 上人伝 巻二編 四百卅七ページ

○千蔭 せ

十画巻五ノ十 画工便覽

姓は菊原氏 図上ヨリ自ら誓を加 幹 の男なり

ふるものあり 村上帝天暦頃の人

り書画をよく

摂政政信 是左右芝二 公の男なり 陸奥と号す

○千枝 せ 上

画工便覽 朝野旧聞 張子房の巻 三十四 ちりくにいけにをちこちの上 つゆのつりしのびの上 ちりくにいけにをちこちの上 つゆのつりしのびの上

世姓を藤原氏 師也源氏物語須磨の巻に人てのうつ

師也源氏物語須磨の巻に人てのうつ

○智首座 上

名画拾景 画工便覽

虎図 猛師の徒なり 嘉暦元年七月師の

世を四の虎図自ら誓を図す 九月

楞厳会の図を画き 誓を乞ふ 後醍醐帝元

亨元年の人なり

直 ○良房公 上

画史 分類 五十ノ

姓は藤原氏 其画りくわの春日

明神の化現 赤童子 今現 あり 貞

観十四年 九月四日 薨 年 四十九 忠仁公の 遺 あり

ち

○圓珍 和尚 上

尊ハ圓珍讃州の人なり黄色の不動像を図せしかども黄不動と称せり和州長谷寺よりおさむるなり如て仏像を画く寛平四年十月廿九日入滅七十八 延長五年十二月廿七日 内侍宣

○智證大師

○珍海僧都 上

醍醐寺の祥那 俗姓なり仁平年中 陵ハ住吉に在 東大寺三論宗 朝弁僧正 東大寺三論宗 朝弁僧正 中納言房 上

○中納言房 上

○澄賀 上

宅磨氏法眼 神妙に至る 叙す仏像人物 九條摂政 藤相公 上人の真影をうつす

○中納言房 上

○智光 上

○苗首座 上

○智泉 上

○長嘉 上

○伸安和尚 中

ち

○仲安 中 名画拾景 画譜

名ハ真康九杏と号ス其画ハ落書ヒ似タリ仏像人物木あり或人ハ水彩の人物の下を以て祥瑞の下を共画ハ似タルヨリ墨ヲ流シ行キタル印ヲ龍杏ヲ流シ行キタル印ヲ墨ヲ流シ行キタル印ヲ地ヲ塗ル

○直庵 中 名画拾景 画譜

花を画キ度長年中一幅あり 又水墨草花居キ鶴を画く功あり 曾我氏日記 系図出ル泉州堺ヨリ

○道庵 中 名画拾景 画譜

系図 直庵ノ門ニ鈎之世僧ニ直庵と 曾我氏日記 又新撰名画拾景 直庵ニ之あり

○道庵 中 名画拾景 画譜

曾我氏ニ直庵の子ニ下中ニ三のみ之あり

○智傳 僧 又知恩院ノ単庵ニ

文より歩て牧溪玉澗を学ぶ其の墨戯よく藁筆に周ゆ大む孫真相ヨリ似タリ 雪舟周文ノ人なり

○偷用齋 中

世姓を考ル印文り真悦と画ヲ業法周文を使ヒ多く花鳥を画ク

○筑陽 中

傳譜見ル

よく雑画を画ク

○長柳齋 中

よく墨彩ヲ画ク意趣月を相似タリ

○特木 中 名画拾景 全書

系図可ト云ヒ鈎ル傳ヲ一或ハ落書ヒ似タリ

○竹隠 名画拾景

よく荷蓮の図を画く指墨高ク格あり

○智怡 僧

画法明光を学ぶ其作ハ多ク得

○長尊 僧

河州観心寺ノ僧画ル明光ニ学ブ

○濃川 雑 僧

名ハ永海九州の人なり元和年中京師ヨリ来ル画法雪舟より出ル更ニ新意あり

○竹木 雑

雑画を画く法勢を学ぶ

○親當 中 名画拾景

蜷川氏新左三郎と称シ筆の亟親像子ニ薙髪して智蘊と号ス自ト肖像を画く橋流の家なり山城の州壬生寺縁起を画く不ト云フ文安五年五月十日年ニ或ハ文安四年作ル

○智海　雑僧　何国の人なるを詳にせず　梵模の不筆拙用て不動尊あり　二三里よりを去らく寺院の巌威を極む画像なり　智海七十五歳明應四年乙亥十二月朔日或は不動の像十万幣餘偈を画くと書　明應四年十二月日化　七十五歳

○竹松丸　休白昌信の子なり

○長女　専　阿部之州の家臣川崎盛あり　徳川家三の女の画子をつとむ昌運なり　人なり

○親信　専　狩野氏主水と号す又内蔵助と稱す　永正年間の画サ七年なりて卒す　男あり又よりて業信と号す

○竹翁　専　名八重則又定則又　陽漢又養漢と作る　東漢　陽成院の画を作る　幡田氏将野休白長信門人也　探巌俗名東次郎　秋友氏と号す　出羽の人なり　梁楷の筆法を学ぶ

○長月　専　能登氏画　福山三郎　安信の門人

○中興　専　名画捨景　何れの人なるを詳にせず　能元信の門人也　佳作あり

○竺庵　僧　名は淨印　梅隠道人と号す　字は萬字　ある国画をよくす

○志馬　海北氏友泉の門人なり　その業を学ぶ

○晁有鄰　紫藤の名人　名は豊興　字は詩叔　宋

○竹堂　名は寧　字は清夫　好古

○珍阿弥　名は真珍　狩野氏の画を学ぶ　相阿弥の後

○長洲　寛政記　浪花の人なり　光琳の遺風を学ぶ　安永天明の人なり　寛政元年　葉素伝　遠景の母西樹の屋子の画也　竹井氏名漸　字は中漸　平安の人なり　のうりなり

○中衛　力の人なり　彩也　名は屋信　養真と号す　叙也

○直義　法橋

秦氏名は茂包忘筌堂と号す

○竹採

何竹の人をしらず虎及び井石を画く筆法草こうなるの勢

○超秀

姓氏をしらず江陽烏天神の社殿の額を画きうる人なり

○張縕

○竹齋

観徳堂と号す享保元文比の人なり よく井を画く

田能村氏名は憲通称行我と云

○竹田

其一族の人侍読をよくし又画をつくる

清人をしたふ其山水梅竹佳奇

愛すべし

○直賢

白井氏字は子齊雅号を画く又蘭を画くこと妙なり

○竹洞

中村氏名は盛昌字は伯明尾州の人なり

早安を居とし初め宮常を師とし自ら一格をなす山水梅竹

法元人を法り自ら一格をなす

○竹石

長町氏名は徽字は琴谷讃岐の人なり

初め南蘋を学ひ後大に其格を変ず

○長江

中村氏永納の弟子なり

○北溪

名は元明其平文と一道とあげ号す

故北溪をよく家の町家の人なり後農

人となり剃髪して弘福寺鉄牛の徒となる

北溪氏の筆風を好て学ぶ七磯を通ず

世に世の名行て人魂を或母を行ていたく

学ばい何の形ひのあるこを知ず北溪こゝにいふ

北溪氏の五百羅漢の図を写す

学ばれども永貧にして成就せずと云ふ

北溪の写き者をあれども唐より五十幅程の絵画を

画へ北溪を送る即ち其絵を模して東福寺

る行て世の伝ふる者形を述ふ任ずるに不忠儀

なり北溪氏の識の記録のみを世に伝ふ

俗にいつわれ人なりして我が画とし求む是をもとむる者あり

羅漢の写を画かず

別に与ふること書を求むるものの為

を与ふ北溪より五百羅漢を写し外に釈迦文殊

より十幅の五十幅に五百羅漢を写し

普賢の三幅を画く此三幅を木庵の賛あり

右五十幅弘福寺に蔵せり

幅八今東叡山の内養玉院にあり五百羅漢八
今護持院にあり兆渓或は弥陀観音勢至
の像三幅を画て唐土に送る時に福州の王
永明[illegible]弾に其画を称して石に一顆を
兆渓に送る其石に又小篆にて華蕚聖胎の四字
あり傍に楷書にて福唐王永明送恵の七字
を彫付たり兆渓(後京師)京師等定の浄住寺
に送るこの寺の襖壁の画八皆兆渓の筆歟
又ときとい(り)室永七年十二月廿日武州牛島
弘福寺住職に兆渓元明上人とあり

○朝湖(て)

葉山氏通称仁助肥前の侍賀
鍋島家の臣なり長谷川流を
学ぶ一説に以前の人なり

○忠成

水野氏従五位侍従出羽守と任官す閑
所と号す後位侍従出羽守忠友の
男寅八岡野肥前守の次男なり天保五年
二月廿八日卒す

○忠精

牧野氏従五位侍従備前守と任官す長岡侍従と
称す東新と号す弘前藩忠寛男
翌侍従長岡の惣主なり

○忠友

水野氏従五位侍従出羽守と任官
出羽守忠成の男母は深川典侍の
学ぶ享和三年九月十九日卒す

○直晴

堀氏従五位下内蔵頭と任官す
公卿のいとま画を好む雲舟筆
風を学ぶ文化十一年七月十七日卒す五十
六

○直興

堀氏従五位下内蔵頭直晴の男画を好む應
出雲寺種周の弟なり
内蔵頭直晴を学ぶ文政四年八月十日
挙り業を学ぶ
卒す二十九

○忠剌(トキ)

松平主殿頭市正溝口主
殿頭忠視の男二男八岡藩日向守
勘敬の男なり好て画を狩人谷の肥
前島原の侍主八世人の裔なり

○智海

画僧 心恵と号す
高僧伝 六十巻の十一丁ウラ

中 宗心恵道照と号し宋燈の学を
侍して四尼を保受し美濃密乗
を伝ふ忍性と後て通受の鶏磨をうく
永仁四年 北條貞時 鶴岳山光圓寺を宗
き智海をして開山とし海を不動明王
明王の像を画きて八千枚拔の法を修せ
五千枚摩手画の弥陀像を現ぜ寺あり

○重政

北尾氏紅翠斎 鶴 花藍
と号し天明年間の人なり

○鎮信

松浦氏肥前守信貞 或郡卿法印と
号し肥後平戸の城主松浦家
八代人の爵なり

○知足道人

海北氏友竹の先祖 才ある世を遁
て通世し

○忠之

沼津氏通称又七郎 甲斐一の宮八
幡宮の一千貫を寄せるあり
永禄の末を結ぶあり

○忠以

酒井氏雅楽頭 後四位侍従 忠茶の男なり 四国を
雅楽頭忠茶

落款 宗雅

○親助

小右記

寛弘二年 [illegible] 摂政あり [illegible] 大饗の
用意四尺の屏風の絵の屏風十二帖を [illegible]
画工は織部佐親助 色紙形は侍従
あり 侍は大納言齊信公任或は大納言
業内蔵頭 [illegible] 為政大納言記義忠為対法師
和歌は商主 補親 [illegible] 大和守 [illegible]
保昌 [illegible] 武部 [illegible]

○知順

長秋記 大炊寮元 天承元年 七月 [illegible] 羽の陽明門 [illegible] 仏檀の後
夏より九品曼荼羅の絵像を図せしとなり

○忠實

台記
金鼎

好 [illegible] 太政大臣 [illegible]
通公の男なり 図画を [illegible] 係 延二年十
庚保二年十月十八日 [illegible] 八十五 知足院と
後宇治殿 [illegible] 富家殿と号す

○朝圓

及右 [illegible]十巻

世 [illegible] 法 [illegible]
[illegible] 画工朝圓 [illegible]
中と [illegible]

○長成室

栄花物語 [illegible]
金鼎 六ノ二十三ウ

正室 [illegible] 大納言 [illegible] 信俊の三女なり 書画
[illegible] 長元頃の人

□忠真 洛誓願寺什物十王図背書

何世の人ともしれす隆信と号す洛
誓願寺什物十王の図ハ其背に題す
背書ニ隆信忠真筆也とあり

□忠久 東叡山什物曼荼羅背書

姓ハ藤原左近将監とあり東叡山什物
曼荼羅の背書にあり 正和年中の人

□長亀

西川氏或ハ宮川長春の男とも云

忠崇

酒井石見守忠[illegible]
津軽[illegible]信[illegible]の人

△或時居宅火災にあへり自ら家のうちより出て大路へ出て我家の
火[illegible]
[illegible]
不動尊の火炎[illegible]
[illegible]
[illegible]

り之部

○琳賢 上 名画拾彙

芝法眼と号す南都東大寺の
縁起の絵図なり 橘義済か
帰[illegible]春日の絵所とも南都に住す或ハ大原ニ住

○李放 上

画ハ宋元の間の人にて
帰化せしものか未た詳ならす

隆慶 上

○良秀 上 全書 宇治拾遺 三ノ廿二

姓ハ巨勢法眼源慶の子なり 丹後守と号
其世姓を志らす仏画師なり 当世の
人良秀か画く所の不動の絵を求
めて奇物とす

○陵深僧都 上 名画拾彙

寛弘七年三月十八日南殿ニて釈迦七仏薬師法華経一千部供養の時
僧都陵深画師として

○良賀 上 本朝画史 明月記 建暦二 廿六 法勝寺行幸

画所預法眼に叙す土御門院
承元二年和州当麻寺の僧鏡恩
坊良喜坊恵阿弥坊等心を合せ新ま
んだらを図せんと欲して此義を奏せ

り

り

しかば則勅許ありて絲師良賀源慶より
詔して法名をうけしむ

○良仁　名画録水墨記　長保四年勅許　十名記名画録

法師師なり　嘉暦二年九月二日
定間氏　法師中なり
享年六十三歳
没

○引尊　上　名画録常楽記

小島氏曾我氏白紙氏族なり周文を師
として山水花鳥人物をよく彩墨
共に得たり但し筆力やあしし周文はの
氏慈円共雅趣愛しつべし　天文年
中の人なり

○亮仙　中

○良敏　中　世姓をしらず金渓道人とそなに
くらべ人物花鳥牧渓を学ぶ筆法周
文よりまされり

○龍登　中　世姓詳ならず山水花鳥仙人を
豊後覚　よく画法周文雪舟御家より筆
意清奇なり画法を得る事八十八と筆さる
あり後出家して画仁法の人なり

○琳賀　上　俗姓平氏紀州那賀郡の人なり與福寺に出て
琳　法相を学び後高野山に登て良禅尚和の後に
家学をうけ雲而を祈る妙心寺の開山無関普門
歌書　又画を工とす　東大寺誌を図す

○李忻　文安六年八月十四日手に家印を作り自ら法号を唱ず
七十七　中　画法周文より出でしかども大体はなし

○良富　中　周文雪舟御家より画像を略す
きわめて筆力老潤なり

○良富　中　同名あり周文に異を混さんとす
出山の釈迦並び芦雁を画く墨
色筆法雪舟より出てその秋月に似たり

○良旭　中　周画を工とす著色のものあり

○林玄　中　芝氏　芝氏は名氏のまま　長谷氏　長谷観音堂の系　長谷法眼は知恵慶長寺中一系なり
画工度覚　仏の人を画く所秋月筆　生動

○量風　中　風を学ぶ氏後指を帰文善法の人
名画録量

○良海　雑　何れの人とかを画く人丸の像を画く
筆法雪村に似たり前の真如寺
用林東の契ある物なり彩墨も鹿躰
なり世に傳ふるものなり

り

り

○良全法印 雜

画をよくし可翁と称し諱を[illegible]

鎌倉南禅寺の可翁と其人時代[illegible]かふ画法

と又相州也本国寺の什物に羅漢三十二幅あり画後に云正平七年壬辰三月七日

画工良全筆とと云

○良圓 雜

仏像を画く法眼

摂州多田の光遍寺に良圓が画く所なり裏書に康

安二年二月廿三日画工法橋良圓筆とあり

○李欽 雜

汶

播州多田村の人なり画をよくし明に入て大明にて入くその名を高峯

○了歸 雜

墨竹雀を画く筆法真相

一字小物なり

○良忠上人

宗ハ然阿[illegible]石州三隅の人なり[illegible]

鎌倉光明寺の開山なり自画の像今光明寺にあり弘安十年七月六日寂

○林居 雜

墨竹を画く筆法真相似

何[illegible]

○隆仙 專

永徳の弟子也

○引後

○柳雪 專

狩野氏諱ハ秀信大学の氏信の子

一説に内匠の二男

正徳二年八月廿七日卒六十六歳

○柳伯 專

狩野氏諱ハ定信柳雪の子

年十一月廿九日卒

○柳溪 專

狩野氏諱ハ邑信柳伯の子永徳の弟子なり

○柳巣 專

又云永[illegible]

諱ハ守光桃田氏探幽の弟子なり法橋

に叙し水戸の[illegible]

○良方

[illegible]ハ良方[illegible]将に任し天慶

[illegible]の人なり

○隆仙 専 奈須氏安信 永禄五年
○理齋 専 早淵氏常信の人
○林叔 専 [illegible]氏の姓 井尾 諱は武信又 戒善井尾
栢の叔父 不白堂と号す 信濃の[illegible]
見性寺保寿十五年八月十二日卒 五十四歳

○涼珉 専 池田氏 永叔 名は寿信
大石氏安信の[illegible]人
○林齋 寺
○引昌 専 [illegible]氏の姓 諱は安季又季政又季一と云
法橋の叔父 信名多門橋と字す 昌庵永三と称す
[illegible]昌庵の長男なり 昌庵永三と共に文[illegible]昌庵と共に
栢の叔父なり 京都[illegible]の家臣の家を信
の名を称す 永三の既地山城小栗栖に[illegible]
禁裏の絵師を[illegible]
[illegible]

○立泉 専 奈須氏信名は[illegible]
○引石 専 馬淵氏通称山[illegible]
○柳雪 専 諱は中信 柳渓邑信の[illegible]
十月七日卒

○涼珉 専 諱は跡信
○引海 専 [illegible]氏名は元昭通称九郎三郎
○柳渓 専 [illegible]氏の姓 諱は共信 柳雪中信の[illegible]
七歳 [illegible]政十二年十二月十二日卒 五十[illegible]

○柳圓 専 [illegible]氏 名は久信通称庄三郎
○引知 専 松栄の人なり
○柳正 専 [illegible]氏 諱は寿英 柳栄の長子 法橋
栢の叔父 永[illegible]
○引不 専 [illegible]氏 治部と稱す 隆光[illegible]
政の二子なり

り

○立説 専 庄那氏の子にして俗を輝盛つ人あり

良庵 専 竹氏なり 永徳つ人

○了兼 専 又了乗と書 俗名長氏 諱は氏 信 政 又

圖了不二 飼 或同 諱は季 信 政 又

季之 日 信

○了敬 専 渡邉氏元信の業風を学ぶ肥前の人 信 政

平戸に住す其画輝盛に似て

○里恭 初伏氏 字

細画なり墨 水 のなるなり

族なり 室暦八年九月五日没

○了琢 専 水村氏 諱は季政と称す 和州郡山侯の

耳鼓 専 牛渓

竹内二品法親王 陽光院の子 又愛 宗 称

○良恕 直 名盈 字 紹 通 原

山水野牛を画く 法眼 受 号 能 筆 没 宮 と号す

○又の号を画くなり

十九首 寛 七 十 或は七十二歳という

○立圃 謝家の名録 名画稀見集

野 氏名親重 狩野と号し 東

都に住す自 真 徳を師として 画 を

元亨を画て 茂 国 を学ぶ 寛 文九年九月

晦日 卒 七十一歳 或は七十五

○了琢

四源 水村氏 諱は喬久 法 所 宝

暦十七年七月十六日 卒 五十六歳

○了琢

四源 水村氏 諱は久綱 法 所

眼 叙 天明元年十月十三日 卒

四十九歳

○了尊 上

宅間氏 法師 嘉暦二年九月

二日 卒 六十三歳

○良雪

通称 原 田主計 上 府中六

社の神職 三 巻

了之 輝 画師 と

山の 画師 と 姓 氏

○了円　紀州の人にして上寺の僧なり考信の人なり

○良尚親王　曼殊院宮と称す　八条殿一品式部卿の御子なり陽光院の孫なり明暦元年六月薨年七十二歳
二年地を移して一乗寺に移り隠元禅六年七月
二年地を移して一乗寺に移り隠元禅六年七月

○隆軒　姓氏を詳にせず大恬の人なり支那の方伎の方に出隆軒は号なりと云

○了月　行安寺の十一世なり國画を好て常に牧溪彭輝の筆法を学ぶ自称して彭溪と云ふ

○龍田　中野氏名は煥字は季文尾州の人なり性豪放にして山水を画く其山水を画くこと書法を以て之を写せり

○李少年（集覧）　加州の画師なり其事詳かならず

○良應　木下氏通称典之丞

○良信　専　野野氏諱は信友南宴信の子天保五年八月十六日死

○良庵　野野氏永徳の人なり

○玲（りょう）　女　山崎氏古山新五郎の画法を学ぶ自ら一家を為す女画の妙なり又書をよくす

○閑苑　名は日新章齢と号す大坂の人なり画をもよくす

○朝湖　通称葉山仁助肥後の佐賀鍋島侯の藩なり長谷川派を学ぶ

○驪山　法橋に叙せり画は狩野家より出つ藝州藩に仕ふ摺る赤切星后武内宿禰の額の其筆なり名書を関中驪山と称す

○隆遍了海　大乗院宮大僧正なり画は二條関白吉忠公の男なり明和二年入滅四十六

○隆尊　大乗院宮僧正なる事歟
白房浦公の子なり

○良純　智恩院宮後陽成院の皇子なり
元和五年九月十七日入寺得度寛
文四年四月十三日新宅を北野に構へ移
住し還俗して以心庵と号し同九年
八月一日薨す六十六

○了兼　専　柳原氏名は賢信梅笑師信の子なり
弘化三年十一月八日死七十九
鄭松　姓は藤原氏名は常銀学問典信の人なり
○了真　専　野村氏孝信の人なり　藤森德の
龍雲齋
柳本氏名は昌綱不見庵宗非の
幼名弁次郎又左門と云て伊勢守
○龍橋　鋪綱の男二男なり岩田寺綱貞の男なり日三享和
二年四月十七日辛巳五十三

○良信　専　柳原氏通林主膳一位重良の子
正徳六年四月七日死

○凌岱　建部氏字は孟喬寒葉秋と号す北国
画く
真景
○良信　雪　柳原氏名は寛静鄭芝齋と号す
祐甫梅信の子なり文政九年八
月十五日死

○柳昌　専　柳田氏名は守明柳崇寺光
の子なり

○龍雲　法眼に和も土佐光貞の門人
寛政元年禁裏絵師
佐郷氏
迭賞の母浮月に図画せし者
のうちなり

○立德　富岡氏寛政元年禁裏絵師
迭賞の母浮月の図画せし者
のうちなり

○了琢　木村氏寛政元年禁裏絵師迭賞
寛政記　の母隆浮月の図画せし者
のうちなり

○隆也　専　柳原氏京師東小東堂の西の河
る山川の図を画く

○李[illegible]溪

山科氏名ハ元宮田字潤甫或ハ字[illegible]潤ニ作る[illegible]醫を以て業と[illegible]
よく墨竹を画く平安の人なり宮崎
筠圃淺井圖南[illegible]園[illegible]灝皆
墨竹を画く世人平安の四竹と称せ

○林青督

[illegible]氏[illegible]の人といふとそ
しれす

○利紀

姓ハ[illegible]本下主膳と称し其画跡
京師清水寺庫中ニ六歌仙の絵あり

流宣

[illegible]川氏元禄[illegible]の人

亮三位

東寶記三

東寺西院ハ祖[illegible]八鋪の内恵果
弘法二祖ハ進三[illegible]ト大師の筆
といへり勘然律師康[illegible]ニ[illegible]施入
[illegible]自余の六祖[illegible]ハ
新図[illegible]亮直[illegible]師亮三位新ニ図
絵す良寶僧都ニ[illegible]寄附[illegible]

良圓

合脉[illegible]
諸[illegible]
東寺長者
補任
小右記寛仁二

大僧正[illegible]興福寺別當法性寺[illegible]白[illegible]
[illegible]あり寛仁二年四月廿七日故尼君[illegible]
事を修[illegible]供良圓[illegible]

ぬ之部

○奴加己利

上宮聖徳法王帝説

法隆寺ニ藏まる繡帳ニ縫付たる
亀の背上の文ニ我大王聖徳太子また
天寿国ニ生れ[illegible]し彼の国のかたち眼の看[illegible]
しかたきところ図像して大王住ませるかたち
をところ[illegible]めんと天皇推古諸[illegible]をきこしめ
しもろもろの采女ニ勅して繡帳二張をと
つくらしむ画者ハ東漢の末賢高麗の加西溢
漢の奴加己利令者ハ椋部秦久麻とあり

ぬ

XQ

村正中山法華経寺の大法塔の図あり其画上に日蓮上人御文の書を書す世人これを日蓮の自画讃と号す小法塔に対して高幡ヶ谷に在り寺宝帖一[illegible]

日蓮図を示す

○音搗（ヲト）上　天武帝に仕ふ冊書の奴なりとぞ

日本紀天武紀十三年八月

天武帝六年五月三日倭画師音搗を小山下の位を授けたまひすなわち二十戸を封じたまふ

○岡（か）上　将野氏金岡の末流なり手ずから仏像を

画工便覧　名画拾葉

造り法動すれば筆風甚奇なり

後冷泉院永承年中の人康平六年七月卒

○大蔵卿（た）上　姓名詳ならず大蔵卿の画けるる物語あり

画工便覧　画説

相陽の人なり仏像を画く下総国中山大蔵卿の画けるる大里天日蓮の讃詞をその上に加へ[illegible]

[illegible]

○忍勝（に）上　名画多し特に法隆寺の人なり天神の像あり

後昆記

忍勝姓氏を[illegible]

[illegible]

○小野宮女（七）上　小野宮実資公の女なり常に

実資

[illegible]

大藏卿 上 其姓名を詳に相陽の人なり精しく佛像を画く正中山法華経寺の大法塔の図あり

○土應 源 上 名画拾葉 長禄記長録三年九月廿日十月 今脉六ノ世ノ

○應挙 圓山氏初名仙嶺字中選壇斎と号し後俗名主水画法石田狗汀の子なり後自ら一家をなし京師の人六十三歳にして歿す 寛政七年

○應尊 兒島氏摩長氏の人なり 武社の新泊の什物役行者一代記を画く

長宮氏南都の人なり浪華の寓居にて業とし後蘇々と号す 寛政元年

○大藏 名画拾葉 帰り工にして諸天菩薩の像を画く元和の初めより年を

○大橋 女 名八律 洛西島原の名妓なり書画をよくす

○温山 いつ故人なりしかを詳にせず明清の画風を学ぶ

○奥信 寺 牧野氏何れの人なりしか詳に渓の後あり物を考る能渓い隠元同世の人なり

○琳賢 中 武州琳賢と称る 俗姓は平氏紀州那賀郡の人なり 始東大寺に出て禅厳宗を学び 後真言教を受く

琳賢画を顕密兼学なりしかども 小聖と称し又画工なりしかども 全く世人呼て 法壇を現 縁起を図せり 久安六年八月十四日歿 七十七

○應瑞 圓山氏応挙の子なり 通称右近 寛政元年禁裏造営造営の時清涼殿の障壁の図画

○應圭

津田氏通称徳藏尾張家の老臣
文孫享保年中の人國學を好

○横川和尚

相四寺住持
横川ト云ハンセンヒ[illegible]山の僧侶作り

和泉

名画奈良

加野氏能画なり　享禄二年二月
[illegible]て尾州熱田社を修する
絵巻を画く因書に僧賢信奇なり
画社家に蔵する

△本姓ハ余といへりもと百済の人なりしが後百済と改むるを ○散位従五位下なる
武勇ありてよく強弓を引く大同三年左近将監となりて図
画をよくせり太川[illegible]呂見ならしむ写す所の古人の真山川草木
ミち自ら生けるが如し或時宮中に召して人を待て従
者を尋ぬるに其人従者の顔容を知らずして河成一紙を取て
其従者の形容を写して与ふ則その絵を以て其人を見
しりけるとぞ後世の画者多く範縦と河成よりといへり
そのめ弘仁十四年美作権少目に任し天長十年外従五
位下となり[illegible]承和年中備中介となり次に
播磨介となる時の人これを栄とす仁寿三年八月二十
四日卒す年七十二

かの部

上宮聖徳法王帝説 説お従存 七丁オ
名画拾遺

○加西溢 上

法隆寺に蔵せる繍帳に縫付たる亀の背の[illegible]上の文字に[illegible]て神の大王 聖徳太子 まさた天寿国に生れ給ふと之し彼の国のかたち眼の看ることかたき国像して大王まで推古天皇かなしみをとめ給ひて諸の采女らにせしめんと

△按して繍帳
二ツ縁を造りむ
画者ハ東漢の末賢
高麗の加西溢漢
の奴加己利令者
椋部秦久麻と
あり

○菅家 相[illegible]
天穂集 天文四 八七

上 一天満天神の御事なり姓ハ菅原 諱ハ道真 字ハ三 父ハ参議是善なり 延 承和十二年乙丑誕生
喜三年二月廿五日薨去五十九歳 從二位右大臣なる 世ニ自画の
像と称する物あり 選り[illegible] 正暦四年五月廿日贈左大臣正一位同年十月廿日贈太政大臣

文徳実録 五ノ十七ヲ十七ヲ
○河成 上 △本姓ハ余と称氏ハ百済の人なり よりて姓氏百済と改む強弓をひく 又図画をよくせり 天同之年に左近衛となる仁寿三年卒 六月四日卒

名画拾遺
續日本
○葛野王 上 天智帝の孫大友皇子の長子なり 若くして学を好み博く経史に通 やうて書画をよくし慶雲二年十二月薨卒 正四位下を叙す 而[illegible]

加

○金若 上

○金高 上 姓は紀なり金若の子なり

○金持 上 姓は紀なり金高の子なり

○金岡 上 姓は巨勢清和帝より延喜まで五朝に仕へ

○覺勝 上 僧 鳥羽僧正と号す 西宮左大臣高明公の孫源の隆国の子なり 天台

座主法勢 三井の長吏大僧正 保延六年九月十五日化す八十八歳後

○寛空僧正 上 姓は文室 河内州の人 神明を祈て

寛平法皇の密灌をうく 寛仁元年住吉の

跡を師北山に居 寺に自画賛の

絵二幅あり 天孫三年二月六日寂す

年九歳

○覺鑁 上 姓は平氏 肥後の人 将門の属 宅磨寺遊

二年十月十日 画法を学ぶ 康治

年四十九歳 本尊像を画

○觀慶 上 薩摩法橋と号す 画を工とす 負

名画拾遺集 和四年和州春日山の下に四恩院を

画巻をつくる

○覺和 上 河内国 房を号す 言葉山の民 乾院の

名画拾遺集 冥夢を受 或時嶽の雑才天影堂

河内国 楽を奏 又 京都を換て 精細妙

絵あり 今粉壁の五宝とす

○文法橋 上 姓名詳ならず 摂州住吉の人なり

仏像を造る 其終を

建長六年と号す

○花山院 上 諱は師貞 冷泉 第一の皇子なり

天暦 直 寛弘五年二月八日崩

寿四十一歳 観三年 安和元年十月廿六日 法諱入覚

○覚仁 上

○覚起 上

姓は巨勢氏

○兼義 上

○覚圓 上

○覚玄阿闍梨 上

○覚超 阿闍梨 上

○観性

○覚性 上

○日京弘 上

○日京綱 上

○覚耀 上

か

名画拾彙

○覚如 上 諱ハ宗昭如信上人の嫡子又ハ覚恵の男本願寺三世なり自画僧相の像今に伝ふ我か門の備なり 観応二年正月十九日寂ス八十二

覚園 上 阿闍梨と号ス又字法僧 長公の六男なり好て丹青を[illegible]長東[illegible]嵯峨道[illegible] 元徳二年四月十六日卒六十八歳

著聞集 和漢の[illegible] 画譜

○け

兼房 上 姓ハ藤原能画なり元永元年六月十日修理大夫顕季ハ六条東の洞院の亭にて柿本人丸供を修せしに其人丸の像ハ新に兼房是を画く 兼房ハ粟田関白の孫なり 兵部大輔 讃岐守

兵部大輔兼房に[illegible]夢に[illegible]人丸の[illegible]紙に[illegible]せて六条顕季[illegible]

或書に此人丸の像を画きし人を[illegible]

○け

高山寺縁起 明月記 [illegible]

兼康 上 其姓氏を[illegible]紙尾の[illegible]の人なり 又ハ信[illegible]

○く

完山 中 宋の毛益を学て尤佳筆なり 彩色の[illegible]物子を画く

名画拾彙

○く

花渓藏主 中 圓に画を学ぶ[illegible]竹林七賢の圖を画く

画便覧

○可翁 僧 中 宋然[illegible]文良 全と号す南浦紹明の弟子 虚堂七世法孫也 其画に多くハ寧一山の賛あり 顕名し海西人良全作 人物乃類 伝彩ハ顔輝を学ひ墨画ハ牧渓を学ひ妙也 骨法を極む故に墨画の無印なるは世人誤て牧渓とす 又伝ふ 宋に入て帰朝の後南禅寺に住す 或ハ生国筑後の人 名良詮と云 貞和元年四月廿五日化ス 大聖国師と謚す 後醍醐帝元応頃の人

直

○寒殿主 僧 中 又吉山明兆と号ス東福寺に居住す 明兆を師として能く仏像人物を画て終り兆の名を以て知らる 掛幅の画題 文化よりも[illegible]伝り兆典主の名を吉山明兆と[illegible]いづれも是也 宝花 東寺[illegible]灌頂院の両界曼荼羅ハ最初梅尾僧都[illegible]

△[illegible]後[illegible]曼荼羅[illegible]仁年中[illegible]国[illegible]伏見院の[illegible]永仁三年八月廿日寂 永仁六年[illegible]同年[illegible]

か

快仙 中

く 巖村宿禰を長く真言宗の僧とし元信を受ひ土佐の筆風を

○鑑貞 中 僧

墨宸と号し法眼に叙せられ西大寺に住し世に奈良法眼と
ともい律僧にして南都招提寺に住し総持坊に住せり
いつり画法は周文を学ぶ人物は南宋に
梁楷に倣ひ筆法細にして詳なる物画風は法彩を
こゝに草にして山水は墨淡にして濃色を用ひ
ほゞ古し 水墨淡色を用ひ
も

○日京縑 中 兵部と稱せ世姓を忘れ画は
周文雪舟等の画法を学ぶ 杜甫草堂幻
の序あり 等力老桂は即ち月舟寿桂の後号なり序あり 桂は即ち月舟
寿桂の後号なり

○岳翁 中 僧 世姓を忘れ法名は
墓珪 法名を忘れ画は周文に学ぶ 法彩の山水
を長く画 若周文に似たりあるひ
周文の別号やといへり 貫雲軒
も

○加賀 州監寺義堂の命を受け十二年住す 永享十二年住す 応仁の乱に
嘉吉元年 周文の画を周囲寺の山門の障子に画く 後の係の絵 彩色なし

○巖潘 中 周文に学ぶ 墨猿猴を画く

○老雪 名画拾遺

○横外老雪 中 雪舟に横外老雪とあり 其伝年代は疑ふ行年八十九 雪舟と同年なり 或人の説に横外老雪は雪舟の号なり
或人の説に横外老雪は雪舟の号なり 或は可水を伝る

○門卜 中 僧 画を使覧

○嚴信 中 法名を知らず 後日河南の初に住す画伝

○岸村 中 人丸の像を長く筆法周文雪
舟の風格也

○觀深 中 名画拾遺 芝氏参河法眼と号す 絵仏師 建長寺住 僧康西
りうて小島の真興僧都の肖像
画を使覧 其也 契は大宗院徒党 大僧正の筆
なり

○高信 上 形三巻 三宅氏 其伝なし 其像 孫 宇治山寺より明恵上人絵行
櫻尾

○監短 中 名画拾景 画工便覧
よく墨竹を画く宋人の風あり
其画すれちかつ正教所蔵

○旦東則 中 名画拾景 画工便覧
佐知氏里見義弘に仕てさく冊
ちを画き仏像を画けり正教所
蔵

兼冬公 雑 名画拾景
白房通公の真ぶり画冊を画
のむ東洋に世に遠風清雅凡も代作り
天文廿三年二月一日薨年二十八

○是桂 中 名画拾景
仏孔の人を画く落書記を画く
山水人物のひ物を画く
の享禄代の人なり

可木 中
桐谷海倉建長寺に住す落書記を
ゆふ人物山水あり後水戸に住す

○兼冬公 雑 一名紀 潜圓明寺関白と稱す惟心院関
白房通公の真ぶり冊を画く
のむ画法世代遠風清雅凡も代作り

○一信 専
天文廿三年二月一日薨年二十六
独立氏阿弥陀堂又白雄曳又薄散
阿人と号氏晩年泥舟と称雲
高之支と稱す昌運と長子なり幼名義
之助怪象と改む能別の名身は武
州忍の人蓮寺に住繁像の画あり江戸
歳条の内弥陀堂稲荷の拝殿はサヒ教仏力
絵あり今は存せず

数馬助 専
傳記見て代印文は徳信の文字

○掃部 画工便覧
柳氏東都に住せり絵を画て
其名世に聞ふ

○岡川 専
竹内氏常川 名昌信 青波 号
年月六月卒す

○鶴亭 僧
名浄光字は海眼 黄壁 紫雲院 南窓 号
住吉画を繕江りすて一家なり
かと峰時の人

花井鳥戦並ニ水墨ハ能行をよくす初名ハ浄
博字ハ恵達如是道人又壽米翁立字庵壽
の号あり

○可存 僧 本行よりの法を学び又諸家を折衷して
自ら正面を定く晩年岩蔵の里に隠れ摩
寺を修理して住せり自ら天宥窟と称す

○何帛 立林氏名ハ立徳加州侯の医官喜雨翁又金牛庵
り後ハ名を改て江戸に移り白井宗
謙と云乾山直弟なり寛文延宝の比林三世の
弟子文祝と同名書翰岡何帛とあり

○鶴嶺 山跡氏名ハ義淵字ハ君泉浪花の人
なり平安に住せり拳に学ひ花
禽草虫をよくす

○岸駒 岸氏名ハ駒字ハ蒼然同功と号
又可観堂と号す虎頭の図あ
者を以て又虎頭館と称す初有栖川
親王の府臣となり雅楽助と称す天明
より住して絵前代より住せし印を写す

○介石 野呂氏名ハ隆年字ハ松齢後ハ蒼
土隆と改む十友梅四碧号あり紀
州若山の人なり仏を学ひ法を
学ひ坂和州談峯に遊ひ黄一歩より天地を壁
の当をこそて大は喜ひ一本を授しと云る其
筆跡は倣て一格を変む本藩に仕ふ

○花信齋 三浦氏天明年中の人なり江戸住
なり

○舟 何れの人を詳にせず多く彩画を能
画く世皆古人のよりの志士の筆あり

○勝興 福富氏仁右衛門と称す最上家の臣
なり人物を鑑を画く

○寒竹 寺 新井氏常信と称人世に常信
の四天王の一人なり

か

○関月 平重衡

山水人物濃淡遒勁なり寛政年中没

○量聰 町屋家なり兼聰刑部正三位

なる参議量原の男文化二年

七月廿九日歿年三十九

○寛深 大覚寺宗大僧正なる近衛

家熙公の男なり

○桂海子 上 学子内親王と稱す字多帝の

皇女なり八歳にして天慶年其

所朝皇風絵巻 在後年六十 ※廿八ヲ

国首書 拾遺集雅下 一代要記 大和物語 同抄

比丘尼なる不の雑歌豪なり悲

しきなり天暦八年九月廿八日歿

○閑斎 寺 有坂氏常信の門人なり

○観山 松本氏浪花の人なり

○綱茂 画像 大武鑑

七世の主なり図画をよくす

○兼行 中 姓は藤原正位下大和守なり後三

夜絵あり 僧院大常会悠紀主基の浮屋

外を画く

○剛雪 行方の人なり京師に寿

静なり

○郭大年 姓は藤原氏なり加州後に住ず或書に

重見 これを宗年に作るなり

○嘉言 丹後氏福善寺なり尾州の

人なり

○寒雪 名は典僧常信の門人

○鑑真 和州西京の人よく仏像を画く

東画の筆力を学ず

○行基 拾遺抄 世姓は高志氏泉州大鳥郡の人百済国王の孫

天智七年 日本国の図を画く天平勝宝元年二月二日歿年

松書 日本国の図を画く天平勝宝元年二月二日歿年

の東南院の法橋となる 年八十二
或八十八歳とも

同廿一年 月十四日 大菩薩峠

俗姓は紀氏山城守豊河の孫 兼鄰の子 五宮寺の
一説九月の月字佐宮を祈る三衣箱を
てもつ〜〜ことを祈る 託宣あり 仏法を
婆の上なる字りなり 後もあり 阿弥陀三
る現しの子 行教こ 教この御寄 写す
〜〜ん貞観二年 仏の人

行教

諸社根元記 一代要記 貞観三年 紀伝道聞 六十三世孫

高倉帝 第三の皇子 永暦二年
寿養二十三 詔遠孫 養和二年 三月廿日 即位
養和二年 三月廿日 崩御 年に不動尊
子像二鋪 年に宝塔下 陸奥国
供養あり とゝん 治承四年 二月廿七日 太
上天皇 そる 同 三月九日 刑部卿の池の辺
よりて 崩ず 寿 二十一歳

諱憲仁 後白河帝

実衡公記 正嘉

日 傍照 加

孝重

教言卿記 応永古 二

後白河帝

法眼

法眼 正和 の人

後白河帝 法眼 正和 の人

後三条 後醍醐 大臣 の生 権頭 正五位下
孝秀 朝臣 の男 西園寺 妙音堂 祝 年
の祝 音夫の 前 像 今川 念 写 一 年 拝
これを 写 寺 所 永 の人

よ之部

○叔幹 名画拾景 十四巻五 世ノ子

韓 名画拾景

姓は藤原氏 名画拾景 麻呂の男 男 峯主の子
叔幹の子千蔭 又 図 画 ものとも

○致真

姓は秦 後三条院の朝延 久 の人
図画をよく〜〜 画 ものとして 和州 法隆寺の
僧いふ 筆者は世 寺伊経 屏風二双 を
多 大 子傳を画く 後製 して

○良経公 分脈 摂関補任

後京極と号に 九條家 賢 公の 西
土御門院 仕 て 時 掲 天 寺
さ 八歳 と 典 和歌の英 逸詩 文
詩 五 〜 考 法は 賞 河三路の 随一 せ 哉 は 好
て 馬 形 を 為 きたる 建 元 年 三月七日
典 三十八

○吉光 上 土佐氏 従四位下 刑部大輔 任 豊前 守 邦
隆 男 〜 法 入 後 の 筆者 正安
寿中の人 頃 後鳥羽帝 元徳 の人 或 後伏見帝

○義方 上 姓は良峯 天慶 の人 左近 将
名画拾景 豊 任 国 所と称 也

よ

直○り良親上　姓氏詳ならず　[illegible]

○き吉久上　姓は中原宗定の門弟なり　[illegible]

○ら頼長公上　宇治左大臣と号し富家忠実公の二男なり　[illegible]

良秀上　世姓を[illegible]

○き義隆上　姓は[illegible]

○ら頼経上　中宮大進なり[illegible]

ひ標上する画く其後甚志新あり

○ら頼祐上　[illegible]

○き義重上　姓は[illegible]

道○き義兼上　[illegible]

○き義持公中　[illegible]

應永世五年　[illegible]

直○き 義政公 中

山東求堂と号し閑居せ給ひ亘圖をゆゝ孫給へり今世に存する物

直○き 義詮公 中

直○き 義勝 中

直○き 義教公

直○き 義植 中

直○き 義晴 中

直○き 義輝 中

楊門 中

楊月 中

よ

よ

法を学ぶ山水人物花鳥を画く筆法大にして粗ヤウ法にれ共又柔潤の解あり

○き 名画拾葉 **吉継** 中 或ハ吉隆と作る 大谷氏刑部大輔と称す 画工便覧

大間の絵を写す 天正十年十二月四日

れる勢も多し此頃京師に住す 藪内氏の祖義

○や **楊富** 中 雪舟を学ぶ巧く達磨を画く

盥短 田

○ら **頼藝** 名画拾葉 画工便覧 中 美濃守政房の男なり 天性画をよ

薙髪して宗藝と号す

最も鷹鶴を好む

○や **楊渓** 僧 中 雪舟を学ぶ巧く人の風あり 其画

巧く墨竹を画く

信長公甲州を流浪す

雪舟の上に自説を加ふ

○き **義廉** 中 姓ハ斯波流川氏 活殺大輔義健の養

水を画く

○や **楊月** 中 相州鎌倉建長寺の僧なり 啓書記なるべし又元信の風格を学ぶ

画あり 後土御門帝の時の人

○き 名画拾葉 **統** 畠山氏義忠入道賢良の男修理大夫

能登守州の守護なり 巧画を画く

○や **養月齋** 中 狩野元信の門人なり 啓書記の風格を学ぶ

画工便覧 名画拾葉 又小栗舟の筆風を学ぶ

画あり 後土御門帝の時の人なり

○き **義仁** 中 佐竹氏右京大夫 法名義憲 侍従と号す

憲定の子 武功世々あり 古馬場 義盛

憲定の図 六十八歳 文正元年十二月廿四日

○や **要清** 名画拾葉 画工便覧

○や **養拙** 専 狩野古法眼元信の養子なり 其本

性父をたすけよく山水人物

花鳥を画く筆力や弱けれども允あり

○与一 専

良信 専

○養清 専

○與六 専

○養硯 専

直木氏 長子なり

通称主膳 松栄の弟子なり

狩野氏 諱は定信 宗信と号す 狩野氏松白の二子なり

樋田氏参州岡崎の住なり 将軍昌運の人なり 狩野氏の画師

○養川 専

因信 専

諱は惟信 初名栄二郎 栄川典信の子なり 文化五年丙寅十月十三日没 年六十六

狩野氏通称数馬と称す 市馬と重信の子なり 松栄の人なり

良信 専

狩野氏一渓と号す信名主膳江府の人なり 法眼に叙す 実父勝田養景 徳川家の

○従信 専

狩野氏信名甚三郎 又数馬と称す 養子世一歳にて

○陽雲 専

常信氏 初名喜兵衛 泉谷の人 松平主水と称す 後年桂米星橋の門人なり

○義着

○養和 専

片山氏常信の門人なり

相国寺に住す 書画を画く

○養元 専

木村氏常信の門人

○楊慎

名画珍重

一の名は遂に伝ふ 人物を画く 隠元に志ざす

○養意 専

笹山氏常信の門人

○養玄 専

松本氏常信の門人なり

○吉村

朝臣

松平陸奥守 伊達侯 後四位上中将 侯を好て画を画く

元年十二月廿四日卒 年七十二歳

良信

狩野氏主膳と称す 正徳年中

の人なり

松平大学頭 後四位侍従 後に任侍従

四位の将 形真の男なり 冊を好て

○頼寛

○養辰

○楊景

○楊心

與一

○養鐵 専

○良雄

吉里朝臣

○養澤

○頼尚

○頼庸

○義直

○陽渓 専

○陽信

森氏大坂の人文化五年没す七十三

養民弥　専　石川氏初め近弥と称す常信の人寒竹の養子となる

養琢　専　篠澤氏常信の人

養竹　専　神山氏常信の人なり

養仙　専　山本氏常信の人

○福長

高辻家権中納言正三位なる正信権大納言従一位の男なり文政二年南山と号す

五月七日薨す五十九

○義澄

足利氏初め義通義教公の孫従三位左兵衛督政知の男なり

文明十年伊豆の国を賜る明應二年四月伊豆より上洛細川政元義材を廢して義澄を立て主とす是より先伯父義政公義通を以て猶子とす同三年左馬頭に任ず名を義高と改む十二月廿七日征夷大將軍に任ず明応十六年文亀二年名を義澄と改む永正八年八月十四日江州國山に薨ず年三十歳法住院と号す

たゝえ部

○龍 上

もろこしの名ハ辰貴後ハ龍を名とす又ハ
魏の文帝の後安貴王雄畧帝の
清代ハ四衆をひきゐて伊尼ヶ人ハ武烈帝
龍の旅をめてのぶて首の姓をのぶ

○田原天皇 上

施基皇子のこと天智帝の皇
子なり考ふ図画をもつとめ其高
きなる所和州夢殿岸もあり其外なし

○皇 上

姓ハ小野

○為成 上

姓氏を詳らかにせず巨勢の新高
同時の名画なり唐ハ画くを
祇園の画ハ其筆法等院鳳凰堂の壁画
筆法なり

○為氏 上

絵画なり北条新常則と禁中ハ
知なして辰風を画く筆法
た御屏風なり画氏なるものなと

うまれて道風にそいまなびて筆跡ふかきをえたりとあり村上帝天暦ころの人なり

○か 兼房 上 姓は藤原名画かうえ永元六月十日修理大夫顕季卿六條東洞院の亭にて人丸信実を修せられしとき高倉けの新宮 人丸の像を画くしむ大学頭敦光其上に賛を加ふと画書にもかきたれとも筆房は画けるとあり

○い 為家 上 権大納言正二位定家卿の男なり 名画拾葉抄記 歌学に秀し能書絵画に長じ人丸の像を画きし歌を其上に記せり 建治元年五月一日薨年七十九歳

○り 隆信 上 権中納言長良卿の裔孫皇太后宮大進為経卿の男なり 左馬権頭 従二位上総介 法名戒心 俗名藤原隆信 京極大夫 歌聖 和歌所 寿永二年二月卒年六十四

○り 隆章 上 周防守法師 従五位下左兵衛佐清綱の二男なり 名画拾葉抄 祇園執行日記 正平七年三月

隆盛及び按津守隆昌等邦貞と共に信盛の社の絵巻を画く 跋に足利氏なり 延文比の人なり 山城国祇園の社の絵所なり

○り 隆昌 上 按津守 周防守隆章 和泉守邦貞と共に信盛の社の絵巻を画く 跋に足利氏なり 延文比の人なり 山城国祇園の社の絵所なり

○り 隆盛 上 中務少輔 隆昌及び隆章 和泉守邦貞と共に信盛の社の絵巻を画く 跋に足利氏なり 延文比の人なり 山城国祇園の社の絵所なり

た

ゟ出て道風ニそこハ絵紙形ハきまれとあ
り 村上帝天暦頃の人なり

○か 菊房 上
（けの形に 筆）

姓ハ藤原 名画拾遺 元永元年六月十日
修理大夫顕季卿六條東洞院の
亭に於て人丸供を修せられける時
をさて人丸の像を画かしむ 大学頭
敦光其上ニ賛を加ふと画書ニあり [illegible]

○い 為家 上
（名画拾彙 拙記）

権大納言正二位定家の男なり
出家して融覚と号す [illegible]
の像を画き和歌を其上ニ書 [illegible]
[illegible] 建治
元年五月一日薨す七十九歳

○り 隆信 上
（十四巻七ノ三十八ウ）

権中納言長良卿の裔孫皇太
后宮大進為経(?)の男なり
京極大夫 [illegible] 守 [illegible] 上総介
叙す [illegible] 元久二年二月 [illegible] 六十四
祖なり
法名戒心 [illegible] 又似絵の名人なり

○り 隆章 上
（名画拾彙 祇園執行日記 正平七二十四）

因幡守法師覚 [illegible]
隆盛及び摂津守隆昌 [illegible]
負ともに信忍讃方の社の
跡ハ足利若氏なり 延
祇園の社の絵所なり

○り 隆昌 上

摂津守にて中務少輔 隆盛及び
因幡守隆章 和泉守邦負とも
に信別雛方の社の絵巻を画く 跡ハ足
利若氏なり
延文頃の人なり

○り 隆能 上
（十四巻十一ノ十二ウ 三十巻）

中納言正二位藤原清隆乃子 主殿頭に任ず
春日 [illegible] 従五位下
修寺の庶流なり 画工の始祖
基光の子也 宝寛頃の人なり

○り 隆親 上
（十四巻 三十巻）

[illegible] 藤原 [illegible] 名 隆成
[illegible] 絵所 隆能の子也 備前
伊豫守なり 従五位下に叙す 晩年
に中務少輔に任ず 絵所を [illegible]
なり [illegible] 治年中の人なり

○か 高岳親王 上

平城天皇第一の皇子なり 法諱
真如又字 [illegible] 弘法大師を
師とす [illegible]

○隆信 上

高倉三十八巻

京権大夫敏[任従下]正[信]

祖父[元久二年]

○為家 上

名画聚集抄記

権中納言正二位定家卿の男なり

○隆章 上

名画聚集抄記

園城寺行日記 正平七三四

円明寺法師覚智の中務少輔隆盛及び摂津守隆昌卿の弟

○隆昌 上

摂津守隆章の弟

○隆能 上

十四巻 十一十六 三十巻

○隆親 上

高巻 十六 三十巻

春日社の[illegible]

中納言正二位藤原清隆の[illegible]

修寺の庶流なり

○高岳親王 上

高巻 三十巻

真如親王

平城天皇第一の皇子なり

法相宗

三国伝記

帰朝

貞観

学び書画をよくす

仏像を写す

三国伝記

高野山沸

彩堂の彩像が入壇の時

王朝世のためこれを写す

大師の筆

筆たとうかれ

眼せらるる

た

○為遠 上

姓は藤原氏 近衛院に仕へ 晩年に勝

知と号し 剃髪して法印と叙す

○隆盛 上

中務少輔にして周防守隆章朝臣

の子 隆昌和尚を師とす 邦貞と号す 信州

諏方の社の画巻を画く 踏歌の名利を氏とす

延文元年の人なり

○尊氏 上

源氏 足利氏 高氏

尊卑分脈 大納言 右大将 従二位 武蔵守 鎮西探題 正二位 征夷大将軍 左馬頭 従三位 参議 中将 正三位 権中納言 正二位 権大納言 内大臣 従一位 太政大臣 贈太政大臣

仁山と号す 政務のいとまに書画を嗜む 自ら讃

を長きり薩埵の尊像をうつし 自ら讃

詞を加へ 又其画像同じ世に 文達

の自画自讃あり 延文元年四月廿九日 薨

五十四歳 等持院と称す 贈太政大臣

康正三年四月廿八日

○隆相 上

土佐と号す 従四位下刑部大輔に任

ず 長隆の子 後園殿院 宗賢 の

○為憲 上

大隈 神祇伯 従五位下 中務少輔 従五位上 大学頭 文章博士 従三位 参議 中将 正三位 権中納言 正二位 大納言 従一位 太政大臣 贈太政大臣

冊子の抄 白屋九年十月 皇后の病 ならびに

憲 三室 伝 弟 法師 八

直 為久 上

姓は藤原氏 宅磨氏 下総守 任 豊

寺 尾張 三男 嘗 付 母 の

名氏得 永三年

○為行 上

宅磨氏 将軍頼経 ○

○常信 上

○隆信女 上

京大夫 隆信の娘 乗院 能

○隆兼 上

従五位下 右近衛将監 従五位上 右京大夫 将監 高階

○湛慶 上

仏師 羅漢寺 よく仏像をつくる 源頼経卿六波

尊秋迦の像 湛慶大安寺の釈迦を立て写

すしい

隆兼と云 長隆の子 春日験記の筆者

○為遠 上

○隆盛 上

○尊氏 上

○隆相 上

○為憲 上

○為久 上

○為行 上

○常信 上

○隆信女 上

○隆兼 上

○湛慶 上

周豐氏　姓は藤原豊前守了任
近衛院［illegible］晩年に勝
し剃髪して法印に叙せ
にほん
中務少輔より周備守隆章摂津
守隆昌和泉守邦見ともに信州
方の社の画巻を画く　諸は足利氏なる
延文頃の人なり

尊揩　姓は源　足利氏　於高氏　名
貞氏の子　光明院暦応年中　文
山ともに政務のいとまに書画を成す
長寿薩埵の尊像をうつし自から讃
をかへる事ふ其は画像同じ　世わ弄し　文達
の自画自讃あり　延文元年四月廿九日薨
四十　等持院と称し贈太政大臣
康正三年四月廿八日

土佐と号し従四位下刑部大輔に任
し長隆より後園融院康暦の人
［illegible］

姓は藤原　宅磨氏　下総守に任ず　豊
前守為遠の三男なり　当時無双の
得たり　寿永年三
宅磨氏　将軍頼経公より　佐画能
を以て左近将監に任ず　寛喜三
三宅氏　画く所の図巻今高山寺に
よく仏像を画く　源頼経卿　六波
羅密山寺にて仁王経を修せらる本
釈迦の像は湛慶大安寺の釈迦を以て写
師
古京大夫隆信の
田佐氏　従五位下　右近衛将監　図書　暦二年
右大臣殿記に云　右京大夫将監高階
長隆の子なり　春日験記の筆者

諸河前司出羽前司信濃氏
以下陰陽師を招集して
ちて此物を相せしめ
宅磨左近将監為行をして
せしむ

た

○隆光　上

正慶年中の人歟

○隆成　上　土佐氏伊豫守と任ず光顕の子

後醍醐帝元應の人

○隆能　上　姓い藤原

梅津長福寺花園帝の寵僧

○忠季　上　姓い藤原

○高清　上　姓い平　名六代

○為綱　上　名画拾景

○為信　上　従三位刑部卿又伊信代と画家を

○忠平　上　中将

○隆保　上　土佐氏乗女祐と稱す

○忠長　上　雅楽ひと移す　後深草院上北面再仕之房源

道賀　中　仙女を画く筆法周文雪舟より

○忠長　中　名画拾景

○大集　中　三教の像を画く墨色筆意

啓屏記り似く

○大進　中　圓山四条

応安七年より康暦元年まで

○太郎君　中　名画拾景

○桃林 中 醉墨斎と号に画者なり

○高信 中 其父信孝 三宅氏梅尾高山寺の什物 明恵上人 縁行状の図 三巻

○大上皇 中 諱は政仁慶安四年落飾圓浄法皇と号し 後鳥羽上皇の太子なり 建暦元年十月十九日崩 寿八十五

○單玉 中 其姓を詳にせず 住吉法眼の風格あり 長巻 名画扇貼 画三俵 [illegible]

○沢庵和尚 中 名は宗彭 [illegible] 東海寺開基 [illegible] 跡あり 又図 名画拾遺集

○孝信 専 狩野氏永徳の[illegible]なり 右近将監 [illegible] 洞宮中に粧飾 [illegible] 雅趣あり 其信皆繪の事を勤む

○探幽 専 狩野氏諱は守信 永徳の孫 孝信の長子なり 弱冠 未女を娶て祝髪して探幽斎と号に 又命蓮と号に 孝信より繪所を領ありつて 母方の姓跡嚴父に超越し 海内の獨歩せる事更に異論なし 初法眼より起りて法印に叙せ 延宝二年甲寅十月七日 [illegible] 七十三歳 別傳に曰探幽法眼白蓮と号 宮内卿法印に叙せ 詔命して名を筆峯生明と賜ふ 長[illegible] 七年 [illegible] 慶

る三男一女あり宗信と云 探幽と号に 中なを尚信と云主馬と稱せ 弟なを狩安信と云 古京と稱せ 晩髪して法眼位に叙せ 元和四年八月廿日 寛永 卒 四十八歳

△太上法皇の和歌 [illegible] 天下 [illegible] 宮 [illegible] 後鳥羽院の表像 [illegible]

○探信 専 狩野氏諱は守政 圖書と稱せ法眼 信の子 叙 [illegible] 又忠洲と云 探幽の子也 享保三年十月廿日 卒 [illegible]

○種永 内匠助 専 狩野氏 諱は宗信 法名宗心と号す 宗信の子也 永和六年 廿日 卒 五十三歳

○種信 内匠助 専 狩野氏 諱は永徳 内匠助 宗永の弟 宗永の子 永和六年 廿日 卒 十九歳

道味 専 狩野氏 諱は 俗名を助吉 右京亮 宗永の子

○探雪 専 狩野氏 諱は 守定 探幽の二男 永徳四年 七月 十三日 卒 探幽の養子

○探斗 専 狩野氏 諱は 守脩 探雪の長子 正徳四年 八月 一日 卒 歳

○探渕 専 狩野氏 諱は 守尚 探信 寛政 三 男なり 宝暦四年 十二月 卒

○探渕 専 狩野氏 名は 守真 探渕 侍従 道味の子なり

○探船 専 狩野氏 諱は 章信 探信の長子なり 宝永十三年 七月 廿五日 卒 四十三歳

○探梁 専 狩野氏 探幽の二人なり

○探川 専 山本氏 宗川の男なり

○探叔 専 林氏 法橋を叙し 探信の弟なり

○探文 狩野氏 探信 守道の子

○探山 専 鶴沢氏 探幽門人 名は 守見 又良信 又兼信 初め幽泉と号す 宝永 中彩色を以て 探信の母 楽中 伴なり 図為なり

○探水 専 狩野氏 諱は 守美 探常の子なり 安永六年 四月 七日 卒 四十六歳

○探恭 専 狩野氏 名は 守安 舟 仙令信の子なり

○探常 専 狩野氏 諱は 守富 探船 章信 養子 探信 守政 の子なり 宝暦六年 廿 三日 卒 探恭 専 狩野氏 探常 守富の二男なり

た

○探鯨 専

○探圓 専

○探索 専

○道潤 専

○種次 専

○探皓 専

○探泉 専

○探春 専

○探春訓 専

の人なり

○大学 専

○探牧 専

○探玄 寺

○台機和尚

○蓮長老

○卓峯

○大雅堂

○大鵬 僧

た

探鯨氏探山の子なり鯨は小鯨

探鯨氏名は嵐信探恭守安の子なり

探鯨氏名は守源実政元

探鯨氏休白昌信四男なり

探鯨氏信名左近内匠種信の子なり

探鯨氏探山の孫なり宝永寺中の人

探泉の子なり

探春氏名は守徳

探春氏名は守直探春孫五郎人大坂

諱は氏信寛文十四年十月十六日

平五十四歳

探牧氏名は守邦図書と称す

探林守美の子なり

探玄氏名は守明探圓嵐信の子

台機和尚甲陽の人法泉寺の住

又戒の仏像を画く武田信

画工便覧

蓮長老仮名を以て名を

墨画をもて称れども筆なり

画工便覧

黄檗高泉の法嗣也画は探出の

学して一家をなせり

大雅堂名は無名字は九霞殿山雅堂

又名を故の字は公敏玉海

人画法来舶人伊孚九の弟子

芙蓉峯人画法来舶人伊孚九の弟子

便覧要略

集覧

芙蓉峯名は

二百図を製作

安永五年四月十三日没年五十四

○琢眼　勝山氏琢舟　崔嵓子なり　寛政改元年
雲巖　葉雲法眼の門下なり　寛政の門下なり

○琢文　勝山氏琢眼の子なり

○臺嶺　勾田氏名は寛宗は文饒尾州の人
なり初め竹洞を師とし後自らえ
人の筆意を倣ふて山水花鳥をよくす

○台機和尚　甲州法泉寺の住僧なりよく佛
像を画く

○厚峯　畑氏住吉なりしに高泉の後
なり因付記

○隆雅　小川氏信名嘉泰系師を拙
歴
なりよく人物を画く

○隆政　杉山氏信名忠助

○隆長州　警固尾大納言和
其画者信
九月十九日薨年六十五歳
正三位父は権大納言隆光卿
仕
絵起あり元文元年

○隆雅　小川氏よく人物を画く

○太郎君　近衛三藐院公の長女なり格よりて
太郎君と称して書跡三藐公よく
似て其画最似たり世人丸形像
其号逸致を具す

○大愚　南禅寺
名は性愚　大海宗の法嗣
永享中の人なり

○大仙院　芝神明社の別当なりよく人物を画
く

た

○忠賢

酒井伯耆大夫家臣[illegible]雲洲と号す

○探元 専

静德堂又法常庵主又狗皇老と号す画林崎村左兵衛又金左衛と云薩州の人

ふ藤[illegible]時貞探信の弟なり

○泰晋

法眼と称す何れの人とも詳

探梁 専

探梁氏を見るに九十歳とあり

○隆也

片岡氏寛文年中江州堅田に住し画を探也に学ぶ山水人物を能くす

後諸国を巡歴す

楠戸弁磨

聖武帝に仕ふ丹青活動あり天下を子正七位に任ず

高信

三宅氏柳尾山高山寺什物上人画行状の筆者なり

○太郎庵

薩州下氏尾州の人なり其画りくれ気顔高逸なり又茶すき特し

○湛園

武州新堀村南川寺住して内膳正宗俊の侍画を好む物茂郷を友とす

○忠親

青山氏和泉守に仕へ内膳正宗俊の男なり好て図画をよくす

○高久

藤堂氏従四位少将和泉守に仕へ勢州津の城主大学頭高次の男なり好て図画をよくす

○隆成

柳荷家なり隆實又隆幸権大納言従一位に至る内大臣隆賀公の男寛永八癸未年九月十日薨す六十九

○忠長

桑原家なり為弘正三位中納言より出る大学助為彬の男家長の末子天保六年四月廿二日薨す八十三

た

た

○隆長

[九月日]薨ず 四十歳

[勝尾家]権大納言正二位なる 権大納言隆尹の男 享元年

○高寛

丹羽氏左京大夫四品を任ず左京大夫延の男なり 家は河内長
博の長道の男なり 隠逸にして豁如と
号し茶事を好まず 風雅を知る
和六年六月卒ず 六十三 今の二本松の
地主丹羽家はこの人の裔なり

○忠輸

戸田氏越前守を任ず 因幡守
忠寛の男なり 文政六年九月
廿八日卒ず 六十三 今の下野宇都宮
の地主戸田家はこの人の裔なり

○忠続

本多氏伊勢守を任ず 初め忠良
又忠梁 政仕して拙斎と号す
本多家二代目父は伊勢守忠恒なり 室
暦七年二月廿九日卒ず 六十七 法名長
徳院 ●勢州神戸の地主本多家

いこの人の裔なり

○高允朝臣

篠堂氏和泉守従四位侍従を
任ず 崔堂と号す 篠堂家十
代目なり 従四位少将 ●高嶷朝臣の男 勢
州津の地主なり 文政八年正月十三日卒
ず 四十五

○高睦朝臣

篠堂氏和泉守従四位侍従を任ず
勢州津の地主なり 桂友子と号す 篠堂家四代目
の男 寛政二年 従四位少将高久 三代目
室 永五年十月九日卒ず 三十歳

○採信 専

[神]部氏名は 寿道 摂牧寺邦の子

○丹倫齊

[兒玉]氏 [岩]手と称す 公事 [陸]奥
[巌]島の額面あり 名書は [神]部
末流 [兒]玉氏丹輪書とあり

た

○大心

名ハ義統　蓮華庵又金剛堂又巨妙子又心子ト号ス
享保十五年六月七日寂ス七十四

○忠興

細川越中守侍従三位ト号ス法名三斎宗立　経盛伝経藤孝法名幽
高の男ナリ正保二年十二月二日卒ス
八十三

○單偃

佐久間氏寛政元年林家塾満遠
員の母方ノ祖父ナリ

○道壽

土州の人画をよくす

○道慈

於ハ額田氏和州添下郡の人ナリ大宝元年
入唐シテ養老二年ニ帰朝ス力つて在唐の間ひそかに西
紀清水寺の伽藍を図し帰朝の後武蔵寺を建
十五年ノ日本紀ニ
大安寺縁起ニ
めして候ひのち天平元年ニ死ス道慈ハ新
大安寺を造ル
大会図絵等ハ華厳七處九会の図を天平十四年
六僧教義ト文ニこれを造りたるなり天平十六
年十月卒ス寂ス七十餘歳

○丁慶

日珍信

新の日珍ハ在唐の時仏画工丁慶ト

龍興ハ日珍信

華厳の像を図絵ス

以の人ナリ

○大原道

日珍信

○多子

後世鑑歌寺
寺号ハ慈恵寺
ナリ
分脈
皇系紀
世五
三十七

宮廷歌人ナリ
十日十一歳ニ
して入内大皇太后宮ト
ハ
正月ニ
の后ナリ建仁元年
十二月廿四日崩ス六十二

弾正尹
従三位
永暦元年
ニ
寂ス
ナリ

○但馬八郎

元亨ノ二年ノ夏
ナリ

弥勒の像を画絵

○道寛

紹運鑑下ノ
廿六

聖護院二品法親王俗名嘉瑞　正保四年宵
廿八日誕生聰宮ト称ス三井長吏三山検校
月八日薨ス道寛法親王の資ナリ　延宝四年三
月八日薨ス三十七　浄願寺宮ト号ス

聖護院大僧正准三后三山検校
後知足院左大臣房嗣公の第三男ナリ
其母ハ二条ノ三隆一卿ノ
文明比の人ナリ

○道興

分脈
諸門跡譜

聖護院
廿三
廿四
廿五
廿六
廿七
廿八
廿九
廿十
廿一
廿二

北之部

○冷泉天皇 上 段階のごとき国画を愛[illegible]
清和憲平村上帝第二の皇子なり[illegible]保
四年位を[illegible]
在位二年改殺[illegible]
十月廿四日出家[illegible]寛和元年

○蓮行 上 豊 [illegible]六郎兵衛と[illegible]
永仁六年[illegible]頃鎌倉の貴族この蓮行
画譜
をして唐の真鑑和尚の像を[illegible]む筆法
[illegible]宅間より出でゆ優柔なり

○英岡 中 墨鐘馗を画く

○亜彦和尚 中 南禅寺の僧 細川満元の子
名画拾遺集
名は希世村庵と号し詩文をよくし又
山水の墨戯をなす或僧形の像を
画き其上に賛を[illegible]
長享二年六月廿六日寂す八十六歳

○蓮如上人 中 諱は兼壽存如上人の嗣なり本願寺の
名画拾遺集
八世宗教を演説して教化大に行
はれ[illegible]て後世を西本願寺の中興祖師

れ

よ自画の像あり又畿内北越の諸寺に画くところの仏祖の像あり明應八年三月廿日滅年八十五歳

○靈彩 雑 三賢一致の図を画く印文あり脚踏實地の字あり筆法明瞭なる似こう墨色清潤にして蒼老なり或いは明瞭なる別号の擬考へ

○冷泉 雑 九條氏部卿の女なり常に画枝を〻む

雲心集 六十六 弥陀仏を画きたまふ仏の前に形ち写さまつりたるとぞ

○靈影 画工使覧 何れの人と云ことを志ん考なし天弟の像を画く微了明瞭なる筆

○鹿玉斎 何れの人なるを知ん法眼を叙す

○蓮長 為邦氏東福門院の命にしたがひて集外歌仙を画く

今川氏清ハ貞世後四位下左京亮

應安二年九月の奥題なる法名なり後

海蔵寺と号す

應永廿七年八月廿八日卒九十六

今川上総介範国の二男なり

○後 教言卿記 応永十四 分脈 九 二

雑考記奥書 言塵集同 外書 名迹二の考

△天平宝字元年五月丁卯河内の画師祖父麻呂
外従五位下を叙す

△そ之部

○祖父麻呂 上 薄

草壁川院 上

草壁川院 上 構改道家公の女なり
画を好んで源氏物語の故實を画き
[illegible]

○尊重 上 名画格言集

備中 [illegible]
[illegible]

○尊賢 上 名画格言集

伊勢法眼と号して幸賢法眼
[illegible]
図を画く今薬師寺にあり其背記に[illegible]
五月廿七日[illegible]七月五日[illegible]
念寺[illegible]三年[illegible]
[illegible]

○祚蓮 上 僧 白鳳八年十月皇后為亡子義孝造寺名建福寺（新書巻九）

の親を〳〵た祚蓮入定して彼宮の伽藍
の護衛の義をつくさんとを見て定を出て
図を奉〳〵て奏進す別ち五部を再ひて
某仏寺を造ることなむ花鳥の業を修むとなん

○祖足 上 天平宝字三年十月乙亥外従五位下河内の画師祖足を伊賀の国に遣わす（後日本紀巻廿二ハ丁ヨモテ）

○宗舜 上 浄土法眼の嗣なり信州塩崎康楽寺の三世なりて親鸞上人の
祖師聖人御伝記奥書 三河を画き信濃を画く二体連座の絵と称して今当寺にあり又
親鸞上人絵伝三幅對を画く今東武本願寺にあり
所源光寺にあり（康永二年十月）

○尊海 上 世々芝法眼と称す南都興福寺東大寺に画く所多し
（興福寺の僧伊賀寺系定観子）
春日安居の屋に相撲の帝釈天屏風あり

直 ○尊智 ○法然行状 門弟記建暦三年世 行 寺務の記

直 ○尊海 芝法眼と東国に画く所多し
筆力異なり其画法は山法眼に海筆と
紀氏二家の文庫にあり

直 ○宗丈 中 曽我氏 奉仕の枝葉を岩巌父に学ぶ
（宗誉）
支泉と云ふ 世々武門に
住也 虚彩色の花鳥あり
（法仙 古書に虚彩の子孫と云ふ）

直 ○宗誉 中 曽我氏 せたに花鳥を画く 世々画業を廃
（宗誉 画史 京諸 夷人伝）
月十七日辛巳 玉院宗政の字あり
（紀氏 十五年十月）
阿弥陀仏を画て 慈父重賢入道徳
（法仙紹仙 紹祥 紹祥 紹祥 紹祥）

○祚蓮 上 僧 白鳳八年十月皇后為[illegible]して[illegible]草[illegible]佛寺を建て其叔をいのる[illegible]寺[illegible]
新書巻九 の親を[illegible]した祚蓮入定して[illegible]宮の伽藍
の[illegible]矩の美をつくし[illegible]を見て定を出て
図を奉[illegible]して奏進を別ち其[illegible]を用ひて
[illegible]佛寺を[illegible]造[illegible]

○祖定 上 天平宝字三年十月乙亥外従五位下河
後日本 内の画師祖定[illegible]
巻廿二六ページ 賜ふ[illegible]

○宗舜 上 浄土法眼の嗣[illegible]信州塩崎康
[illegible]記奥書 宗寺の三世[illegible]して親[illegible]五人の
[illegible]を画き信[illegible]を画く二
體連座の[illegible]と称し今[illegible]寺[illegible]又
親鸞[illegible]伝傳三幅[illegible]を画く今東武寺
所源[illegible]寺[illegible]あり
康永二年十月

○尊海 上 世[illegible]定[illegible]芝法眼と称し南都興
福寺東大寺[illegible]画く[illegible]
春日安居の屏に相撲の節會[illegible]屏風あ

興福寺の僧伊賀寺[illegible]観子

直 ○尊智 上 [illegible]法眼行快
明月記建暦三年廿[illegible]
寺[illegible]

[illegible]り[illegible]見て[illegible]春日社[illegible]宝
[illegible]年中の人なり[illegible]
[illegible]行快[illegible]四天王寺の別当[illegible]
[illegible]行慶[illegible]往生傳を撰[illegible]
[illegible]往生の人と図[illegible]
[illegible]寺[illegible]の時顛倒して[illegible]
[illegible]堂を彩造して[illegible]

○尊海 上 文永[illegible]年中の人なり[illegible]
[illegible]り芝法眼と[illegible]
筆力異なり其画法は山法眼に海筆と
[illegible]の文庫[illegible]

直 ○宗丈 中 曾我氏[illegible]
奉仕[illegible]枝[illegible]巌父より学[illegible]
[illegible]

○宗誉 中 曾我氏[illegible]
[illegible]花鳥を[illegible]
[illegible]十五年十
[illegible]玉院宗政の字あり

[illegible]

白鳳八年十月皇后命ずして穀草師寺を建て冥救をいのる所の宮殿
[illegible]に祇園入定して彩宮の伽藍
の美をつくすことを見て定を出て
拳して奏進を別ち其の事を再ひて
[illegible]をしることなむ花の業を修むとなん

天平宝字三年十月乙亥外従五位下河
内の画師祖父[illegible]を御校の使として
校

浄瑠璃法服の刷を信州塩崎康
楽寺の三世ありて親鸞上人の
と画き傍に画仏浄瑠璃を画く二
座の彩と絵を今当寺に[illegible]又
大人絵傳三幅對を画く今東武年
[illegible]寺に[illegible]

[illegible]世に是を芝法服と称す南都興
福寺東大寺に共画く所多
安居の屋に相撲の帯會比屋[illegible]あ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○祖溪 中 名画拾遺集

徳後和尚と号し興徳寺に住し詩を善くす又墨画をよくす水墨の図あり

○宗泉 中 名画拾遺集

如雪の弟子周文の法脉なり

○宗遠 中 名画拾遺集

應世和尚と号し東武の人にして応安の人

宗湛宗堪 長二十二世の宗潭の弟子

小栗氏佐名を宗遠に画図をこの元祖なり

○宗丹 中

室町家より出て宗丹と号し相国寺に入て刺繍

画譜 名画拾遺集 三十三ウラ 泉湛の条ト

より周文の師となり後周文の弟子となる

宗丹の筆法は是より起まり宗丹別号を李

晩年に大徳寺に居す宗丹別号を李

瓊和尚と号し和尚の画の神妙に牧

溪の筆法に比せられ牧溪玉磵

と宗丹とを比せり

乃二法をひろめ又夏珪馬遠を無為の筆を用

る事周文より出て宗丹より出ずるなり

和画成る物の遺墨は世に

中れも也引傳る

そ

国元貿法父永享年中[illegible]元亨五年[illegible]

力を尽す

○宗栗 中 画工便覧 全書

小栗氏相国寺[illegible]

の僧となり[illegible]

を学ぶもの也晩年大徳寺に寓居

○宗山 中

子法を梅仙に嗣く南禅寺に住す

丹青を能

○宗休 中 名画拾遺集

宗丹の弟子なり画をよくす

○相鑑 中 画工便覧

雑画の画法啓書記に学ぶ後京都に居す

福院の人なり

○宗也 中

長谷川氏等伯の庶子なり家業を

世々なる筆力父兄に

そ

○宗也 中 法橋り釣を長谷川家の系譜より
画漢 釣まてけり 直孫り画川具家
砂八宗也り名人

○宗渕 中 宋ハ如水相国寺 僧 にオ水ると書り雪舟を師とし
画工便覧 全書 筆勢やく細一 法橋り帝 唐仁以り
人名

○祖継 中 世姓名をもつまびらかにせず 観音の像知恩
〜筆力全く明兆に似り

○宗自 中 よく墨彩鳥小景を画く
本自の誤字なるべし

○曹洞 中 よく墨人物を画く其筆法真
相似り出

○宗觀 中 よく大根を墨画を作すの
筆法可翁周文より出

塞白 [illegible]
[illegible]

○巽阿弥 中 泉氏姓福山新立部と称宝昭家の
名画聚英 同朋なり其自記に光琳院殿
代に某福山新立部と称し伊勢守貞
孝の侍命によりて相阿弥様を画くその宝船の
図を以て示を画て同道せしとあり

○宗白 中 よくふるを画く

○宗歳 中 冷彩の山水を画けり画意雪舟
称すべし

○昂梅 中 達磨等画り墨雑画を画く

○宗珊 中 よく青貫の像を画く雪舟の筆
画工便覧 風を学ぶるものなり 何れの人を
後土御門帝 [illegible]
そ

○宗滿 中 画をよみして雑画をなす

○宗鶴 画工便覧 玖 中 如拙の弟子なり 画縁の人 頗る師法を変ず 山間の景趣をよくし後進しゝ後花園帝に永享已の人

○良梅 名画録 画工便覧 曹洞宗の僧なり 越州の産 雪舟を学ぶ墨画あり 後土御門帝に仕へし人なり

○巣雪 画工便覧 何れの人なるを詳にせず 筆風雪舟に似たり 墨画の山水あり 其筆端真に巣雪なり 後土御門帝に仕へし人なり

○宗祇法師 名画録 思齋日 中 自然斎と称す 連歌の祖 宗祇庵と号す 見外斎と称す 文亀二年七月晦日 年七十二歳

○村庵 中 霊彦禅師と共に俗姓細川満元の子なり 南禅寺住僧 後唐天祝の係なり 其筆端高幅 長享二年八月歿 年余歳

○宗珪 画工便覧 何れの人なるを詳にせず 唐画の筆風を学ぶ

○尊俊僧正 雑 世姓 柳原家より出 仁和寺の院家 後奈良帝の子なり 提山の古僧正なり 画を能くす 古法眼元信と共に名を同じくす 別号文筌と云 其筆跡頗る雅趣あり 菩提山の寺中の人なり

○宗祐 雑 元信の兄 筆法拙劣なり 然れども其優美なる画所の山水花鳥おのゝ真細着色なり

○即非 画録 性一和尚と号す 明の福州の人 林氏隱元法嗣 祖師の係也画て筆端を加へるものあり 寛文十一年五月廿日寂す

そ

○宗用 雑 漢人を画く業信真相も出さず

尊海 雑僧 文禄年中の人なり芝法眼と名を同じくせり 法眼の号後の山法眼等と記せり 其画

○宗周 専 法眼なり 叙も傳記見へず

○素川 専 狩野氏名は彰信 幼名千三郎後外記と改む 専石賢信の男 享年六十二にして 寛永年十月二日 元信の甥なり 元信の世傳なり

○宗珍 専 狩野氏世傳なり 実否を考へず 山水人物 花鳥を画く 宗信 引手にて 其印をたすく

○宗秀 専 狩野氏諱は季信 松栄の伊弟 画法専ら兄永徳を学ぶ 法眼位なり 叙も五十 没年或書に六十一とす

○祖酉 専 狩野氏諱は 家政 又 秀信 祖酉或 初祐と作る 元和三年 十二月十日 年六十二 嫡 永徳門第也

○素也 専 狩野氏諱は 栄信 伯圓 祖なり 天正 年中の人 別に 楽義 の用ひつるもの 二十一

○素仙 専 狩野氏諱は 師信 伯圓 景信の男なり

○師誉 専 狩野氏諱は 栄信 初名宗信 通称修理 素閑玉信の猶子なり 素閑玉信の二男

○宗泉 専 狩野氏 邦須 諱は政信 松栄の弟なり 江戸に住す

○宗仙 専 狩野氏諱は 政信 永徳の弟なり 享年二十七 或は従信通称数馬 莫説の養子 実は休伯 長信の二男

○宗仙 専 狩野氏諱は 政信 通称内匠 松栄の子

○素仙 専 狩野氏名は 種信 通称内匠 松栄の子 政信又 素仙或は素川と作る 明暦 享年四月十五日 年七十二歳

○素川 専 狩野氏 俗称外記 祖酉 秀信 永徳の子 享年 月 日 年 五 享年七十五歳

○宗得 専
狩野氏俗名又[illegible]と云ふ永徳の子
り或は元信の弟子といふ
狩野氏名は玉信俗称志摩三郎玉樂の四代目
得庵の子

○素渓 専

宗也 専
狩野氏法眼の位を叙せ狩野の四男永徳
の弟なり禁裏表装師をつとむ

○宗知 専
狩野氏名は重信家巴の一男なり永
郎と俗称し或は重信を重次と作る

○宗秀 専
狩野氏
諱は雅信宗政清英信の二男
元和九年十月五日卒 [illegible]

○素川 専
山本氏素軒の男なり

○祖[illegible] 専
名は玖[illegible]
行れの人なり[illegible]元信の筆風を学ぶ
[illegible]方丈を画ゆ

○宗川 専
山本氏素川の男なり

○宗庵 専
狩野氏本姓多羅尾法眼を叙せ宗
[illegible]と俗称す

○宗三 専
[illegible]宮氏本氏佐[illegible]或は馬見谷と作る
[illegible]と山水を画く[illegible]

○宗真 専
高木氏俗名左[illegible]郎[illegible]時信の子なり

○宗雲 専
狩野氏[illegible]出りつ人なり

○宗服 専
狩野氏安信の子なり

○宗心 専
狩野氏名は種[illegible]永正[illegible]
つ人なり[illegible]

○巣南 中
画工便覧
[illegible]
狩[illegible]
[illegible]
[illegible]

宗達

宗ハ伊年侍屋と号し又對青軒とふ法橋に叙せ京師の人画法一家を立

○宗達

和田氏敦忠と号し京都人画法一家

○宗達

○宋懿石

尊證親王

禄七年十月十五日寂年四十四歳

○宗伯

長谷川氏雪江と号し又流芳軒と稱し法橋に叙せ雪舟を学ひ又將野家の風を兼あ

○宗三

鈴木氏名ハ壽俊元禄年間叙法橋せ名を挙く好て画を学ひ画法狩野家

○櫻雲

大森氏名ハ寿一探幽を師とし学ぶ其法を得り法眼に叙せ

○宗雪

ことあり賀州の大寺に住し能画

○相泉坊

泉州堺に住し巧て弥陀の像を画く金碧を用ひて奉見る者多し

とふ所山の楳ものて人なり

○宗軒

光廣と門弟なり

○櫻朴

梶氏櫻雲の門人なり

○宗悦

喜多川氏法橋に叙せ名書に在

説と見えたり

○宗仙

將野氏名ハ為信右近孝信の門子

○宗仙

梁山氏通称左近法橋に叙せ

同雲庵宗仙と号し

○宗理　俵屋と名のる和泉住吉廣寺の人也

○素絹　山口氏宗伯　平安の人なり庭拳を師とし邦俗の婦女及び雑画をよくして通称武次郎

尊俊　僧正なる俵和州菩提山報恩院に住し佛像及び雑画をよくす其画粉野元信を筆法とす俗姓は宮家御系より出て仁和寺の院家となりて菩提院と住む其印文文筌の字あり別号有り其筆跡は虎関作乃ち其見達に所出雅趣あり菩提山の寺中に住す

素川　北野氏俗称外記祖母秀信の孫よく其業を俗に明暦四年十月年七六十二歳

○相泉　画工後覚　品川の人相泉坊と称す大森氏捜月の門人也

○捜月　寺　後山科に住す至徳元年の人なり

○宗堪　小栗氏周文の弟なり又狩法を作る師法少一宗冊

盛に宗堪と号ひしも紀氏別人れ共詳なり

○宗久　通称俵屋宗達の兄なり

○宗鎮　姓氏不詳俵屋にして宗達の人なり

○宗圓　長谷川氏図画を善くす其六〻歌仙の画帖あり歌仙は号慶元長和中の書跡なり今此帖建仁寺に在り

○宗川　山本氏名は守房法橋なり紅毛探幽の門人なり

○宗見　荒井氏光勝なり

相説　喜多川氏法橋ト称ス家蹟ノ条

○宗賢　大徳寺真珠庵ノ住侍ス　十五世ノ　秀岩ト号ス　書画ヲ

○村琢　森村氏

○宗三　陸奥氏宗鼓元年聖護院道覚ノ家臣ノ子孫ノ画ヲ学ブ　何れの人とも詳ならず　探幽ノ画あり

素程

○宗寅　俗　笠翁と号ス　妙心寺ノ住ス　大輝宗進ノ法嗣ナリ

○宗栄　霊鑑寺宮後西院の皇女ナリ　享保六年三月八日薨ス　六十四

○宗旦　或ハ今日庵ト号ス　千氏名ハ元叔又元伯ト云ふ　出雲守利休ノ男ナリ　自ら後裔を加ふ

万治元年十二月十九日死ス　八十一或ハ明暦三年十二月十九日死　七十八トいフ

○素程　専　山本氏名ハ守次　探幽ノ門人ナリ

○素軒　専　山本氏素程ノ男ナリ　名ハ守常

○即誉　専　陸奥氏　探幽　乱信ノ子

○宋紫山　柿氏宗紫石ノ子ナリ　家法を伝ふ

○宗頑　専　牧氏ノ名ハ永叔ノ人ナリ

東

○祖仙　要署　森氏守敦　名ハ　叔牙　霊明庵　天保年中の人　狂仙と称ス

○宋紫岡　浪華の人　宋紫石ノ人ナリ

○宗用　伊勢人ト云フ　画人を画く　筆法真相ノ出ル

○宗亭　神田氏永徳ノ人　仏画を事ス　霊雲寺住山　寛政四年歿ス

愚斎日　文政七年歿

○宗生

元亨とあり

○宗雄　舊家文草巻七十四下

○祖全

○宗清

○宗因　諸家人名録

連歌を昌琢に学ぶ延宝年中江戸に下りて
後林流の俳諧を弘む好て画図を能す天和
二年三月廿八日歿す七十八

○宗村

○宗伯　長谷川氏雪鶴と号す

○宗伯　長谷川氏雪嶺と号す

○宗良親王　李花集

○尊有　備考陸編　宣衡公記正和四年廿五

○則宗　同　中右記長承三年十九

○宗頼　玉海正応元年十九　鶴神位記弘安三年二

○尊澄　諸家系譜十三ノ下　後醍醐天皇御遺詠　李花集下

法眼の称正和以後の人

俳諧の名称

天台座主三品法親王妙法院宮新日吉門跡と号す後醍醐帝第八の皇子
還俗して宗良親王と称す後村上帝の皇子
母は藤原長子

つ之部

○常則 上 姓い花鳥部なり 左衛門少尉なり

村上天皇 天暦年中此人なり

○経輔 上 長[illegible]元九年の比先祖の旧伝

各法華経の縁の品をとり金泥を

以てもつて紀伊国熊野に書て浄土寺なりて

供養したりと元中亦経輔経巻の外に

弥陀の三尊を図したりと

○経隆 上 姓い藤原 五位下に叙す 従

子なり 中古氏此人祖 寛元中の人

○経光 上 大伝氏 光信の裔なり 俗に將監とも

名とす 光信ゆくすぐれたる法経光を以て法

れうもまた妙雲なり 親なり

○経信

桂大納言正二位より書画をよく
又歌人なりなので歌の模様を画き信
中納言通方の三男より養子
長元年四月十
二日宰府より於て薨ず

○通覚上人

上人の母より
氏伊記をゆく

○通

雑
女
土郎氏
隅田流長の仕女
武田信長の妻
沼田信長の妻
沼田信長の妻
沼

○綱長朝臣

松平安藝守中將清野從四位
侍從を兼ね彈正大弼綱晟の朝臣
男なり 寶永五年二月十一日卒す 五十歳

日 通貫

公卿補佐 従四位上 建忠
初名の二字なり
正信大納言
源川
とそうし

日 通季

永享記 従五位
公卿補佐 五十七
分脈 五ノ

順徳院御代 正信の母新しき
つくべきとて 義孝卿の
平中納言の
平名ゆきこまの
なりまのそ
大納言通貫
の自害
姿よ
書しる
あのみ
とと
詳
うつ
正
未

水之部

○ち 仲江磨 上 桓武帝を佐ふ後立位下大神朝臣と叙す 名画の誉あり延暦十年己丑画の

後立位下大神朝臣仲江丸

正とあり

○そ 祖圓 上 諱小祖圓規庵と号す信州長池の人

名画 拾遺集

大明国師の法嗣南禅寺の法席

をつぐ国師自画賛の浜江祖師の図今南禅

寺にあり正和二年四月二日化を五十一歳南院

国師の号を賜ふ

○せ 成光 上 姓氏を考へず繪に興義寺の像

菊亭集十 あり舟屋院の像子孫の筆と画きくるた

日観年代記 まとの影これをうつして遺けるとあり

○ち 長隆 上 姓小路と号す後に多院建治年中の

人家隆卿の男なり従立位下大

近将監剃髪して法眼に叙す快円と共に

[illegible]

月中[illegible]白長隆公[illegible]弘安九年四月法橋院[illegible]

後師後[illegible]後家[illegible]長隆と書り

○き 業實 上 姓い為氏後所預り文章博士を佐氏

大夢嘗会主基の屏風を画く

○長章 上 土佐氏越前守と稱す長隆の後堤胡三郎元應氏の人なり

○仲氏 上 阿波守(住氏或は安房守と稱す)画者なり尚くの人々ふ事を志すに法觀寺の縁起を画く

○永有 上 姓は日野藏人なり修理亮宋久子大条院家

○長家 上 (斎信の如き法住寺為光公の孫安家の子なり)画事をよくせり長家は大宮と号せり

○業實 上 除ノ全画作ニテ天山視記ニ寛元年八月廿七日条 玉海

姓は藤原後所預と称す文章博士なり任官大学頭主基の沙汰に画く

○業平 上 名画珍重 紀氏通鑑 画工便覧

姓は左原従四位下右中将と任ず左京行平の弟なり書は画図を能くす加州不退寺の自画の絵を存せり元慶四年五月廿八日卒す五十六歳

平城帝の孫阿保親王の五男

○直實 上 名画珍重 画工便覧 姓は平氏俗名次郎又は北条右京亮盛方の子なり源武衛に仕て武名を画て武州能谷寺に住て蓮生と号し自ら和歌を画て武州能谷寺に存せり今能谷寺に存せり

義元元年九月四日洛下黒谷に於て卒す

八十三歳或は兼久三年九月四日武州能谷

よりあり年八十歳といへり

○直朝 中 姓は源なり月峯と号し何時の人なるを知らず又玉硯を善ひよく墨を磨し水を注ぐ或は鷹を描き松に鶴を画く洞文の風格を画く

○直頼 中 土岐氏(月庵と号す)て羽毛濃なり京文直頼とあり 画工便覧

○永光 専 木村氏江州蒲生の人浅井長政に仕て近侍す剃髪して善と号す狩野山楽光頼の弟姓の父なり狩野元信の師なり画をよくせり元和に歿せり

真をうつしたてまつる長さ

○尚信 寺 狩野氏初名一信主馬助と稱せ又家信 通稱齋と号す 孝信が伸子 擇出る者 也 慶安三年四月七日卒 四十四歳

内記 寺 傳記見へ

○尚景 寺 片山氏 擇出る人 城州山崎の産 寶永中内裏法橋宮の

○長吉 寺 元信を学ぶ 致あり 後世世々伝ふ 青山氏常真 信の人

○尚貞 寺

○南海 狩園氏 姓源名正卿 後に瑜と改む 佐州舟橋の人也 本藩に 一年死 元禄七年五月 鐵冠道人 観雪亭の号あり 傳神を

○長利 木村氏 甲陽の侍士なり 傳神を 豊後覽

図をうけ古衣をえ潔斎浄明して探筆 いとり

○直矩 堀氏長門守 信州高井郡須坂の領主なり 名松之助と号す 肥前守直佑と改む 幼 図画を 寛保六年六月廿日卒 七十七歳

○南岳 渡邊氏名ハ崇嚴字ハ維石平安の人なり 反拳を師とす

○長春 宮川氏 狩園氏 図俗の婦女を画く 着色花鳥あり 筆風菱川家 ま彩色

○楠亭 西村氏名ハ豫章字ハ士 平安の 人なり 反拳をそなふ 運筆敏速 邦俗の人物をよくす

○直隆 栗田口氏 雙齋と号す 或ハ蝶夢 ま作る 文化四年 九月十四日 死 九十五

○直矩 松平大和守 後宿作 従叙十ム 越前中納言 秀康 六男 図俗 侍 従五位下 武州河越の城主なり 以て図画をなす

○直温 溝口氏 従五位下出雲守 (同氏信濃守直治の弟 実ハ同氏 ・・・の子なり) 図画をなす 高槻氏 法橋 叙す 土佐家の人 なり

○尚景

な

○南嶺

鈴木氏名ハ順字ハ子信江戸ニ住ス
丹後国ノ産ニ牧牛氏ノ画師ナリ
天保十五年十月十五日歿ス

○長俊

木下氏摺出ノ人

○南湖

春木氏名ハ鯤字ハ子奥別ニ出ル石
と号ス江戸ノ人ニシテ山水ヲ善シ
又花卉ヲモ工ミナリ

○尚景

片山氏狩屋敷ノ画師ナリ法橋ニ
叙ス

○長門

長谷川氏何れの人ニシテ

○南部

服部氏名ハ元喬字ハ子遷俗称ハ
右ノ其先尾州ノ人越中ニ移ル後京
師ニ住ス十四歳ノ時但来ニ見テ業ヲ受ク
好テ国画ヲ学ブ観音三十二相ノ外東海寺
ノ白某ノ院ニ蔵ス宝暦九年歿ス享年七十五
云七十三

○尚仲

慈光寺家右馬ノ佐正四位下ニ昇ル
宮内大輔具仲ノ男文政二年正月
十一日歿ス五十三

○齊脩

水戸家従三位中納言ニ昇ル従
三位宰相治紀ノ男ナリ文政十
二年十月四日歿ス三十三

○夏井 上

紀氏系図 尊卑分脈 三十六人歌仙 書名考 画家人名考

從四位下芸等の子正四位下右中弁
義和ノ子ナリ隷書
堂ヨクスルヲ以テ先帝御文
ヲ受ケ小野篁ニ倣テ筆法ヲ学ブ
ナリ百済河成ニツキテ画ヲ巧ミ
書ニ画ニモ特術アルヨリテ聖
ヲ法ル法和帝貞観年中伴善
男罪アリテ伊豆ノ配流ノ時紀
豊城ト云フ者善男ノ従者ニシテ
主従ノ恩義ニ感シ豆州ニ流ル
ル豆井モ豆州ニ流ル豆井モ
ヲ慕ヒ豆州ニ流ル郡ヲ流ル郡ヲ
ヲ流ル郡ヲアルノ日
ヲ化シ古狸ノ変ヲ
ヲ写シ墨痕
ヲ見テ
ヲ
ヲ
ヲ

な

解釋すゝて斉巧なり平面土佐の得なる人のくまなく住まて都くのみり立帝の叡覧を備へられい夏井々画の巧なるを再び感し孫ひ弟子城もしくは都なりくさる千浜邸鄙の名勝百井々幽昊の画とそ賞翫かきりなし画くるる数の数これなるを紙の値段なりしとそん

○ち
長政

関氏倡馬守信の孫守信の弟也民部大輔成次の男なり元禄十一年七月十六日卒す八十七歳中新見の領主関家叫人の裔なり

○
納庵

何某人なりしかく墨画の花鳥をえらく皆風宗丹を学ぶとなり始れとも粗毫なり

○頼如　上

大治四年十二月六日東大寺聖宝僧正の五師の如意を放免の為めにとて法橋頼如を派遣して本寺に帰参せしめ

○頼助　上

○頼源　上

○頼増　上

○頼成　上

○頼圓　名画拾遺集
絵佛師なり法眼より和尚宋朝
又法眼より和尚

○頼意　上
法橋なり和尚世号寺住朝廷時の
人なり

○頼輿　上　名画拾遺集
絵佛師なり和圓の弟なり法眼より
和尚

○蘭溪　上　名画拾遺集
道隆禅師と号す宋の西蜀涪江の
人なり姓明性の法嗣なり宝永四年
李朝の時代に平の時頼これを招聘して
鎌倉建長寺を開創す大覚禅師と謚す
其墨戯人物山水世に於ても又朱衣の初祖
の画巨福山あり世に伝蘭溪より弘安
元年七月廿四日寂す

○蘭渓　中　画工便覧
後奈良帝の御宮
絵画を好む筆力柔弱なり没名
粗

○鸞山　僧
印度摩竭陀誓願寺の僧なり書を
又画を能む

○楽堂
姓氏未詳人なり

○藍江
中井氏諱は直安は養浪堂の
人なり

○藍田
若槻氏名は耀字は文琦通称恵
四郎平安西陣の人なり美濃守と支
初中漸を陪し後元治の筆跡を
学び其法を得筆性法脉称美

○雷蕭　名画拾遺集
京都の人画を画く功あり

○蘭齋
森氏名は文祥字は九江吟翁と号す
加州の人初め大坂に住し後江戸
に住す

ら

○頼国

松平主膳正

[illegible]洲

[illegible]村氏本小[illegible]徒宗小平兼

○頼貞

松平大学助従四位少将[illegible]従

[illegible]三位宰相宗翰卿の男なり

○樂義

松平越中守定信従四位侍従[illegible]

越中守定邦の男寅八田安中納

言宗武卿の三男なり台命をもて定

邦養子となれり

（法華寺殿白道長の子俊房の孫長房の流橋中納言俗忠の子俊房の孫長房の流橋中納言俗忠）

天治五年正月十日信義彰後

を召し[illegible]て劔の平緒の後裔

[illegible]むまで天慶元年[illegible]

一日彰後をめ[illegible]ては常の後裔を[illegible]

もとなり

○頼俊

山槐記 長秋記天永元 今鏡[illegible]

○頼忠

土岐記

池田氏たる[illegible]監の後たる馬の[illegible]

人なり又[illegible]後をもて鷹の後一流

相傳の人なり延久年中の人

○[illegible]陳石

名は隱字慶義[illegible]の人去[illegible]を

師[illegible]

○頼仁

素絹記

阿闍梨君とそなへたる[illegible]憲[illegible]の

[illegible]を國[illegible]大師[illegible]文を書[illegible]

[illegible]本[illegible]陰門[illegible]の後[illegible]又

の人なり

○頼季

永久五年記 六月書紀

法[illegible]

本の名彰[illegible]

曼荼羅[illegible]を國[illegible]

永久五年六月十四

○紫式部 上

始藤式部と号す上東門院の宮女

文六敦[後]守為時母常陸助

為信の女なり

自ら形像を画く

納言源氏物語一部のほか紫の文あるをもて

紫式部と号す

江州石山観音堂に

○宗義 上

義は茂の作る姓に巨勢出羽権守

義は任氏永祐と書画師となる其後

白川院の宮女と為り安嘉門と名つく

弾正

○宗弘 上

姓は藤原氏官位を〻に大常寺

主基の伊屋風を画く

○無学 上

祖元禄師と号す

宋国明州の人法と無準よつく弘

安二年帰化す平時宗尊遇殊に渥

圓覚寺を創建し師をいて開一祖とす

弘安九年九月三日寂す伊光禄師と謚す

図画を本とし自画の肖相今圓覚寺と
あり

○夢窓 上

姓は源氏 [illegible] 踈石 [illegible] 国師 [illegible] 建長寺高
峯顕日の弟子なり 天龍寺 [illegible] 図絵を善くして観
応三年九月 [illegible] 観応の擾乱 [illegible] 七十七 [illegible]
[illegible] 死亡九度の相を [illegible] 十八歳にして求道の [illegible]
[illegible] 光明帝 [illegible] 正覚 [illegible]
[illegible] 無

○無外和尚 中

諱は [illegible] 爾然と稱す 聖一国師の弟子
なり 寶相寺 [illegible] 天性画
をこのみ [illegible] 山水を工みに画く [illegible]
二天の [illegible]

○武藏 名は範高 本姓は藤原 小倉の人なり

宮本氏撃剣をよくせり二刀
流の祖なり平安東寺観智院に
其画けるの山水人物 [illegible] 筆法海北氏に法れ
り正保二年五月十九日死せり
[illegible] 二天の天中なり

○致真 サヲ

秦氏なり太子傳の後を知別法
隆寺の [illegible] 画く後剃髪して居
[illegible] 二双とせり [illegible] 世を寺伝往
[illegible] 其画の [illegible]

名画拾遺

○宗政 朝臣

松平伊豫守 [illegible] 池田侯四位侍従 [illegible] 伊豫守備前
岡山の [illegible] 三心流の [illegible] 政の父なり
天祐と図上野 [illegible] 竜院 [illegible] 其筆跡

○宗信 寺

狩野氏 [illegible] 宗信と [illegible] 同人の別人の [illegible]
[illegible] 即養初め

○宗信 寺

狩野氏通称半左 松雪の子永
真安信の人なり

○宗茂 上

姓は長 [illegible] 出羽権守信茂の子
の人なり [illegible] 寛治氏

○宗久 上

姓は長 [illegible] 修理亮有宗の子なり
後鳥羽院 [illegible] 帝の上北面なり

○宗深 上

姓は長 [illegible] 刑部丞 [illegible] 兼茂の子
民部丞文有宗の弟なり

○宗久 上

世人長勢 從五位下飛騨守院の上北面

○無学

名は宗衍 把不住と号す 大徳寺

の傳竜門の法嗣なり 寛政十

五年正月十六日寂す 七十一 大妙禪師の号

を贈る

三百七十八世

○宗德

中御門前内大臣 松木と稱す 後に議左中將

正三位に進る 左中將宗章の男 文

政十年五月廿一日薨す 四十六

日宗茂

人皇百七十五代 仁安元年十月十五日 後伏見院 長慶天皇 宗

茂 後徳五六殺 冥所 ありて 辛酉

これを第 持参 ありて

な

○内麿 上 姓ハ藤原長岡太臣真楯の男 後ハ藤原氏 能不空羂索並ニ四天王の像を画き諸寺に納む
十四巻 画工便覧
弘仁年十月廿六日 卒年五十八 [illegible]
同月廿九日 [illegible] 貞観九年五月五日隆延元慶八年四月十三日法式を定む 仁和三年十月十七日勅位昌泰二

○宇多天皇 立 諱ハ定省 光孝帝第三の皇子 世を寛平法皇と称す 天性
多帝
画工便覧
万葉皇風紀 皇代記 皇年代記
書画を好みあらかじめて長恨歌の意を序
子陵の釣台を図し [illegible] 兼平元年七月
十九歩を寿
と号す
[illegible] 歳 或ハ七十九 亭子院

○雲厳 上 名ハ法源大徳寺宗峯妙超の弟子
画工便覧
なり書を善くし墨画を善くす
後陽成帝 [illegible] 元禄帝 [illegible] 元禄年の人なり
後陽成動る

は

○梅宮 中 [illegible] 後水尾院 [illegible] 教平公の室 [illegible] 智
画工便覧
梅宮と称す [illegible] 寺 [illegible] 元禄十年正月
六日薨ず七十九 深如海院と号す

う之部

○な 内麿 上 姓は藤原長岡太臣真楯の男 能書家

十四巻 画工後覚

弘仁年十月廿六日 卒 年五十八

同月九日 勅して贈従二位

○宣孝 多 帝 天皇 立 諱は定省 光孝帝第三の皇子 世を寛平法皇と称す 天性

本朝皇胤紹運録 皇代記 皇帝紀考証

書画を好みて長恨歌の意を考

子陵の雪月を図し 又兼平又年七月

十九日崩 年 寿 歳 或は七十九 東院

貞観九年五月五日降延元 慶八年四月十三日源氏を賜ふ 仁和三年十月廿日即位 昌泰二

○良因 中 又周昔ところで印文を彫りし間

文か多くよく墨観音の像を

ものく画いて云是千幅の図也と書

○氏 政 朝臣 中 ら

後四位下

天正十八年七月十日卒 年五十三

薩流井と号す

○采女正 中 名画聚集

絵師なり[illegible]
七年より康暦元年まで成就せり

○雲渓 中 画工便覧

僧 岐の字沙弥にて諱を[illegible]
[illegible]天文の年号あり 信州[illegible]

○氏綱 中 名画聚集

[illegible]領高国入道の養子 實は右馬頭[illegible]
右京大夫に任ず 画図をよ[illegible]
くも其自画の聖徳太子[illegible]の図今尚河
刈石川郡敵福寺にあり 天文廿三年七月
十九日辛酉 五十五

○氏信 専

[illegible]氏 法名友益 俗名大学と称す
[illegible]
[illegible]寛文十四年十月十八日 五十四歳
[illegible]人
[illegible]氏 将軍足利義[illegible]
[illegible]の家船の図を画く

○布施 専 名画聚集

○内磨 専

法眼に叙せられ 記見えず

○雲仙 専

目方氏 諱は守秋 上杉家に仕ふ

○雲碩 専

中村氏 古右京の聟 新右[illegible]
永正六年安信に[illegible]
池上本門寺の[illegible]
[illegible]
[illegible]

○雲義

画工便覧
名画珍蔵

○雲岩

いつかの人をしらん　木筆
天狗の像を画く

名八義端大徳寺二百七十八世高
享保十八年七月廿六日示寂年七十四

△其解東常と著し頃よ[illegible]
像を画く俗世人芸[illegible]
を写さ[illegible]

の之部

○信實 上 姓い藤原 [illegible]
藤隆信の男なり後鳥羽順徳の
[illegible]
京権大夫[illegible]

○信貞 上 天永年中[illegible]
中右記天永[illegible]

○能惠 上 梅尾の僧なり性画をたしむ其写を
僧 上 [illegible]

○信尹 上

○信春 中 長谷川氏始の名久蔵等伯之子
なり画彩を[illegible]
抵父画の法を[illegible]
ふ人物鳥獸花草に長ず文禄元年壬辰肥

の

前の名護屋ゟおいく寺吉父孫館山里
の座席の間ふ彩色北児童をゑゝく元和二
年四月三日卒四十七歳

○延直 中 名画検案

度會氏図画をよくす法橋四
[illegible]信の名子なり京
[illegible]

○信尹 画工便覧 狩野伝家不

延清彦白三郎と号す信基又信輔書
画をよくす花鳥人物共に妙
慶長十九年十月昔覺

清爽 法印なり 五十歳

○信忠 中 名画検案 画工便覧

何れの人をしらず仏像鬼魅
の形を画く正親町帝・永禄比の人なり

○信春 中

南都の住世々春日の繪所たり
ゝ仏像の家也雑画並び花鳥
に長ず墨戯牧渓に学ぶ画意能相
似たりも柔潤なる物なり藻奥北圖ま
[illegible]

○信成 寺

[illegible]

○信春 専 画工便覧

何れの人とも知れず元信を師とし狩
り法眼なりて人物花鳥を甚元信に似
たり信春の画多し元信の画とす

○信政 専

狩野氏俗名外記世々古外記と称す法
名素仙氏徳とつかう
[illegible]

○信得 信 専

[illegible]

○信包 名画検案

織田氏上野尋[illegible]信長公の弟
[illegible]て国画を慰む慶長
十九年七月十日卒

○信武

野村氏通正と号す又俵屋と称
[illegible]

○宜就 名画検案

姓は石上岡本氏通称半助江州産根
の家[illegible]
書法は[illegible]野の跡を[illegible]
は学ぶ[illegible]氏[illegible]時の弄筆のゝ布袋の画
多し又枯木宿鴉の図は厳雨の初影を[illegible]
ものあり明暦三年三月十日没年[illegible]歳

の

則房

俗名権左衛門 別髪して如用と号す又松栄軒と称す初永納の弟子惟る探出のつくと云

○信雪

長谷川氏家臣なりと云

○信舟

長谷川氏信雪うまなり

○信雄

河内守氏武田の族信俊の男初め主膳後越前守と仕へ寛文三年歿す

看鳥拾葉集

画く

信春 中

元信を師とし倣ふ所あり其人物元信に及ぶ元信は仰ぎ信春は尊敬す

多くは信春の筆とす

○信秋

長谷川氏興なるべし

○信茂 中

此人正勝出羽権守と称す左近将監是重の子なりこれは平田[illegible]信茂と同人なりと云ふ

[illegible]房の弟[illegible]

伏原家正二位なる宣保卿の男

宣光卿 せ

文政十年十二月廿日薨す六十六

○謙光卿 け

裏松家なり公英又公圭権中納言正二位なる藏人光世の男実は

寶長卿の二男文化九年四月廿日薨七十二

○宣武卿 せ

伏原家なり長賢後二位なる正二位宣光卿の男天保四年八月九日

薨す六十歳

○信尋公

近衛家なり左近衛権少将なる正保二年出家法名應山なり元禄六年信尋公の男実は後陽成院の四の宮慶安二年十月十一日薨す五十一本源自性院と称す

の

の

○信昌朝臣　長谷家　時名朝臣の二男となり相
後に家を継ぎ行忠卿の孫子なり文政
七年八月廿五日薨す　六十三

○信庸卿　西洞院家参議従二位まで進む少
納言時義の男なり寛政十二年
八月十三日薨す　四十三

○憲長　中　長尾氏但馬守景長の男又但馬守と
名乗る　移りて自ら其姓を冒して下野の
国足利長林寺に買へり

要害の地をもとして邦道を考へたりしの地形を
画りしひろたりの所なるべし山川
村里うるはしく国風をなつかしく国風
をなつかしい芸境のものもしりそなん

くの部

直 は 邦道 上

もと洛陽の人にして鎌倉に遊客と
なる治承四年頃源頼朝挙兵時伊豆国に
在平兼隆を誘ひ山木館に其居所
以盛興主と称す

東鏡 一ノ九十表

直 願行房 上 人

画図をよくす後高野山
涌寺に住す文治二年入東山泉
涼寺に住す

東宝記巻二 清涼院

真言宗れ主長と称す
をよくす上人の作る不動を
て業法宅磨住吉に似たり

空光 上

仏像をよくす仁明天皇嘉祥三年三井
寺智証大師空光をして春日の不
動の像を写さしむ

廣忍 上

介法橋のふたり画能を以て其家を
なせり

は 邦貞 上

和泉守特法印通暁つて中務輔隆
盛の子因幡守隆章摂津守隆昌
延文比の人

多画拾葉

また信西諏方の社の絵巻を画く 吹八足

利兵氏なり

○は 邦隆 上 姓は源氏 従五位下出羽守なり任す 陸奥守中の人 文永年中の人 陸奥の人 宗徳帝天

○に 國弘 上 姓は大中臣主税史生なり住す大膳名 主基の伊房卿を画く

○き 宮内卿 女 後鳥羽帝の侍女 正五位下後鳥羽帝の侍女 右京大夫師光の女 て大納言師[illegible]の孫なり飛鳥井宰相雅経の妻 分脈四世十六 日三十九丁 り外孫なり和歌をよくし又画をよくす 世人以の人

○空光 上 画傳 よく仏像を画く仁明帝承和五年 年三井寺智證大師画空光を召して 養子なるの伝を写さしむ いわゆる黄 不動なるこれなり

○愚極和尚 中 諱は礼拝聖一より六世の法孫東福寺 曹源院に居す詩賦をよくし又妙 で墨観音文殊を画く 雑画をよくす

り専ら牧渓法皇を学び又明兆を学ぶ されども彩画なれども宝徳四年六月六日化す

○愚庵師智 中 僧 名は師智 けぶ 画僧なり墨猿猴を画く毎 図其上に讃詩加ふ牧渓の手製を 学べり

○花隠 中 墨観音を画く牧渓を学べり

○き 宮内卿 中 名画珍景 長宮氏多つ(或書は)花の日花を折て天長十二年六月 廿日長谷寺まいりて闘諍あり後所 宮内卿没命せ他ぶの後ち長官と称せ る者也 情もへしと雖ありこれ

○愚極 中 画工便覧 名は伊心洛下南禅寺の僧なり書画 を善く明兆の筆法を学ぶ洛神 よりて志賀あり後小松帝至徳比の人

○あ 窪田氏 中 画工便覧 其姓を[illegible]と家を為て画く所 情趣あり小画をよくす生長あり

[illegible]

○訓谷 中 澤水と号に薩州の人なり家る法書名画を[illegible]終日獨居墨子を故書画を[illegible]名画拾遺集画工便覧 [illegible]正親町帝永禄比の人なり

○快仙 中 何れの人なるを[illegible]を画く岩樹に元信を学び[illegible]名画拾遺集画工便覧 [illegible]

○觀證 雑僧 西山三鈷寺二世の祖なり[illegible]

○懐慶 雑 法眼了叙[illegible]佛像を画く彌陀の三尊に長ず

○具慶 住吉氏諱廣澄[illegible]廣純内記と稱す刺繍[illegible]して具慶と号し法眼に叙寛[illegible]文三年四月二日卒七十五歳

○國松 専 狩野氏けづし初名を[illegible]勢り正信[illegible]筆力やゝ粗ひらく山水人物花鳥を画く

○光甫 [illegible]光悦の孫光瑳の子[illegible]本河狩[illegible]空中斎と[illegible]茶番をよくし又[illegible]名画拾遺集思齋寄日 [illegible]祖義の蹟を学び[illegible]道[illegible]

陶器を製造して[illegible]くれども其画[illegible]机の[illegible]画[illegible]四月[illegible]八十二 [illegible]天和二年七月廿[illegible]蓮

○空々 専 狩野氏[illegible]画に生涯[illegible]記を[illegible]磁器の画又は銅器[illegible]山水を[illegible]筆を塗てこれを押す一図相の[illegible]

○國久 岡崎家前権大納言正三位室[illegible]二年六月廿日薨去九十四歳

○君主 名は適以字は行称市川氏[illegible]稱は江洲の人なり[illegible]東に住す[illegible]晩天斎と号し[illegible]通称[illegible]といへり[illegible]

○國雄 [illegible]特國久の人

○國廣

岡崎家[権大納言]後二位大藏卿[権大納言]国
久代の男なり元文三年四月六日薨年四十
八

○光行

此い家系絵所とる光源院義
輝公[法名]元服の日洋稀[号中]
画く[法]元服の記よあり或書よ土佐行光
の誤り歟とあり[左]も行光[系]世代
[ま]るに[ま]ま二つ別人なり

○光興

土佐氏通称将監[なり]鎌倉光明
寺の縁起を画く後系稚良[絵]
公其賛詞を加ふ[なり]奇[なり]

○光安

恒枝氏土佐光貞[の]人

○花顛 要畧

三熊氏名思孝字ハ次堂加賀の人
なり月湖を師とし好て梅竹を
画く寛政六年八月廿六日歿年七十五
福島氏名ハ之字ハ仲貫山水を
よくす

○関山 要畧

○廣峯

[紀]本氏[住]長廣守[の]人

○廣古

遠藤氏[住]長廣守[の]人なり

○廣恒

内田氏[住]長廣行[の]人

○廣輝

[藤]氏[住]長廣行[の]人

○廣義

[和]田氏[住]長廣行[の]人

○光重

[世]ハ[藤]原[丹]羽氏[左]系大夫[従]位下
侍従より[丹]羽家の三代目なり
加賀寺長[重]の男[な]より好て画をまなぶ
其画[風][ハ]狩[野]の流[を][学][ん][で][な]り[な]の奥州二年
狩家ハ代人の裔なり

○觀海

何れの人[な][し][し][し]
小遠人と書[く][る][も][の][あ]り

○廣峯

山[藤]氏[住]長廣[の]人

○寛救

日 東空記二
東空記別録
[寛]救[住]長[の]人[な]り[年]六十三[年]
[住]の人なり

□日 具平親王 左大臣兼明公 分脈四三ヲ 寛弘六年七月廿八日薨 四十六

村上帝の皇子二品中務卿千種殿と号す 後中書王と称す 風雅を好む

□寛助 東宝記

□寛助 永宝記二 分脈ニテ 四三ヲ 後の僧正 七ヲ

仁和寺別当大僧正 成就院と号す 世人法師宮と号す 東寺灌頂院 西院 曼荼羅院 曼荼羅院等新に図画す 天治二年正月廿八入滅 六十九或小十三日 又十五日

□快経 倶舎僧 実衡公記 正和四 廿五

後師 三和院の人 法眼 和尚

□光定 分脈 分脈神任 侍従

参議治部卿 従三位定 嘉卿の男 天元三年七月三日薨 三十二

正暦下七中納言隆賢の男

や之部

○山背画師 日本紀 推古天皇十三年九月始て黄書画師 山背画師をさしあのふと

○康房 上 姓氏考 醍醐水を報恩院山水を画くの屏風を画くけり 上古の雅風

○野宮 中 画法周文より出て牧渓を慕へり 墨布袋を画く

○保国 橋寺国の男 幼名大助 後法眼と叙す 扶桑堂と号す 七十六歳にて没す 寛政四年

○弥三郎 中 森村氏永正十六年三月伊豆権現の縁起二巻を画く 今尚般若院の什物

○屋曽 女 狩野氏の女なり

や

○安度（あ）　岡沢氏元文宝暦頃の人なり江戸に住す
画風宮門長春に似たり

○安定（あ）　何れの人なるをしらず

○安川（あ）　女　狩野祐清英信の門人なり後廟の陪
代　寺　大奥まつとあて画をよくせるを以て
左右に侍せり

○安次（あ）　何れの人なるをしらず

○安道（あ）　上州館林に住す安道二人あり共に
師なし

○安常（あ）　何れの人なるをしらず名書頗る安信に似
たりけり

○安元（あ）　何れの人なるをしらず
○養雪（あ）　庄野氏何れの人なるをしらず宝永年間
[illegible]
画法を安信に学ぶ何れの人なるをしらず

○安清（あ）　何れの人なるをしらず

○安良（あ）　何れの人なるをしらず名書に寒洞子と
しるす

○安信（あ）　寺　狩野氏水真と称せり雄光又了浮齋
牧心斎と号す江戸俗称源四郎後に右
京と称す永徳州信の孫古法眼安信の末
子探幽の弟なり法眼を叙せし古法眼光信
の養子休伯の舞鶴城に
住せり七十三歳

○泰經（た）　加賀氏遠江守藤州大洲の城主なり画を養
朴に学ぶ墨画を工とせり　泰恒　泰經又泰常後泰恒
と改む　従五位下に住せり
享保二年法印に陞せり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

や

○た

泰章卿　倉橋家藏人従二位なる従二位泰貞の男宝暦三年九月十四日
歳五十七

○ほ

保光卿　高野家権大納言従二位なる
権大納言保春卿の男なり元文五
年閏七月廿一日薨去六十七

○か

康致朝臣　堀河家中納言従四位下なる
従五位下康能の男寛八隆尹卿の
末男なり母隆世又康慶又康和
四年五月八日卒去四十一

○齊明天皇五年七月高麗の使人黑の皮一枚を献ずるあり
其價絹六十疋と称せり 方気笑を帯び三韓の画師麻
呂用性の容を写す 容貌甚だ美なり 時に朝野
うて容の美をあらそひ容をかりあり 容の黑の皮七十枚を
もて贈りとなん

○麻呂 上

ま 之部

○末賢 上

法隆寺に藏する補帳に絶付して
亀の背の上の文字に始墨 我大王聖德太子ま
さた天寿山に生ることし彼の山のうたち眼の有
情しかくきところ図像して大王往生の状を
ミきしめんとて天皇推古帝これをゆるのりても
ろ〳〵の采女に敕して補帳に張をつくら
しむ画者は東漢の末賢高麗の加西溢漢の
奴加己利今者は椋部の秦久麻とあり

○政子 上

源頼朝卿の室北條時政の女なりしに蒙
して後尼となる法名如実二位尼と称せ
名画録 和漢年契

假字の書跡今尚世に伝ふ京図画を本邦嘉
禄元年七月廿日夢見を六十九歳

○益継 上

氏姓を考ふ俗伝一土佐家者流
専ら和画の物也

○政吉 中

浅利氏通称金助会津氏郷の侍士なり
為まなるて奪ひて画く土佐の流格なり
画工便覧

[illegible]

○正村入道 中 水谷氏 金珍 蟠龍齋と号す 其世 正村入道と云ふ 清悍

名画於書畫

白斑の虎を小屏に画き之を愛玩す七十一の時夢覚て画を画き自像を写し[illegible]に賛を画て[illegible]と共に成仏せり[illegible]と慶長元年六月廿日久下田の地に於て卒七十六歳

○正信 専 狩野氏の元祖なり俗名四郎三郎 [illegible] 或は盛信清信と称す 炊助と称す 剃髪して祐勢と改む晩年[illegible]と名乗れり 法眼位に叙せられ藤氏の支別相州小田原の人なり 農祖は伊豆国狩野駿河守維景の後裔なり 又伯信と号す 法花園院水[illegible]に[illegible]て慈照院に仕へて画士師となる 古法眼元信の父なり 画学は周文を師とし又土佐宗丹を師とし[illegible]てよく其意を得たり人物は又宋の梁楷を[illegible]し延徳二年七月九日卒三十七歳 或書は祐盛行年九十七歳[illegible]

○益信 専 狩野氏采女と云ふ 号静斎又洞雲又宗深道人又松隠子と称す 探幽養子也 [illegible]三男 [illegible]

元禄七年正月八日卒

政信 専 狩野氏法橋に叙す 宗伯と称す

○正祐 専 何れの人なるか元信の弟なり

又兵衛 岩佐氏荒木村重の子 土佐光茂老後の弟子なり

○正時 宮内卿氏 年人平と号す 大樹の侍士なり 画を能くす 活動あり 後色を[illegible]又備前守と号す

○政之女 池田重頼の室小堀政之の妻 原氏物語のうち[illegible]の紙に画く法華経[illegible]

○雅章

権大納言後位に初め雅昭と云ふ雅庸の三男なり延宝七年十月十二日薨す六十九歳

○政成

成瀬氏図画なり

○万年

無覚

○政一

名を捨て号す

世の移りて不興戯墨人物草花を画く正保四年二月十六日卒す六十九歳

○政尹

名を捨て号す 恩寵日

書草隷を工にす 寛文八年八月四日卒す七十歳 常信兄に雪江宗深

○正武

朝臣

阿部氏初め義信寺後に光後寺後に住す 後四後住後に住す 物産に長ず 特に画を能くす 宝永元年九月十七日卒す五十六歳

○正茂

[illegible]

○正次

海北友賢の子なり 俗称吉三郎

○正吉

世に伝ふ 或は正吉 伯父の人なりと 或は正吉 正吉と 或は正吉 正吉と

京の人 伝法院橡孫正吉とあり

○正喬

[illegible]

稲葉氏 駿河寺 父は雅信後 [illegible]

正則 [illegible]

[illegible]

正徳四年 八月七日卒す 六十六 今の山城国の [illegible]

稲葉家いまの人の [illegible]

○益宗

上

世に八左衛門 出羽権寺と住す 能登権守宗茂の子なり

○政恒

小堀氏初め正信又は延又正後又政恒と改む 和泉守と住す 備中守

政之の子なり 元孫七 [illegible] 二月卒す

[illegible] 四十六

ま

せ

○政房

小堀氏遠江守と称せられる政恒の子なり　正徳三年十月十六日卒す　廿九

せ

○政峯

小堀氏和泉守と称せられ遠江守政房の子なり　宝暦十年十二月十六日卒す　七十一

せ

○政方

小堀氏初め政弥和泉守と称せられ政峯の子なり　法名宗友　寛政三年九月八日卒す　六十二

せ

○政長　名画拾彙

長尾氏但馬守憲長の子　新五郎と称す　累世画図を家伝自らも肖像を画くを以て野国足利長林寺の

直
○恵尊
新撰姓氏録第三帙三ノ
魏の文帝の後安芸王
世の孫多くの後世に立てり天智帝
の付き倭画師の姓をのひ又孫徳帝神護
景雲三年居まよりて大岡忌寸の姓をう
ふ

正二位
○淳仁 上
第廿五代天皇の御子にまします
御母は百済王氏にましを写
貞観十年十月崩

直
○淳慶 上
巨勢系図
法眼位にして叙せられ院承元二年
画工良賀と同く和州當麻寺の曼
陀羅[illegible]の事にあづかりしと病う
よつて早死して其子父に継て良賀と称れ
くゆんだ〳〵七圖を畫けり

直
○嚴信 上
画工便覧
今脉三ノ廿八ヲ
又嚴行と云法師と叙せ後白河
帝の勅よりて画師となり父八
南都行嚴と云ふ仏師なり
後伏見帝正安の人なり

○隆慶 上 源尊 上

源尊 法眼浄慶の子なり 後鳥羽院の時の人 二条天皇 良賀

當麻寺の新まんだらの事にあり 良賀と同じく法眼に叙せらる 源尊法眼に叙せらる

○賢慶 上

太輔法眼と号して画図をよくす 其子孫画のもの多し

○源延 上

字は浄蓮相州の人なり 走水 後に都に住す 名画拾遺集

郡司西福寺を開くして善光寺に詣り 松田 の家に入て 観音像を図写す

○慶恩 上

住吉法眼と号して摂州住吉の社の絵所 稲崗 長承二年四月七日 法然上人と号す 父時風

○源空 上

姓は漆氏作州の人なり 名画拾遺集 正月廿五日 建暦三年 東山天皇元禄十年

○建礼門院 上

右京大夫 名画拾遺集

○兼好法師 上

大職冠の苗裔 吉田 兼顕の三男なり 博覧 善能和歌をつくる 又和歌 正中元年 弁 出家 法名 兼好

○玄仙 中

曽我氏 地蔵 紹仙 宗丈 越前守に仕へ 龍を画く 義政 慶 柳

賢慶 上 画図をよくす 善画のもの多し 法眼に叙せらる

宗長 二条 天皇 建暦三年 法然の弟子 法眼に叙せらる

嚴信 上 法印に叙せらる 南都行嚴と号す

左兵衛佐 信 法印に叙せらる 功あり 父い

栖の[illegible]繪あり筆力[illegible]こゝろ其法を得
[illegible]

○啓拙齋　中　相州の人なり[illegible]啓書記を学ぶ
名画拾景　画[illegible]便覧　画く事[illegible]栖東[illegible]山の於て無師なり
後多良帝[illegible]孫[illegible]の人なり

○景阿彌　中　永享七年の冬室町家季瓊和尚
画師　御命して毎年画師より獻する所
の画扇子の制を改めて唐扇の形りつくらし
むとなり

○景蘇　中　泉首座と号し或は泉侍者と作る景蘇
名画拾景　堂と号し墨竹をよくす相国寺に住す
延徳四年五月十三日寂す

○桂喆　中　文亀年中の人なり墨戯の大墨を忽
僧　〻自ら其上に題して曰生佛二界
化身自由肩頭脚下珍宝應求前住万壽
慕真野衲桂喆拜書と云云又八景及扇面
雑畫を画く画跋[illegible]遊中花とうけり

○敬心　中　何れの人なるを知らず可翁宗然の画
名画拾景　風[illegible]を学ぶ頗る佳作なり後松[illegible]
画[illegible]の人なり

○華藏院　中　常州磯湊真言宗の寺僧なりよく佛
名画拾景　像を画く又化藏院と号あり[illegible]又常州
の人なり[illegible]
を脱し誤[illegible]

○玄照[illegible]　中　世世を考へて画畫周文より出て牧溪
を学ぶ[illegible]
玄照居士八十七筆と書せるあり

○圭叱　中　名は文利
画法周文より出でうゝ墨戯花鳥
を画く筆意草庵なり

○月友　中　釈迦文殊普賢の像を画く画法
雪舟流なり

○月浦　中　よく佛像祖師を画く殊に観音の像を
名画拾景　工みなり祥啓に似て仇敵なれど過く

○元賀　中　画くこと扇面雑畫ありよく墨画を
なす

○玄翁和尚 中 或ハ元翁又源翁ヨリ作る名ハ玄翁心昭空外と号ス 多画捨象 画工便覧

[illegible]姓ハ原姓[illegible]の人嵯山の法嗣なり[illegible]画く赤須野の殺生石を化作せり[illegible]弘安[illegible]二年正月七日寂年七十一歳

○景齋 中 雪舟の筆風を倣ひ折枝及び水石を画く後[illegible]の人 画工便覧

○玄空 中 或ハ玄堂ヲ作る 多画捨象 画工便覧

[illegible]久保年山所住の禅僧なり墨戯をよくす

○玄澤 雑 世系伝[illegible]を画をよくす和州の名僧 山に遊んで身を善提山に寄す筆[illegible]の画ハ周文より出て真相の風あり

○慶舜 雑 画をよくした法眼と稱す 法眼と稱す

○景風 雑 いつ[illegible]

○蒲英 雑 文殊半身の像を画く漢画北黒戯を[illegible]画[illegible]机花叟[illegible]賛詞を加へる物あり

○賢正 雑 何国の人[illegible]事[illegible]を梵板の木筆をよくして[illegible]渡唐天神の像あり[illegible]筆を用ひ其画専門の風[illegible]筆法[illegible]遒全くれなりて疑らくハ是容宗[illegible]人カ墨戯なるべし

○玄也 専 氏姓を[illegible]古老の玄元信晩年[illegible]弟なり大画をよくし業法永徳より[illegible]甲乙あること[illegible]

府西の絵を画く

○賢初 専 或ハ堅初ヲ作る 画工便覧 [illegible]の人[illegible]元信の[illegible]

○元佐 専 或ハ[illegible]ヲ作る 或ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ作る 将野氏或ハ元休と[illegible]杉家休白を師とす

○源七郎 専 将野氏松栄ゞ三男也永徳を受て其画法を得らう松栄永徳ゝ[illegible]て
文亀中

○元俊 専 将野氏隼人[illegible]名ハ秀信通称[illegible]
中比画工也法名玄順又玄俊
勤む年老て神職を辞て又画工をなす寛文十
二年七月十日卒[illegible]八十九歳

○見山 将岩と号し明人なり天正の比来化
名無拾遺 [illegible]して老く後ハ[illegible]大友家ニ客ゝ画事を精
[illegible]白杵の新城の[illegible]と見てこれ
を持[illegible]

○元休 専 山本氏安信ゝ門人なり

元仙 専 将野氏名ハ方信洞春福信ゝ長子なり宝暦
五年五月六日卒[illegible]
田寺氏白戸ニ住ス永叔ゝ弟子なり

○恵林 専

慶山 小系氏、初め渓山字ハ霊隆光後慶山
と改む丹波の産後系怪ニ住り小

○外記 専 将野氏古外記と称し諱ハ信政とい
将野氏名ハ芳信元仙ゝ方信ゝ子なり

○元春 専

○元仙 専 将野氏諱ハ方信洞春福信ゝ子なり
室暦五年十五月六日卒[illegible]

外記 専 将野氏古外記と称し諱ハ信政とい
法名素川右近ゝ弟なり

○渓雪 専 将野氏諱兼信柳渓共信ゝ子なり文
化三年十月廿二日卒[illegible]

○玄真 専 安井氏俗名五郎右門白戸ニ住ス
信ゝ[illegible]人なり或ハ永吉ゝ[illegible]人なり

元仙 専 将野氏諱ハ方信洞春福信ゝ弟なり

○元珍 専

玄堂 禅僧なり戒名無要なり[illegible]
久保寺山ニ住ス
将野氏春湖と号し[illegible]
信之ゝ[illegible]人なり
文章公の命を受け
将野氏[illegible]

○慶塚

尾形氏名い[illegible]琳の弟なり洛西鳴滝村に隠る画を[illegible]又陶器を作る寛保三年六月二日卒[illegible]八十一歳

○乾山

○敬甫

高田氏竹隠春[illegible]法眼に叙せ江州日野の人なり画法狩野家に学ぶ[illegible]宝暦年中没せ八十余

○景種

○景山

小紫氏名は寿俊洞玉又幽深と号す

○蒹葭堂

木村氏名は孔恭字は世肅浪花の人なり[illegible]享和二年歳

○源琦

弱冠氏字は韞平安の人父拳の弟なり

○慶山

小原氏初め渓山字は霞光後慶山と称す[illegible]

○光徳

石崎氏俗称清次郎小原慶山の門人なり本姓西崎氏字は慶甫昌山と号す長崎に住せ後に召されて[illegible]

○元章

石崎氏元徳の子なり字は士朴長崎に住せ絵を以て[illegible]七年八月十五日卒[illegible]

○元慶

荒木氏長崎の人なり初め阿蘭陀方内通詞を勤む考に画を好む[illegible]

[illegible]

原に住せ生涯画筆を好む[illegible]

[illegible]

専ら漢画の法を学び一家をなせ[illegible]

[illegible]

以て氏とせ享保八年七月廿九日卒せ

中亟月利の俗役より再節を願ひ出て
役免を元勝より願ひ出る

○元勝

荒木氏字は士長圓山と号す俗称
為之進居を鶏鳴堂といひて蘚苔
餘と号す家系は祖父祖の級茶長政の長中山長
崎に住せり住せし其子孫なりて氏を荒木と
改む元勝は其子孫なりて亟月利の俗荒木
元慶老衰して継ぎ又氏なるを以て
元勝を願ひ出て許用画師兼亟月利役を
勤む寛政十一年卒す六十七歳

元慶

月庵

紀氏なり月峯といふせるは非なり

元珍 専

狩野氏寿湖と号す狩野風沢狩野春
雪信之の門人なり　文章公の命を
うけて狩野と称す

○月仙

名は玄瑞字は玉成伊勢の寂照寺の
住せし初め桜井雪翁の弟子なり後元明の古
跡を訪ふる山々の人なりもとより文化六年歿す

○元瑶 ☆

林丘寺の宮と称す
号は法光子内親王の称号延宝八年九月十九日薨御
享年十月六日化年九十四歳
後水尾帝の皇女徽宮と
画を書画を
能書の
能書の
能書の

○玄堂

大明院の[illegible]

[illegible]

○憲乗

名画拾遺集

[illegible]と号す乗潭の嗣なり昭和[illegible]

[illegible]三世[illegible]俗姓[illegible]

坊より住す其書画[illegible]

[illegible]元禄五年正月六日寂す

○月峯 佐

名は辰亮東山長喜庵の主なり大徳

寺を師とし山水をよくす

○化蔵院

画工便覧

其名を[illegible]常州の人なり不動愛

染の像を画く面手をくく金泥を以

て曇す異作[illegible]活動あり又華蔵院と

いまり[illegible]

出[illegible]

○元與 佐

名画拾遺集

陳氏の人なり僧[illegible]の人の妻化せりと

いまく詳なり[illegible]木庵老師の法席に

参入しよく図画をなす黄檗諸師の[illegible]

[illegible]

○月舟

名画拾遺集

画工便覧

但州美含郡の人なり[illegible]寺に住す

[illegible]又図画をよくす[illegible]

[illegible]州湖[illegible]を以て書す[illegible]

[illegible]

○慶賀

蜂屋氏

名は廣成貝慶と称す人なり

○公寛

桂洲と号す

○月樵

崇保院宮[illegible]

[illegible]

張氏名は行貞字は元啓尾州名護屋の

住[illegible]

○月泉

長崎の人なり俗名長兵衛と称す

肖像をよくす画[illegible]

○元規

板谷家の初代なり名は廣當寛政

九年八月廿日卒す六十九歳住吉廣

寺に葬る

○慶舟

板谷氏名は廣長板谷家の二代なり

文化十一年四月十七日卒す五十五歳

○桂意

○桂舟

板谷氏名ハ廣隆板谷家の三代なり
天保二年五月晦日卒す四十六歳

○桂意

板谷氏名ハ廣壽板谷家四代なり天
保七年五月十二日卒す二十一歳

○慶羽

栗田口氏名ハ直芳京師の人なり江戸に住す
寛政三年十月十六日死六十九住妙心寺
妙心寺の傍なり雪斎と号す南化同門の
人なり

○月山

○桂慶羽

栗田口氏名ハ隨直起後慶羽と号す桂羽に改む
文政四年九月十日死す四十三

○月渓

板村氏名ハ春字ハ伯望摂州吳服
の里に隠るゝ吳を以て氏とす平
安の人なり初め碎月を師とし後蕪村に学ぶ
蕪村没して後應挙の画格を慕ふ
受んとを請ふ応挙これを辞して莫逆の友
となる其微を極め其画格を変せつ二家
をなす山の永最も奇なり

○元春

杉山氏宮改元年歴出理減遠学の樹
清雪と園色を学ぶ有のうち

○日景文

板村氏字ハ子藻華溪と号す月
渓の弟なり其画淡彩整美なり

○玄對

渓氏名ハ瑛字ハ延輝林蘋草
堂と号す江戸の人なり山水を善く
文政五年四月四日歿す七十四

○原望

千氏名宗尤
齊宗尤と号す隨流
月廿五日死す五十三

○元俊 専

指原氏永仙の二男名ハ兼信又季頼
真芙と号す通称治部之輔別家す

○慶竹 専

永井氏常信つ人世まつ常信の
四天王の一人なり

○彦宥

去永井氏丹覚と号す倚斎の
人藤州なり掲る直実家盛の額ハ
其筆跡なり丹覚氏板部家より出つ
天正以の人

○元政　名は日政又日逞日降日如蓁空等の名あり不可思議又顯星まゝ幻生
使覽　或は妙子と号し江州彦根の藩臣石井氏の子なり蓮流の僧なり明暦元年
山城の國深草村に瑞光寺を
建て之に住す石川丈山遺民に斧鉞元寶
寛文八年二月十八日寂す
四十六

○元陳　吉田氏寛政元年葉書海道賞
の舟渡の圖を畫せり　名は清

○元常　木島氏寛政元年葉書海道
賞の舟渡の圖を畫せり
寛政元年

○元凌　吉堀氏寛政元年葉書海
道賞の舟渡の圖を畫せり第若
同　のうちなり

○元精　西尾氏寛政元年葉書海
道賞の舟渡の圖を畫せり
同　第若のうちなり

○景長　長尾氏但馬寺貞景の男なり又
意岳長景　但馬寺と稱す泉齋又章泉秋
又禪香と号し初つて自像を畫く今
下野國足利長林寺にあり
栄を仲[illegible]に学ぶ享禄元年正月十
五日卒す

○惠南　名忍鎧空華子と号し京安の人

○元直　姫路島田氏字は子方子玄時鸞
洞と号し通称主計頭平安の人
左等に一人なり寛政年中内裏清涼殿
の舟渡中渡の圖を畫せり多者のうちなり

○日栄　経任母　小野宮左大臣実頼公の男孫九州將監敦敬
花月園　の孫左京亮貞任の女權中納言懐平
仁の室なり書畫を能せり九十餘歳のとき皇
后宮の等会の後をうけしとなり
仮名女子は貴の和一人

○日賢　東寺の敷畳等の天永三年寶助僧正
東宝記　寺務に補せらるゝ祥大法師新たに[illegible]

其学よりて威儀師の補せらるる

○日教義　太安寺僧藍流記資財帳

天平十四年壬午大般若四處十六会開眼供養
華厳七處九会図像を画き奉る

○日備後　日元昌　俗姓連　徳生法師

姓は為奈氏陸国新治郡の人なり
よりて法花八部金泥を以て寫書し
一百三千佛を画作し奉る

ふ之部

○そ　御戸直　日本紀孝徳紀廿六年

孝徳帝白雉四年六月命じて麦く佛
菩薩の像を画かしめ川原寺安置
せしめたまふ或は山田寺とも

○豊後法橋　上

姓名詳かならず絵を寛玄阿闍梨に
学ぶ

○深江　上　多武峰略縁起　巨勢系図

姓は巨勢父祖の業を継て画事を精
雅なり聖徳太子の子なり

○深江　上　巨勢便覚

○文正　上　名画聚景　紀氏系図　存書

姓は紀書画を長とす仏菩薩を画く
貫之の孫時文の三男なり弟花園天
皇の侍のなり

○文慶　上　巨勢便覚　十四老　五十五ヶ寺

岩倉文慶と号し法橋大和尚位
る大雲寺別当若提坊と称す工巧
初師の図を画く又人物あり
永承元年六月三日
寂八十余

△本院敦忠の孫正五位下左兵衛佐佐理の二子なり

○藤壺中宮　立　後一条院の中宮名威子道長公第

○振　中　阿氏女

世の風韻あり

○文孫　中　画をこゝにす　文孫の三字印文よ

あり

○文竹　専　伊後氏初の稽十郎安信りの人

○風外　備　字は慧董常陸のくにの人り相州出田東城

外山中の巖窟に居り心戒福師

と友たり天性画をよくす其道広く及び布袋

の姿形を伯仲す

○蕪村　安著　子謝氏初名長庚と称す長寅

改む春星　友字亭又紫狐庵

す摂津の人京師に住す天明中没す又

国画を能

○福賢　画工使は見

奉仕を師とし仏像のひ人物花鳥を

画くに花士気あり

○文鳴　陸沉斎と号す

工師風あり

奥氏字は万礫平安の人り業を

学ようけ生法を守る精密細

○芙蓉　鈴木氏名は雍字は文興信濃の人り

○芙蓉　山水人物を長じ文化十三年五月廿七日没す年七十八

大島氏名は鹿字は鶴皮甲斐の人平安に住す

鎮雪と称す業を谷氏に学ぶ山水を写す

○文晁　字は文晁字は巍と号す又画を

斎と号す初めは文麗に学ぶ後

宋元の諸家に出入して山水に長ず

○徳長卿　高辻家権中納言正三位寛保元年

五月廿日没す年五十四歳

海

○文鳳　河村氏名は義字は彦聲平安の人尾

翁を師とす文清家に出入して一格を

ふ

而て人物ある長し又国俗の人物を善し

○文角　奥村氏諱は政信芳月堂又舟鳥斎と号す画師宣の似り

○総直　冨士路家正二位天明廿年十月薨す六十四歳

○武禅　黒川氏名は道寛字は子全心月と号す雪鼎を師とし一家を為す大坂の人なり文化七年卒す

○冬基　硯酬家の祖なり権大納言正二位まで一條昭良公の二子なり光敬天皇元禄十年七月十四日薨す五十歳

○総長卿　高辻家権中納言正二位まで正四位下長量朝臣の男なり寛保元年五月四日薨す五十四

○著兼　杉木氏名は光敬有麦庵と号す[illegible]州山田の人なり宝永元年六月廿一日死す七十九

○文麗　加茂氏伊藤氏名は泰都伊藤氏は代々伊勢慎の三男因幡兵部尉遠江守泰慎の養子となる好て図画をよくす法橋郷家に学ぶ天明二年三月五日卒す七十七

○文竹　専　野口氏常信の門人なり

□不昧　松平出羽守治郷初め佐渡守後四位上侍従出羽守宗衍の男なり一名齊[illegible]一閑子と号す出雲松江の城主文化十五年四月廿四日卒す六十八

[illegible]

△幼名貴物十九歳の時、雑学して法名無空と云ふ二十歳の時、落髪して菱海と名く後改て如空と号く二十三歳の時、空海と改む延暦二十三年五月遣唐使藤原葛野麻呂等に従ひ大同元年[illegible]

○空海大師

[illegible]

を画て梵形を[illegible]仏像[illegible]

画し流れを今高雄山に[illegible]

和三年三月廿一日入定[illegible]

延暦二十一年[illegible]

○橘院

諱は[illegible]仁鳥羽帝第[illegible]の皇子なり

月日を画て殿中北の障子に[illegible]

月廿三日崩[illegible]十七歳[illegible]

寺

[illegible]

○後高倉院

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○後宇多院

諱ハ世仁亀山帝の皇子なり法諱金剛性寂画孔大師の像今帝師の東寺

元享四年六月二十五日崩ず寿五十八歳

治世十三年

○後光厳院

諱ハ彌仁光厳院第二の皇子なり宸画の名あり仏教を信じ花園の和歌を

影しの唐風元年三月二日降位應安七年正月廿七日崩ず寿三十七歳治世廿年

後水尾院

諱ハ政仁後陽成帝の皇子なり法諱円浄図画あり宸筆の小長宸画清爽すして

法勅あり延宝八年八月十九日崩寿八十五歳

○子麻呂

孝徳帝の父なり

孝徳帝白雉四年六月狗墅部子麻呂等

命じて丹青仏菩薩の像をうつさしめ

川原寺ハ安倍山田寺といへり

○惟久

○豪信

画史

六世の孫なり今洛西梅津長福寺

周大唐ノ十世ニ当ル紀国院の宸影ハ豪信が男子なり

或ハ忠孝ノ筆ニ成リ真和ノ

○叡尊

興正菩薩と称ス

興正菩薩叡尊息園房と号ス画図をよく

醍醐山の僧覚賢と家系を

○興義

僧

三井寺に住す名画あり

○公景

○幸賢

名画拾葉

兵部法眼と号ス伊孫法眼及

ひ祐之尊重ス曼陀羅の図を画

く遠州横須賀撰要寺あり其背記ハ

○康保

上

醍醐水本の報恩院に住す十二天の像

を画く式記ニ彩彩の具ハ異国ノ

ものなり

○伊久 上 伊考ハ一

名画拾遺

乙寺縁起曰ク

○伊信 上 正四位下右馬頭

画工便覧

名画拾遺

堺浦乙宝寺の縁起を画く其ものの

○虎関 上 僧 洛陽の人 姓ハ藤氏名ハ師錬本覚国師と号ス

名画拾遺

りえ京二年詔をうけて元亨釈書を撰す

東福寺堪照の弟子なり

画を好て仏像を図す東福寺の十五世なり

貞和二年有馬寂す六十九歳

○良基 上

画工便覧

○後茶陵御 上

御堂関白道長公の女なり書をよく

及ぶ其ものの歌を載せ萬寿二年三月夢見

○是重 上

是ハ正勝左近将監より任ず来公正

○後鳥羽院 帝 上

高倉院の第四の皇子なり

今賀茂の神主の祖なり

○葫蘆子 中

墨鷹を画く

れ子顕印箇あり

○勾當内侍 中

後土門院より任ず

○勾當内侍

後奈良帝より任ず

○後花園院 帝 中

諱ハ彦仁後崇光院の御子也百拍の

暇間画を好こと能し彩色の妙究る

聖霊の像を画けり

文明三年十二月廿七日崩寿

五十二歳治世三十二年

○後宗良院 帝 中 諱ハ知仁後柏原院の皇子なり 母橘
皇年代考記 の暦設色の天狗の像を画き給ふ
近衛内大臣名 嘗て三度清爽なりて為政あり 弘治三年九月五日
崩年四十六 寿六十三年 治世三十一年

○後陽成院 帝 中 諱ハ周仁 正親院の猶子 皇
皇年代略記 元亀三年二月十日降誕 天正十年 天皇位を
あり 天文の間 図を以て 画くこと 為
麁なり 一説の板上六馬を図し 中古の
人物 三聖を信敬 東福寺の什物 北斗
司の筆 三聖の羅漢の掛物 二幅 敬
う 給ふを 帝自ら 画き加へ給ふ 天質
類悟 藝神 なる 寿 四十七 崩年 治世廿五
八月 六日 崩年 寿四十七 年 治世廿五

○後光明院 帝 席 諱ハ紹仁 後水尾帝の長子なり 母
画を好 なり 武家 為 三年
有 廿日 崩年 寿廿二 年 治世十一年

○古岳 中 名ハ宗亘 豆州狩野生 若 (大徳七十八世)
名画拾遺 なり 悟道 岩 大徳寺 寶傳宗真の弟子
為る 仏祖 及び 大明死 所十年 の図を画くも

明応五年十二月廿三日降誕

○江西和尚 中 諱ハ龍沉 南禅寺の僧なり
豫州 翁 別号 又 文渓と号す 画
法 小栗宗丹 を学 ぶ 多くハ墨 観音 を
画 後 暮 七十四 筆 と書 文
安三年八月五日 寂 七十二

日蓮聖人 天正十七年六月廿四日化年
八十四 大聖国師の号 を賜ふ

○康西堂 僧 或ハ江西堂と作る 鎌倉建長寺 西来庵
画拾遺 也 祥啓 〃 〃 〃 僧
ひ 仏像 を画く 為 〃 〃 〃 久 拙 及
法橋 帝 文 蔵

○孤月 雑 印文 周林 の 号 あり 東帯 天神 の 像 を
画く 雪舟 の 筆意 を 学ぶ

○興朴 専 元信 すること 多し

○興以 専 将軍 氏 生国 下野 足利 或ハ伊豆 と 作る
俗名 彌兵衛 尉 紀州 公 に 仕ふ 光信 の
又 孝信 其 幻兒 三 を 興以 と 号 奥以

二

[illegible]て教諭を怪各名世の画家[illegible]と
[illegible]幼児三人いい沙[illegible]守信尚信安信[illegible]東武
[illegible]坂福徳寺[illegible]墓碑の立[illegible]寛永三年丙
[illegible]七月十有七日とあり

○興甫　専　　将野氏俗名彌右衛門　道味が聟なり
　　與以子
　　[illegible]圖興以子[illegible]

○興也　専　　将野氏俗名理右衛門又所部と云諱ハ常信法橋仏甫と稱す水戸黄門に仕
　　或ハ白甫と作る
　　ふ與以子[illegible]なり

○古雲　専　　岩崎氏[illegible]氏[illegible]仕へ[illegible]家の家臣[illegible]
　　身昌運[illegible]

○興雲　専　　諱ハ幸信俗名式部與也と長[illegible]なり水
　　戸[illegible]家[illegible]仕へ終ハ探幽[illegible]師と[illegible]

古硐　　名ハ明誉屈船と号す和州郡山西
　　岩寺に住せ[illegible]人拙善子大黒の傍
　　[illegible]を[illegible]子保二年五月廿三日寂せ[illegible]六十五歳[illegible]

○江阿弥　　大同氏名ハト信法服又剃髪して春[illegible]
　　ツ人なり

○高泉　僧　　[illegible]家の傍[illegible]激
　　名ハ性[illegible]或ハ道敦と作る万福寺
　　の五代なり元禄八年十月十六日仙
　　[illegible]六十二歳[illegible]慧国師[illegible]
　　[illegible]寂せ[illegible]六十
　　[illegible]国師[illegible]

○光悦　名画指[illegible]案　　李阿彌大虚庵又德友斎と号し
　　書を善し画も逸拙なり初め永
　　徒よ学ひ後一家をなせ[illegible]又刀劍の鑑定[illegible]
　　[illegible]寛永十四年二月三日没せ八十一或ハ八十二とハ
　　[illegible]

○孝以　僧　　宝壇坊と号し男山の社僧なり

○孝敬　　吉村氏字ハ無邊蘭陵と号し
　　[illegible]を石峯と号す

○光琳　　[illegible]方[illegible]氏名ハ[illegible]或ハ尾形と作る　伊富　道崇　澗聲
　　[illegible]方祝
　　[illegible]
　　[illegible]
　　[illegible]

○古秀

八田氏字八郎堂好之

○勾當内侍

後小杉殿ニ仕ル

○勾當内侍

後柏原院ニ仕ル

○古山

中島氏 狩野昌運 同村の人なり 載

遠孫浅八播州姫路の藩士

常信の門人

興之

狩野氏俗名勘左衛門 以

○耕梅

名画拾遺集

盖一五山の僧従なり其名をしられ

其画けり事梅を見る枝幹繁

仏法僧

○五岳

福原氏名は元素字は倚備 玉峯と号す

人大坂の住にて大雅堂ゝ

其を又画て人物ゝ者ゝ

○江雪

名画拾遺集

宋三和尚 破難子 又不如子 又粘驢子

世墨画を奇ゝむも趙孟頫 祖師の

草花禽獸雜画を画ゝ

六年六月十九日寂ゝ七十二歳

○幸益

北野八幡宮 倚備

文ゝ五ゝ

○孝

名画拾遺集

豊藏坊雄徳 ゆうとく

たゝ其画ゝ相似て殆ゝ逸致ゝ

○高陽山人

名れの人ゝ氏安西 天明 の人

ゝ山の人物を画ゝ

○詠石

迦葉氏登助と称ゝ洋八貞 ていはち

武功の人なり隱逸して詩ゝ

号氏 画ゝ

梅ゝ屋ゝの図ゝ

ゝ例ゝ

元禄九年二月二日寂ゝ九十一歳

○奥益

物部氏奥甫の子なり 妙名孫平
次後孫なり

奥益の子なり

○奥伯

物部氏奥雲の子なり

○奥有

いつかの人なり 貞享中の板本
十六羅漢あり 下文開て子の字
ありけり 別号

○紅雪子

孤月

下文に周林のみまあり

○公辭

輪王寺宮法親王 輪王寺の宮と号す 正徳二年
四月十七日薨 年八十八 俗名秀憲 剃髪
玄堂と号す

○奥雲

名は幸信 俗称武部と称す 奥也
子なり 水戸府公に仕へ

○廣沢 澤

細井氏名は知慎字は公謹別
号玉川と号し又蕉林庵と号
俗称次郎太郎 墨葡萄を画りて書をよくし
よく

○幸仁 親王

有栖川宮 一品 兵部卿 又式部卿宮 本空院と号す 又名花町
元禄十二年七月廿五日薨 年四
十四

○公亮

輪王寺宮法親王 享保元年四月十七日薨 年四十
大明院と号す

○廣善

厳求と号す 山城の国東山黒谷
紫雲山金戒光明寺の中興なり

○古渕

報恩寺 或は和州郡山 虚舟と号す
名は明善 初恩院什
物四十八巻絵伝の板下をなす
五月廿三日寂 年六十五 享保二年

或書に宣旨寺の本末なる四寺の内四寺の住職
多く堂塔伽藍を造営し仏像を彫刻し
新に形像を造る 或は堂の内に其家の
人物を画く

ぬて大きの絵はまた
人物をかくなり

○

○江月（か）

名ハ宗玩大德寺の僧なり（百五十七世）　憎袋子　父伸子　破笠子　春屋宗園の父贈充子　赤々子

法嗣泉州堺の人なり　寛永廿年十月一日寂す　七十年

興宗浮沙と號す

○江雲（か）

居西子の号　名ハ宗龍大德寺の僧なり（百八十世）　任運子

寂す　八十一歳　延宝七年六月十七日　霊通禄所の号を賜

○古閑　專

大石氏常信の人世々常信

四天皇の一人なり

○興碩　專

梦窓氏永叔の人真伯子

○後小松帝

諱ハ幹仁　後圓融帝の皇子なり

永和三年六月廿六日　降誕　永享

三年三月　夢窓国師家法諱素行　剃髪

永享五年十月廿日　崩　五十七年　開山

の宸画　代々世々伝ふ

○後堀河帝（画）

皇代記

諱ハ尊治　正應元年十一月二日降誕　治世

十三年　正慶二年　主上　帝位を復す　治世三年

暦應元年八月十六日　崩　寿五十二年　伊予自画

讃の寄画　代々世々伝ふ

國春

藤原氏家の女なり　其画ける

芙蓉よ小春の図を見たる

父の名ハ　又ハ　名書よ　事陽國春女書之とかけり

京文　村氏女とあり

○康高（か）

三宅氏　侍帝寺を任つ　吟雪庵又

曲直瀬又了閑と号す　寺康

德の男なり　その参州田原の城主三宅家

八代人の裔なり　寛政三年三月十四日卒

年八十二

後西帝

諱ハ良仁　後水尾帝第四の皇子

寛永十四年十一月十六日

降誕　明暦二年正月廿三日　即位　寛文三年正

月廿六日　譲位　二月三日　太上天皇尊号

墨画山水の清画　貞享二年二月廿

二日　崩　寿四十九年　治世八年

日後花園帝

従三位藤原宣房卿洛陽修学院記

淳成仁後花園帝第一の皇子嘉吉二年五月廿五日降誕治三十六年崩齢寿五十九

罕八の年 寄鏡をむかふ所ひて影をつくる

龍顔を拝写せられ御画所光信に仰られ

出て其形をうつす 沙製の和尚一

筆を新せられ洛陽三時院に安置

後ろ〳〵明応九年九月廿八日入滅

寿五十九

江之部

○圓心法師 上

亟工便覧

宝治年間

参考深草

長記二ノ二年

何れの人とも定め難し

長公の中門を画く

の門の圓心家の鑑牛

圓心法師と世

○延圓 上 僧

十四巻六ノ巻

汝伊尹公の五男

橋中納言為家義懐の

人物の九条摂

○會理僧都 上

亟工便覧

後京極摂政

茅六子なり

東寺二の長者

○宗叡禅念師

亟工便覧

後京極摂政

東宝記二

東寺長者補任

東寺長者補任

十七ヶ条

仏像を画く

東寺五重塔

十月十三日

橋本僧都

世寿八十四

○恵心僧都 上

亟便覧

新書

○圓 上

深

延長公主 上

輸車畫圖画

恵心僧都

諱は源信初別

其画上古の風致

寛仁元年六月十日

寛仁元年六月十日

寛仁元年六月十日

朝日

世紀氏系図

江

画工便覧

○繪式部 上 卒の繁華の女前中宮の女房に仕へ

分脈に偏に新

画工便覧 世々後或部と称す 白河帝康治の人

○永意 上 狩野岡崎の家筆力又々同 後冷泉帝永

画工便覧 く佛者なり

○延源 上 [illegible] 寛和の上皇書寫山の庵より七給ひ延

画工便覧 幸せし性空の像をうつしめ

○永春 上 大支法眼光顕 [illegible] 或は行慶の子

[illegible] 融通念仏縁起の筆者の一人なり

○栄賀 上 宅磨氏又栄可と書き大和国住の法

画工便覧 眼を叙し證賀を商ふ栄賀をもつて

和画の古風を考へて新に中華の筆法を

[illegible] 乾元年中の人なり

○圓伊 上 法眼に叙し西園元年に六条道

[illegible] 場一遍上人の縁起十二巻成る筆

法宅間住吉に類せり

○叡尊 上 恩園坊と号す画[illegible]洛の嵯峨の

釈迦堂の影像を模写せり今に和州

三輪大五輪寺に深く宝とす其の図絵多

正應二年閏七月三日勅して興正菩薩と

号す同三年八月廿日寺を[illegible]

○永存 中 北典司の弟子なり河内国観心寺に

画工便覧 侍家蓮華寺の僧なり應永年中に

人なり或は文長存と云て寂室にして尊ら

仏像をうつし筆法尤大画の法を得たり

○圓覚光 中 京師法金剛院の中興なり自

[illegible] 二条西に條に其画上手なり

[illegible] 今尚其寺に蔵す應長元年九月廿九日

化年八十九

○栄普齋 中 姓名詳かならず 僧 周文に学て牧溪をまなびよく布袋

江

並に文殊を画くこれ或啓春記の別号なりとこうされる真實なるも画意は陽月と相等し

○恵龍 中 世姓を志ら氏墨画は牧溪玉澗と学べり人物了長をう業法周文を祖とせりやゝ仮くみしく粗荒なり印文は德鼎と記す是その諱う

○恵林 中 墨文殊を画く

○永信 中 墨梅を画く筆法周文より出る

○越後法眼 雑 文明年中の人雪舟を慕ひて画をよくせり文明八年三月廿日坂本田中村にて雪舟より君莫忘親を授く世に國画

○永德 専 狩野氏始の名は源四郎松栄の長男に又は重信と号す

訓をえ信の孫なり諱は州信と号す山水人物花鳥これ細画を亦

江

江間に大画あり豊臣秀吉公大城高楼を建て永德をして其金壁に画かしむ當世の候家又金壁に画くこと時いかるに画稚を求む永德細業にいたるまで故寿ら大画をなして一扁に渡達せり法眼の信と賜ふ志れと也是を辞す天正十八年九月父に先立て卒す年四十八歳

○永納 専 狩野氏諱は光正縫殿助と称す民印文山静又居翁と号す山樂と長なり京都に住す秀吉公より秀彩を賜ふ大坂博の後京都に帰て寿の画工となる年月盡文の伝なし元禄十年没せり

○永叔 専 狩野氏名は主信初の敏信又明信瑞翁と号に法眼を叙せられ叔山中堂の即ち天井の永叔天人は其業弟なり享保九年六月七日卒五十三歳

○永真 専 狩野氏諱は憲信又季信永叔の長子なり享保十六年十九月十七日卒四十

一栄

○栄川　専　将野氏諱ハ信俗初名居三郎周信ノ子ニシテ享保十六年正月九日卒三十六年

○栄川　専　将野氏諱ハ典信俗玉三郎ト号ス法眼ニ叙シテ受川玄信ノ養子ナリ寛政二年法眼ニ叙シ文化十二年六十一年

○永栢　専　将野氏諱ハ袁信永叔ノ子祚清英信ノ弟

○永徳　専　将野氏諱ハ高信通称治郎兵衛文斎ト号ス英信ノ長男ナリ安永三年法眼ニ叙シ寛政六年十二月廿九日卒五十六年

○遠澤　専　加藤氏諱ハ守行摂州ノ門人ナリ

○永宅　専　山本氏通称左三郎安信ノ門人

○永淳　専　石田氏安信ノ門人ナリ

○永雪　専　石田氏諱ハ[illegible]州山田ノ住ニシテ後曾渓ト号ス永叔ノ弟ナリ

○永翁　専　奈須氏諱ハ安仲安信ノ弟子也俗名清吉将野泉石ノ甥ナリ

○永栢　専　高木氏安信ノ弟子也

○永茂　専　細井氏名信ノ門人

○永朴　専　山田氏諱ハ主常俗名雄吉摂州ノ住ニシテ昌建ノ門人ナリ後年養朴ノ子ニシテ朴ノ子常ノ子ヲ名ノル

○永仗　専　武田氏安信ノ弟子也

○永和　専　日比氏通称權之丞常真ノ子

○永壽　専　将野氏諱ハ後信俗名宇右衛門摂州ノ人有馬家ニ仕テ医師ト為リ永叔ノ養子ニシテ法眼ニ叙シ文化元年七十八年

○永恕　専　将野氏[illegible]藤田氏諱ハ或ハ三谷ト称ス義信永叔ノ子ニシテ永真ノ門人ナリ後ニ仕ヘテ

○永伯　専　三谷氏諱は安明永玄の子にして安信の
二人なり　考馬家を仕ふ慶長年将軍を
名のる

○永山　専　[illegible]氏[illegible]
小林氏永叔の二人也阿部州家人
将軍永三と云ふ

○愛範　専　前田氏始め宗冊を受け恪勤に
学を習ひ[illegible]

○圓蔵院　専　妙光寺の僧なり　古左京光信の弟なり兄
為信を付て[illegible]雪舟を学ぶ雪舟を号
[illegible]

○永雲　専　将軍氏本姓津田諱は定信雲州の太守な
仕ふ安信の二人なり　[illegible]
たゝし目と清こそ[illegible]
[illegible]と云ふ
将軍氏諱は秋信雲州の太守なり仕ふ永雲の長
子なり安信の二人なり

○永玄　専

○永三平　専　本氏宗真の七子にして信の母信の
[illegible]

○永清　専　将軍氏諱は憲治永玄の子なり雲州の寺
[illegible]にして信也

○永沢　専　山本氏元休[illegible]の子なり信也

○永梁　専　諱は包信後年将軍を名のる将軍永叔
の弟なり

○永納　専　将軍氏諱は光吉俗名猪熊永納光吉
備考　[illegible]
[illegible]父永納の二代
[illegible]

○永納　専　将軍氏諱は吉信三代目なり父より下筆
備考　[illegible]

○永養　専　諱は安尚下野守[illegible]の産なり[illegible]昌運
[illegible]
[illegible]
[illegible]

江

○永敬　寺
（狩野氏）（梅隠）
永納の子なり俗称縫殿助仲簡
号氏元孫十五年没年四十歳

○永良　寺
（狩野氏）
永伯の養子なり山城高と号氏通称
縫殿助という

○永常　寺
（狩野氏）（永敬の次男）
永良の養子なり通称縫殿助山隆と
号氏

宋澤　寺
名は雲信素仙成信の子伯清因信の
弟なり

○永隆　寺
狩野氏名は章信（通称外記正樂と号氏）
永敬の次男氏

○永錫　寺
狩野氏名は映信法眼と称す有馬
侯の藩中

○永山
弁髙氏伯耆の人なり

○永昭　尼
梅光院と号氏何れの人なるか
狩野氏一陽斎永納の三男通称松之丞
又本姓氏を信所なり

○永捐　寺
狩野氏一陽斎永納の三男通称松之丞
姓氏を信所なり

○永甫　寺
求春と号氏狩野安
信の甥なりという

○圓俊
（圓信）
（狩野家系名）
何れの人なるか

○永昌　寺
狩野氏通称（辰）蔵六郎佐州の家臣
宝永年中の人なり

○宋春
（狩野家）
水戸の後師なり

○永雪　寺
狩野氏永捐の弟通称内匠

○宋剛
長沢氏毛利家の画師なり

○永休　寺
狩野氏弟性武田安信の門人

○永伯　寺
狩野氏名は清信（山亮と号氏永敬の）
永叔の子なり
京都の住氏通称縫殿助明和元
年没氏七十八

○永了　多賀尾氏　父い左ヱつ　永叙りつ人　或云 信ヶ八

○永賢　専　物部氏名ハ利信面称四郎三郎　永徳高信ヶ子なり　法服ヶ剃髪寛永十年九月十日没

○永頑　専　物部氏名ハ一信　休山是信ヶ弟世　永叙りつ人　宝永年中　新内義　浮世絵の祖浮世絵を画く　絵師なり

○圓誉上人　中俗　櫻尾観海院の北山居の地ヶ石雲庵を建てこれを住ス　東山一心院流の僧なり　洛陽七條東の洞院正行寺中ヶ寓居ス　好て圓面を画く　絵師なり　係ハ自画の像今正行寺中ヶあり　天正十二年十一月六日寂ス　八十一歳

○栄之　細田氏　通称和三郎　号文富　川典信ヶ人　浮世絵を画て彼ヶ世らる

○圓山　専　物部氏　休山是信ヶ四男　早世ス

○栄順　専　名ハ親信　通称主水　松栄りつ人

○永三　専　物部氏　本姓津田　永叙りつ人

○永佐　専　永叙りつ人

○永陸　専　永叙りつ人

○圓乗　専　物部氏　本姓高田名ハ正和　養川院ヶ人なり

○圓洲　専　高田氏　香雪女ヶ子　圓乗ヶ子なり

○栄羽　名ハ古行　小川豊前の二子なり　養仙英の　掛主伊達家の絵師　菊田氏の養子となる

○栄川　古信りつ人

○栄雲

寛政記

郡司田氏寛政元年禁裏御造営の時東叡の屋に図せり

多吉のうちなり

□永和

[illegible]氏名は方信永玉の弟なり

□永家室

[illegible]長高[illegible]の人り

行成卿の女なり天性画を

□永親

何れの人なるか[illegible]寛平法皇御建立なり[illegible]霊山寺の釈迦堂の三尊と両界の曼荼羅の絵は金岡の名作なり

□圓信

[illegible]

□圓照

法印之弟子

分脈ナシ

遊蓮房と号す

一本の名高尹

少納言入道信西の三男俗名信憲寺是憲

法印之人の子なるを[illegible]

の妻相を図絵[illegible]

やとも所をとりけて念仏[illegible]

□圓寂

寛元元年[illegible]

[illegible]二年[illegible]存覚上人の命

文祖西所のよ[illegible]

天台の奥旨密教を得て

△延暦四年春山を出でて草堂をむすび法華を講じ同七年より
山にて一字を創し一乗止観院と名付延暦寺これなり自ら
等身の薬師仏の像を刻て安置し同二十三年[illegible]
七月詔をうけて唐に渡り[illegible]入唐し[illegible]
年[illegible]大使藤原葛野麻呂と共に帰朝し弘仁十三年二月[illegible]
年の間[illegible]大法師位をゆるす

て之部

さ

○最澄 傳教大師 上

名は最澄世姓三津氏近江国滋賀郡の人なり

延暦寺

山の宗基なり

五十六歳

大師の[illegible]

傳教

自画の像台嶺に[illegible]

○貞崇 潤都 上

名画拾葉

○善氏 左京の人なり聖宝を師とし

大言院の僧都となる能く仏像を

画く天長七年七月正三位寂年七十九歳或

ハ八十一歳とも

ち

○定安 家々 上

名画拾葉

[illegible]の名光孝天皇又孝光と改む係阿の男なり

摂中納言正三位[illegible]と同じく

和画を能くす

法名

[illegible]

[illegible]

○[illegible]公 姓は藤原諱[illegible]昭 宣公基経の

[illegible]太政大臣[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○鐵舟和尚 中字は徳崎 夢想国師の弟子なり

寿寺に住す嵯峨真泉院の開基なり

て

り画ハ山水花鳥より長し只水墨をもつて
彩画あるを稀せり

○定阿弥 中 図画をよくす
也画拾遺録 にて弟大師の行状を画く應安七年
△雲頂天満宮奉行也法師丞正中勢多稲久行大道法眼南都住師
福寺法眼方五貞の人

○鐵 鮫牛 中 玉蟾子弟子 相国寺の僧なり
僧 蘭を画く

○天膺 中 俊首座と号につて自ら仏印大光禄
也画拾遺録 師の僧を写画を宜行なり
詩をよくす

○貞安 中 傳記未詳周徳の系譜より釣き
り

○超秀 中 周竹石を画く筆法草こそして
精骨うついたる

○庭秋 中 野国師の人其国絵をなして等陽り
画三便覧 業凡を仰ぶ能く松竹人物を画く

○傳齊 専 武田氏常信の人

○傳古 其性名を忘れ画龍を善く黒
要畧 谷の阿弥陀堂に其蹟を存す

○徹山 森氏名ハ守真字ハ子云浪華の人
なり画筆を学て精妙を人あり
長崎

○昭定 菅沼氏尤近物を以て又ハ織部正と
画三便覧 号氏自近物を以て国画を為す嘉平
あり法師もて没る亦光茂あり

○鐵屋 黄檗の僧なり

○映信 中 秋邦氏水鍋と号に有馬氏家臣
西村氏土佐光祐の人なり

○貞盛

て

て

○貞三齊　百年の図あり行れの人をしたる

○貞墨　行れの人をしたる文字の数あり けしき氏名

○貞雪　行れの人なる事をしたる

○貞寛　勝田氏竹翁の男なり

○貞雲　行れの人をしたる岩佐氏名八重辰

○貞柳　永田氏名信乗　言因初名良因又　平皇子　精雲洞孝因　調屏と称す　称して狂歌

年　八月十五日没年八十一　通称初め善八又忠兵衛又忠七郎子を製せしを業とし大坂の人

○照起　西三條実覚

安見氏隠岐と号し和州に住す　よく人物花鳥を画く

○天真　法親王　初の名守全俗名　華智

輪王寺宮　後西院の皇子元禄三年三月一日薨年廿六解脱院宮

清水氏名八鑑　後宮を師とし又豆州を愛し中に住る　初君主に学ぶ後

○天民　中年にして没る

○後大通院　名画珍重集　往生録　五十歳

伏見貞常親王後崇光院の皇子　書画をよくす　文明六年七月三日薨

○貞鳳　通称九郎　いつも人をしたる　所のみなり

一條院の皇子　母は高階貴子　寛忠公の一女　清少納言の母よく人の心をしる　画を善くす

○定子　長保二年十二月十五日崩

○定智　大修法院本朝文粋　野山名所集　巻三

定順　大修法院車図を写す

元久三年四月九修法車図を写す　外記大丈三裏信成注進

惣大修法院建立あり　天禄元年　その氏大修法院

程の後三十七年の寛弘元年　後の履

西の京に八稲荷善隣菴天満宮あり　菅原道真の母

皆師上庵定智の筆なり　後伏見帝

元久三年四月九修法車図を写す　外記大丈三裏信成注進

大間成文抄

○桐見　上　姓ハ巨勢又相覧と書采女四と稱ス

寛平年中九人巨勢の金岡この子なり画師たり

成文抄ハ讃岐少目従八位下国[illegible]相見[illegible]と見ゆ

曾禰二年三月陰日執筆時平公[illegible]

○阿佐　上　推古帝十五年四月二日泉の寺阿佐我

日本紀　南都法隆寺に今存せり

聖徳太子の像

○有久　姓ハ巨勢従五位下左近将監画なり其筆縣山傳国

名画聚集図　巨勢系図　仁和寺

東寺執行日記　東宝記　東寺執行日記

○有家　姓ハ巨勢[illegible]画なり

建暦三年七月　法隆寺行幸

○明子　上　藤原氏忠仁公良房の女なり文徳帝の后清和帝の母公なり世に陳後后と号す

画譜　其画く不の白菊の屏風を得て永を誇と

寸昌泰三年正月一日崩ず七十二歳

有房室 上 [illegible]室の第八女なり圖畫花鳥ひを巧まうて雪嶋の百合の[illegible]を畫く

又勝句作文最も[illegible]

紙形より書き

有房 上 姓氏詳ならず後所預となり前の加賀

雅房と兼ぬ

有宗 上 姓は藤原氏俊兼の孫大膳亮の惣

基の御家流を畫く裏畫の後に傳る

山槐記元暦元年八月廿二日条 玉海

有康 上 姓は巨勢なり文康と畫く光康の子なり巨勢系図に光康の名なし

巨勢系図了仲カ

顯季 上 姓は藤原正三位魚名の四世正四位隆

經の男なり畫家を能くす永元年

六月病よりて入麻呂小祝の一幅を畫くもの三天七

法名湛玲

矢田の地蔵を畫く

巨勢系図に光康の名なし

[illegible]

[illegible]

安位寺 上 畫くその解脱上人の[illegible]

名畫拾遺集

顯定 中 上杉氏山内家[illegible]

畫工便覽

昭通 中 額田氏俗名彦三郎常州額田の城主

名畫拾遺集

安藝 中 [illegible]

畫工便覽

○安仙 専

詩人春信[通称左門]の子[略]信良の子[略]右京亮[略]

享保三年四月二日死

○有孝

姓ハ源 細川紹永守と号ス従三位宰相

相忠卿の二男中務少輔三条の孫なり

父ハ内蔵寮行政肥後の守[略]宇土の城主[略]

○安仙 専

[略]良信の子[略]名書ス安春寿

○安春

何れの人なるか名書ス安春寿

信とあり

○安仙 専

[略]自信 [略]良信 [略]信の子[略]和二年九月

○有藤

六條家[略]名雅共又有慶[略]権大

納言正二位[略]中将有忠

の男二男ハ権中納言有和の三男なり

享保十四年閏九月十四日薨ス五十八歳

○有宗 上

姓ハ巨勢氏 郡大夫後白川院上面なり

○有行 上

姓ハ巨勢掃部頭[隆慶]

なるなり

○有忠 上

姓ハ巨勢 従理[略]と称ス掃部頭有

行[略]子なり

○有茂 上

姓ハ巨勢或ハ有重と作る初め雅楽[略]

後ハ従三位隠岐守ハ伊代後伏見院の

上北面なり 掃部助有行の弟なり

○有久 上

姓ハ巨勢 従五位下左近将監又采女正後

壹岐守 従五位上給所長官ハ任ス

延慶[略]の人なり 掃部助有行の子

○有俊 上

姓ハ巨勢大炊助と称ス 従理[略]

有忠の子なり

○有周 上

姓ハ巨勢 木工助と称ス 壹岐守

有久の子なり

○有義 上

姓ハ巨勢左近将監と任ス 壹岐守有

久の子なり

○有路

千種家 権大納言[延]二位なる

権大納言[資]豊ハ[略]の男なり[略]

あ

参議右中將有補代の男文化九年十一月五日薨年七十年

有藤

六條家なる雅共又有慶權中納言正三位なる左中將房忠の男享保十四年閏九月廿四日薨年五十八

○安方

名畫採集 集古十種 石碑 碑文

上

姓は越田なり南都菊師寺より佛足石を求めけり王玄策の圖を摹せるなり石のうらに記して云く

從天平勝宝元年歳次己丑七月十五日上至廿七日并一十三箇日作□檀主從三位智奴王□□天平勝宝四年歳次壬辰九月十日改王寫成文室真人智努

畫師越田安方畫寫とあり

○安信

柳沢氏後四位下侍從なる甲斐守と稱せり初め保光といひ又八美濃守信鴻なり文化十四年正月廿日卒七十五

○賓頼 上 小野宮殿と号し貞信公の男なり 摂政太政大臣なる
十四巻 画工便覧 禄元年五月十八日薨ず七十三 或は以天禄元年五月八日薨ず七十一
枝葉抄記 従巻二十四に詳なり

○西行 上 圓位と云ふ俗名佐藤兵衛憲清又は秀郷九代後裔従五位左衛門尉康清の子なり 最も馬を善くし和歌を善くす
画工便覧 図画をよくす 保元三年八月遁世す 文治六年二月十六日寂 七十三
平泉に行く 建久元年七十三 俗名佐藤兵衛尉憲清の女なり
年女御と称し花を賞す

○貞時 上 北條氏執権職なり 時宗の男なり 弘安八年十二月十二日誕生
画工珍景 剃髪 法名崇演 最勝園寺道
高伊信 沛世を謝す 嫡子貞時相続て郷信に逆秋
稀代抜擢人第 弘安十一年 廿四才 廿八才

皇代記下 弘安十三年 貞時 廿世 十一

○賓頼 上

十四卷畫工便覽

小野宮関白と号し貞信公の男なり 摂政太政大臣なり

戯画を作り絵をもつて本朝を誹る 天禄元年五月十八日薨年七十 或は天禄元年五月八日薨年七十一

扶桑畧記 群書類從

○西行丈 上

畫工便覽

圓位と号し俗名佐藤兵衛憲清又は秀郷九代後胤後五位左兵衛尉康清の子なり最早馬を善くし和歌を善くす

○賓資公女 上

賓徳二年女御となり花園を愛し園畫をよくす最も人物を

皇代記

○貞時 上

畫工

北條氏執権職なり特宗の男なり

剃髮して演道と号し嫡子貞時相續て鄕信に是秋

沛世を謝す嫡子貞時相續

高倉宮

大日本国時龍を画て無学元祖高に命じて自賛せしむ元これを賛して兼芳
を以て画龍の角をたゝく時に雷雨
たゝかるゝく應長元年十月廿六日卒す世
寿

○濟翁 中 諱は景樹東福寺南禅寺の僧なり雲子
僧 ゝ武蔵塞遠民と稱す画法清雅をま
れなり

○左素 中 墨文殊の像を画く筆法可翁周
文に出る

○山雪 中 松平氏なり山水人物を画く周文雪
名画拾景 舟の筆意を得たり其の画
兼芳和尚賛あるものあり

○柴庵 中 けん〻国相国寺の僧なり墨八景
画工便覧 おのゝ柘榴の折枝を画くよく相
る似たり法橋に帰し文亀年中

○濟淵 西堂と称す倭画を画く其筆
名画拾景 跡絵倉長寺寺にあり

○讃岐寺 中 細川氏国豊をこのむ其名高く常に
日天隠和尚の請ける物なり又番ける
所の村田巣の画及び水墨蓉杜若富士の
ゝ如天隠賛ありと称する物あり

○貞親 中 伊勢氏伊勢守貞国の子なり
名画拾景 図画をよくす伊勢守貞国の男なり
思案日 文明十年正月廿五日卒す年五十七

○貞藤 中 伊勢氏備中守貞親の子なり画業を
名画拾景 士と号し伊勢貞国の孫なり画業を
よくす平日竹を愛し書を能くす
一幅を残す

○定頼 中 佐々木氏従三位下弾正忠大膳大夫高
画工便覧 頼の二男なり別観を寺に作す
好て画画を慰むよく炎帝の像をうつす
寿天文廿二年正月二日卒す

○左顔和尚 中 道元流の僧なり常州土屋郡光明寺の住持なり雪村を師とす
名画拾景 山尾村

親接を為す[illegible]の屋の城主右衛門佐宗幹の子
[illegible]氏

○作仙　雑　墨花鳥を為す[illegible]雪舟の筆法より出

○山林　雑　[illegible]要蘭を為す[illegible]玉畹の筆法
[illegible]似[illegible]

○山樂　専　狩野氏諱は光頼[illegible]号名平藏
[illegible]云り永村永光の子なり初め浅井に
仕[illegible]豊臣秀吉公に謁し筆才画能あり
を以て台命にかゝて永徳に給ひて父[illegible]義
を約す寛永十二年八月四日没す七十二

○山雪　専　狩野氏（山樂の男或は養子なりと名は光
教法橋[illegible]）[illegible]
[illegible]此足軒[illegible]
慶安四年二月十日[illegible]
[illegible]古右京の弟なり

○定信　専　狩野氏宮内法眼信之の二子なり俗称造
酒之助[illegible]

○則信　専　狩野氏又毒信俗名（[illegible]）又右京進と称
春[illegible]元和九年[illegible]古右京光信の
[illegible]二十七歳

○三休　専　（奥州）岩城常隆の画師なり玉樂と共に花
名画拾遺集　[illegible]山の人物を画く佳作なり其後[illegible]元
信に似[illegible]

○山硯　専　井上氏安信の人なり江戸に住す

○山壺　専　狩野氏本家の弟子[illegible]信

○杉風　専　杉山氏採茶庵五雲亭芝翁寒枝一元
[illegible]の俗号なり俗名平兵衛[illegible]
なり[illegible]又[illegible]を昌運と[illegible]享保十
七年六月十三日[illegible]

○三可　専　村上氏[illegible]父は[illegible]
[illegible]

○前久　（[illegible]）近衛関白東求院と号し又龍山と称し
（関白稙家公の男なり）[illegible]を善しとし又[illegible]を好む人丸の像

を画て和歌を添れ又馬形の画是亦あり
慶長十七年十月八日歳五十七歳

○實端卿　花園家参議従二位[まさ]実[端]卿画を善せ俗色の彩色のみ流民物語を
恐天の紙上に図画せられも御起句　題筆
遥[はるか]に[に][の]貞享元年三月十[六]日歳五十六歳

○貞次　花井氏[通称]庄左衛門六将の侍士なり弁
画工便覧　まさを以て俗色の彩色と画く傳永居
土と移れり

○山下　将野氏不及[及ぶ]ところに山樂の支裔
[要覧]　なり其画弥々遠氏なり

○尤延　長谷川[氏等伯の子なり]
名画聯珠集　[画]法[を][受]られる其画家法をたし
てたひら家達の筆意を仰ぐ

○塞白　[伝]れの人をしたしくよく牧牛を画く

○定安　一瞬命を[失]ふ
○草色　[姓氏]を[しらず]
[定信]　[筆法元信を[学]ぶ]

○實晴[公]　西園寺[家]派従一位左大臣[実]房
名画聯珠集　公益公の男なり直指の宗旨を参得
[新]編[絵]画記　して時に仏祖の像を画く寛文十三年正月
十日歳七十四歳

○實種卿　風早[家]権中納言正二位[実]宣卿小路公景[の]
男なり和歌を善し又書画をよくす宝
永七年十二月十五日歳五十七歳

○在中　[狩]氏家八百重[卿]遂[氏]平安の
[実]記抜記　人なり明人の古蹟を法とし画を善
す筆墨沖淡なり寛政元年[狩]野[光]信
送賞の[狩]野[光]信の[弟]子の画せ[弟]子のうちなり

○貞延 将軍氏義尤雅楽助之信を作る
○三頭 井上氏なり古番と号す安信の人なり
○定昭 萩沼氏織部正の嫡男なり後左近下左近将監法刑脇所を領し又丹別庵山ようろう深く世を極め衣顔を人備る
名画録
正保四年九月廿一日卒す

○彩葉 伯耆の人なり大恵を受て大恵禅師と号す
名画録抜書
蜀の大徳寺天祐の弟なり画法師也を作る

○賢連 正親町家権大納言従一位なる
右中将公梁の男実は公通卿の弟
永享和二年九月廿九日薨す八十一

○前豊 廣幡家内大臣従一位なる也
輔忠権大納言長忠卿の男内蔵公
猶子なり青雲と号す天保三年十二
月十九日薨す四十二 樂園樹院と号す

○賢紀 姉小路家頭中将正四位上なる
権大納言公量卿の男なり出家す
風竹亭と号す延享三年八月十四日
卒す

賢満 花園家参議従二位なる右少
将公久卿の男なり貞享元年三月
十六日薨す五十六

○策傳 安楽庵と号す禁願寺中
竹林院なり住す寛永十九年正月
八日寂す八十九

○賢朝 上 頼朝の三男幼名千幡君世に称家
同 建久三年八月九日鎌倉
生る建仁三年九月関東の長者となり征
夷大将軍に任ず政務のさま図画なり
兼久元年正月二十七日薨す二十八歳世
十七年
高階 [illegible] 号す [illegible]

○定信 [illegible] 祭神[illegible]
を筆に後を左禄七年壬七月なり

○濟時 上 此八篇系宸正三位左大將[illegible]老[illegible]
画史十四巻 師尹公の男[illegible]若き[illegible]國[illegible]
康保年中[illegible]所の別當となる長德
元年冒廿三[illegible]夢[illegible]五十七出[illegible]院
大[illegible]

○崇隱 山田氏宗[illegible]政元年[illegible]
宣見政記 [illegible]の[illegible]國[illegible]
者のうちなり

○崇道 堀氏宗[illegible]名、寄保孫家[illegible]人なり
[illegible]の[illegible]東對之屋[illegible]國[illegible]
[illegible]者のうちなり

○在上 上 此[illegible]左衛門の[illegible]
画史 掃部頭[illegible]
[illegible]を寫[illegible]物の形
天慶四年七月伊勢[illegible]
童[illegible]諸[illegible]
[illegible]在上[illegible]
[illegible]

○貞實 [illegible]氏[illegible]
[illegible]

○佐理卿女 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○道 此八宇自[illegible]外從五位下[illegible]天平宝字
續日本紀巻廿三 三年正月十一月畫工の正とある

大江朝綱橘直幹菅原文時大江維時等をもてはやし
[illegible]
[illegible]

○黄書画師 上 推古帝十三年九月をもてあて黄書画師山背画師あり

○行尊 上 天台坐主小一条院御孫源基平の四男なり

○公忠 上 姓八巨勢

○行海 上 山門河内梨とかうす 基光の子なり 図画

○勤子内親王 [illegible]帝の皇女 [illegible]

○公氏 上 姓八巨勢

○良忠 駿主禅師 上

諱は良忠字は然阿石州三隅の人なり 姓は源氏 道長公の八世の孫諫議頼定の子 鎌倉光明寺を創む其自画の肖像光明寺にあり 鏡の影と共に弘安十年七月六日寂す八十九 禅師の名わり

○公望 上 姓は巨勢也或は公持 名は拾遺集 画図家

大上は公望を小工として世に備へ[illegible]

○公高 上 姓は巨勢 名は拾遺集

人物を画く

○公茂 上 姓は巨勢 造酒正 公忠の子なり 図画を善

○清盛 上 姓は平氏安芸守 任官養和元年閏二月四日薨 年六十六

○教懐 上 左中将藤原教行の子なり 興福寺の林懐に随て識のうちをきわめ法相の奥を修練す

治七年[illegible]廿八日[illegible]不動尊の像を摸して衆をすゝめ供養し同じく念仏一頭北西面して淹然として絶命す九十三歳

○刑部 上 土佐氏諱を志良 土佐経光の子なり

○恭慮 上 運良禅師と号す法然党の法嗣なり 名は拾遺集 賀州傳燈寺の開山なり 者とあるは大悲の像を画き自ら賛辞を制し賀州大野の尼寺に安置す或時者大笑す 亦自ら其像焼灰 暦應四年八月十日化す七十五

○祈親 上 初め興福寺に在て相宗を学ひ後に高野山に住して高野の東宗院に自画自賛の一幅あり宝とす 名は拾遺集 高野山国会図書

○玉翁 中 [illegible]曾我氏[illegible]直庵と号す画 画徴

○け

教禅 上 後冷泉院の御祈の為に法成寺に於て一百廿一體の御佛を圖し奉る其書を以て彫綱す 任せらる 後佛師の作綱これを以て始とす佛師定禅の父なり 永保二年三月寂す

○玉庵 中 曾我氏 [illegible] 玉菊の子なり

○九渕和尚 中 諱は龍賜 葵斎と号す江西の法春なり後 [illegible] 東山建仁寺にのぼる性来に して南渡の志あり已に渡せんと欲する時齊 おのづからく九中華に遊ぶとの先時しらくみ 至り觀音大士を拜して風難をいのる神も觀音 大士の擁助あり [illegible] 志を得ざるうむとして 毎日大士の像を画く終に一千七百余像を至

○義清阿闍梨 上 敵山無動寺に住して [illegible] 修験を [illegible] 彩色を [illegible] 戯画を [illegible] 鳴呼 [illegible] 画のたぐひを [illegible]

○玉阿弥 [illegible] 真玉 [illegible] 相阿弥の斎弟 [illegible]

○義圓豊 中 世姓を志す [illegible] 画く [illegible] 渡唐の天神あり 僧 画法周文雪舟より出て画中に為天神 豊楽義圓豊一百十四歳画元 [illegible] 賛と記せり是を 見るに長壽 [illegible] 強健なり

○義堂 中 南洋寺の僧 同信禅師と号す孫別の人 [illegible] 師の法嗣なり其戯墨の物梅行往 [illegible] れあり嘉慶二年四月三日寂す六十四歳

○及雪 中 徳村斎と号す雪村の弟なり牛雪は仏法 [illegible] 雪村 [illegible] 紙を [illegible] もれは硬柔用よりるひ又墨をもふしもれは濃淡 [illegible] 雪 [illegible] 村自 [illegible] を [illegible] 及ばざること遠し

○喜悦　中　何れの人なるにか画風をこうて啓書記に
[illegible]あり

○寄堂　中　僧　可翁宗[illegible]の弟子にて[illegible]似たりと聞く一説
豊其画上に讃したる繪あり

○休心　中　名画拾遺堂　狩野氏の画法を学ぶ[illegible]も清活之

○希應　中　墨山水をよくす玉磵を学べり

○青俊　陸奥中尉名は清俊右史生より任ず大嘗会主基の浮屋瓜を画く　山水花鳥[illegible]

○金龍　雑　雑画をよくす兼力元信と共に[illegible]家なり

○清忠　雑　画傳　いろくの人をそこなうに墨を水をよくす
兼法眞能直相の風あり尤雅致すべき物あり

○季英　雑　僧　名は周孫河内の人なり画を雪舟に
その師の傳授浮[illegible]

○金玉仙　専　画工便覧　宮南と稱す北條氏政の画師なり垂圖玉樂
似て伝わる流儀なり其画如樂[illegible]

○休伯　専　狩野氏左衛門尉と稱す詩は昌信休伯
長信より永徳の男松栄が孫なり
[illegible]長信と見えて前の[illegible]橋休伯と稱す
[illegible]法橋に叙せし元禄元年
十月十五日[illegible]寛文二年正月八日死という

○休伯　専　狩野氏　詩は長信俗名左衛門尉　男なり　松栄が
一家より先てはなはだ[illegible]佐法眼に叙す
[illegible]徳川家より住吉探幽永真
[illegible]師なり兼房三年十二月十八日卒す七十五歳
或は八十[illegible]という

○清信　専　古内記と稱す古右京門人なり

○玉樂　専　狩野氏世伯[illegible]
[illegible]筆法元信の[illegible]を学び得[illegible]
[illegible]せ人視[illegible]元信の制[illegible]
不[illegible]
きトの[illegible]弟なり　小田原北條氏政の画師なり壽

○休圓　専　将野氏諱ハ清信休白長信の三男ニ九十一歳ニ卒ス　通称内記世ニ吉内記と称ス

○休山　専　将野氏諱ハ是信休圓清信養子休伯昌信ニ子ナリ　享保九年甲辰四月廿日卒

○休山　専　将野氏諱ハ德信松林惇信子後ノ休山ナリ　宝暦十一年辛巳五月十日没ス三十年

○清信　専　将野氏俗称宮内素岡玉信ノ子ナリ

○休頑　専　将野氏諱ハ友信休白昌信ノ子ナリ　俗名ヲ[illegible]又宮内ト云フ

○休圓　専　将野氏諱ハ爲信休山德信ノ子ナリ　享和二年十二月八日没ス七十四

○休圓　専　将野氏諱ハ喜信休圓爲信ノ子ナリ　初名松林　一説ニ[illegible]

○休琢　専　将野氏諱ハ里信休頑ノ子ナリ　琢卯ヲ宅ニ作ル　休伯昌信ノ四男　或ハ休頑ノ子ナリ

○玉燕　専　将野氏諱ハ季信休頑ノ子ナリ　文信ノ養子　実休伯昌信　寛保三年八月廿日卒六十一歳

○玉榮　専　将野氏諱ハ在信玉燕ノ子ナリ　或ハ神信ト作ル　休伯寿信ノ子ト云ヒ[illegible]ナリ　文化元年六月廿日卒七十五歳

○休真　専　将野氏ハ姓羽賀隆信諱ハ永叔ノ子ナリ

○休伯　専　名ハ満信玉栄在信ノ子

○刑部丈　専　名ヲ務臺　其名ヲ[illegible]ト云ヒ勢刻ニ見ノ如ク太神宮ノ神師ナリ元信ヲ師トシテ図絵ヲ善ク

○金藏　専　佐野氏ハ姓ハ昌運ナリ共氏ハ[illegible]ナリ　[illegible]

○休德　専　将野氏俗名庄蔵休德ノ門ナリ

○休全　専　将野氏諱ハ[illegible]玉燕ノ子ナリ　二子

○久庵　専　[illegible]氏ノ養子ナリ　昌[illegible]ノ子ナリ　姓ハ昌信ノ弟ナリ　後年養子ナリ

[illegible]

○及庵 寺 武下氏其別名ハ探幽ト号ス

○休伯 寺 狩部氏名ハ壽信玉燕李信ノ長子ナリ

○許六 寺 森川氏諱ハ百仲字羽官五老井ト号シ又菊阿仏琢菴風狂堂ノ号アリ俗名ハ助永ニ安信ノ業ヲ学ビ又御宮ヲ能ク伊掃部寺家臣ナリ正徳五年八月廿六日歿年六十餘

○玉澗 女 大雅堂妻ナリ能画ヲキコエアリ

○玉蟾 望月氏名ハ玄平安ノ人画ヲ土佐光成ニ学ビ又雪渓ノ門人ニシテ名品多シ延享中没年六十四歳

○義董 柴田氏字ハ威仲琴渚ト号ス備前ノ人[illegible]安ニ住シ月渓ヲ師トス

○尭然 近世名画拾遺案本朝画創始建立ニ[illegible]テ名ヲ載ス年定文元年閏八月廿二日寂年六十餘 恩院溢宮 妙法院二品法親王[illegible]名ハ常嘉恩院ト諡ス後陽成帝ノ皇子ノ書画ヲ[illegible]

○休欲 土佐光持ノ弟子ナリ泉州堺ニ住ス狩部氏拙堂ヲ画ク山画ノミ活動ナリ美濃ヲ要シテ長年中没

洪園

杉沢氏名ハ里恭字ハ公美竹渓玉桂ト号ス[illegible]郡山侯ノ族ナリ関画ヲ[illegible]元明ノ古法ヲ[illegible]又水墨ノ花鳥ヲ[illegible]設色鮮[illegible]

○洪園 皆川氏名ハ慮字ハ恭[illegible]ト号ス平安ノ人近代ノ時俗ナリ山水ヲ[illegible]又雑画或ハ五月十六日歿ス文化四年四月廿日年七十四

○玉堂 浦上氏能山水ヲ作リ頗ル新意ヲ出ス

荷樹

本多豫州又雪山と号に探幽つかり元文年中の人なり

○休心 専 名ハ今信

○宮常

山田氏字ハ吉夫尾州の人なり元明の古跡を倣ひて山水花禽を作る一行の凡政なり最も陰擬を尚ぶ

○玉堂

世姓をしらず画法明光を学て彩色鶴及ひ花果衆を画く

○玉舟

宗播和尚山城の人なり春晴と号す玉室の法嗣大徳百八十五世自賛の墨戯あり寛文八年十月十八日寂す六十九歳

○玉泉

羽州の人なり名書は羽陽角館人玉泉画とあり

○久英

津田氏宗英永仁の人なり

○公文卿

姉小路家蔵権大納言従二位安永六年十月廿九日薨す

○亀玉

黒川氏名定字ハ子保江戸の人なり南蘋を学ぶ通称観五郎

○休庵

杉田氏元和仁の人なり

○希材 中 名画拾三集

雲谷と号す雪舟の人なり

○公麗卿

滋野井家権大納言正二位天明元年九月七日薨す四十九歳

○休甫 名画拾三集

津田氏なり他して宇喜多家に仕へ国亡ひて後に薙髪して連歌ないし琴碁書画を有て清水を雲起寺に住す天保の栗東寺

は浩も住侍彩遠の板戸に画を乞ふ休甫筆を振て三虎を画てさる其虎多つよあり(ふつ)
〳〵これ世に稀なり　他り甫年号侍ふ浩を遺
殺てをちに一角の毛皆を虎のごとくに画て
売り去る其消息考へるべくのみ〳〵

○清信　せ

よく人丸の像を画く全く信實の
図に倣ふ筆法能相の風格あり
雅馭まさきものなり

○清信　せ

鳥井氏俗名庄兵衛江戸の住
四郎の弟奉姑有板寺の名人なり

○玉麟

江州の人なり墨丹をよくせり

○其角

室井氏江州大津の人なり(坂本氏)
江戸の住せし醫家に生れて其術を学
ばずついに芭蕉を師として俳諧を業せ
蕉門の一人なり後に一家の風調を成せり
室晋兼螺舎晋子雪桂子洪川狂雷堂
狂而堂六房庵又合貫庵の諸号あり
好て墨戯をなせり後に世に伝ふ画名孔
八蕉翁子と号す室永四年二月廿九日卒せ
五十四歳

○巽巣

宮氏名八直清字八原禮一の字
海玉と云ふ又滄浪と号す通称
新助文学八世に知る所なり好て墨戯
をなせり筆墨超絶逸品とす享
保十九年八月十二日卒せ七十七歳

公史

大宮家藏人修理大夫正三位参議
従三位図書頭尚秀の男なり　寛政
九年十月八日薨せ五十五

○公尹

山本家権大納言正三位なる
権中納言實富の男なり元禄
十六年十二月三日薨せ五十九

○公雄

風早家なり公金権中納言正
三位なる奏議實積の男天明

七年八月十四歿年六十七

○公通

正親町家權大納言從一位右大臣

十八年七月十二日歿年八十一

○公央

大宮家正四位下左中將右大臣

寶暦[illegible]の男酉亨保四年三月廿一日辛巳四十二

○清盛公女 上

七條信隆朝臣の室清盛公の孝女

女容色弱羸なり

岡信花信ひろめ其伎を極む

○清盛公女 上

伊勢物語を紫宸殿の傳授

小村氏常信うつ人なり

○休佐 専

○休古 専

鈴木氏孝信うつ人

○規礼

飛鳥岡氏字八子茶屋拳うつ人なり

○休庵

相田氏其名を[illegible]藝州嚴島の名木の[illegible]山拾得の額を[illegible]元和[illegible]の人筆

其筆跡あり出つ

○仰堂

名八宗高大德寺二百廿二世なり貞享四年九月五日寂年五十九

○杏堂

濱田氏名八憲大坂の信氏醫を以て[illegible]紳士なり[illegible]山水を[illegible]額あり

○休庵

○久庵 専

吉山氏の養子なり昌の弟なり

[illegible]尚信の弟子なり後年養朴[illegible]の反實[illegible]信[illegible]て禁用をつとむ

○李吟

北村氏通稱久助とふ蘆庵拾穂軒湖月秋七松子[illegible]の号あり

父八宗龍と号[illegible]連歌[illegible]

江州北村の人なり　季吟の門に入り
[illegible]を晩年に[illegible]
仕へ歌学所となる　[illegible]法印を勧し再興
[illegible]桃[illegible]師[illegible]
院と号す　好て国画を[illegible]
器重[illegible]画[illegible]
十五日没す　八十八或は八十二とかや

○魚彦　楫取氏通称稲生英成書　下
　　総楫取の人東都に住す画法
　　一家をなす[illegible]国学に[illegible]
　　[illegible]人なり

○暁晴　外食氏名良に住す時人を[illegible]法
　　眼と称す或書に桐阿弥の玉孫とす

○玉庵　専　狩野氏玉樂の裔なり

○吾光　中　何れの人なるしらず神仏[illegible]
　　人物を画く　[illegible]

○季英　上　安信氏伶人なり　[illegible]
　　教言卿記　[illegible]

○休白　名は隆信通称[illegible]
　　いつり

○義行　佐野氏肥前守[illegible]
　　家の画[illegible]を学ぶ

○救圓　丹後講師と号す　後[illegible]
　　東寺記　年十月真言院の五大尊十二天像等
　　を修して損[illegible]を図[illegible]

○義尚　寛正六年十月廿三日[illegible]
　　将軍家譜　[illegible]義熙と改む[illegible]
　　[illegible]
　　[illegible]
　　

○季行卿女　後花園天皇行卿の女にして
月輪兼実公の妻となれり
文治四年四月八日先考此女房の
自ら画きて菩薩の像一鋪
を供養を遂げられ九條
良通公弘法師絵図等の法服
なり

○行平卿　姓は在原中納言行平の子なり常に摂州須磨に住せり
聖徳覚
戯墨今に存せり寛平七年十月廿六日薨年七十
五歳

○行智　姓は藤原氏隆親の弟画師なり
山門阿闍梨なり名は弟天仁氏
の人なり

○行廣　土佐氏従五位下右近衛将監に任
を繪所にて制覧して法名経光と
数言卿記　いふ行光の子なり　孫
孫永享年中の人なり

○行長　土佐氏　直
右近将監隆親の子なり　在柄
の公事者兼元年中の人なり　天神縁起
土御門院御代の人なり　建仁

○行秀　春日氏従四位上大蔵少輔繪所預りと
なり法名行光子なり　融通念仏縁起等
者の一人なり　應永年中の人なり

○行光 上 土佐氏 越前守に任ず延文六年に繪所となりて同光顕の養子となる
表系譜 図後拾遺集延文六年の人なり

祐尊 上 大貳の公とうにして言賀幸賀之重
名画拾景 右三人ともに曼荼羅の図を画く道
今遠州横須賀摂安寺にあり五背記にいとく
福井寺和二癸丑五月廿七日より七月廿
まして熱別安濃統会寺にあり三十七日迄
別の写しを図しまつる

○行盛 上 春日氏 花蔵寺に住す行秀の子
後花園院に祇候の人なり

○行安 上 姓は藤原宗信を〜〜に大嘗会主
山槐記元暦元年玉海 基の御屏風を画く浜画をなす

宣僧正 雑 智積院の第二世なり墨画をよく
代業法雪舟を学ぶ

祐周 雑 墨山水を画く〜雪村が筆意に似
〜〜

征信 雑 通称駒馬助従五位を京文を征
信とあり

○行忠 雑 姓は巨勢大蔵少輔 任す 壽寺有久子なり 預かりつ
多田稔日記 東寺執行日記 て外五貫の画師なり 行忠を画く應安七年より康暦元年ま
△後鳥羽天皇正中嘉元頃久行 で御所にとい 又報恩十六羅漢の像
大進法眼南都後鳥羽高倉 を画く 清中花北風を学ぶ筆力絶妙な
眼定前孫者五貫の人 りけり 金閣が商船 永和の人なり

祐高南都 中 南都の絵師なり 法眼に叙す
また高師大師の行幸を画く應安
七年より康暦元年まで御絵所とい

○雪信 中 行幸の人なり 絵書記に見あり
画工便覧 初雪舟の弟子 後年に画く事書記に見あり
後年兼合せて後年に長谷寺に住す孫行の人
なり

之信 専

狩野氏雅楽助之[illegible]隠[illegible]輪[illegible]の[illegible]祐勢の伝まる山水人物花鳥を画く極て元信に似たり其印章紀物則元信繪[illegible]天正三年[illegible]卒年六十三歳或書ハ三十九[illegible]

友松 専

海北氏諱[illegible]沼[illegible]益氏[illegible]海北[illegible]江州浦生郡の人[illegible]狩野永徳を師[illegible]て画[illegible]

祐佗 専

[illegible]貞[illegible]狩野氏[illegible]休白長信の[illegible]或ハ松栄直信の[illegible]

友雪 専

海北氏友松の子[illegible]道暉斉と号[illegible]

當時洛東清水寺の楼観あり[illegible]

田村丸縁起大圖の板繪舞鹿[illegible]て堂上[illegible]

[illegible]水徳の[illegible]七十八歳[illegible]卒[illegible]

雪信 女 専

[illegible]

祐清 専

狩野氏諱ハ英信法印ハ叙[illegible]後の水[illegible]信[illegible]養子[illegible]実ハ永叔の二男[illegible]後の水[illegible]

[illegible]室暦十二年六月廿日卒四十七歳

友甫 専

[illegible]信松栄の子也享保二年六月[illegible]

之信 専

狩野氏諱ハ邦信[illegible]の[illegible]実ハ探牧守邦の二男[illegible]

祐清 専

狩野氏諱ハ邦信[illegible]の[illegible]実ハ探牧守邦の二男[illegible]

幽讃 専

探幽の[illegible]俗称神足右右[illegible]法橋[illegible]叙[illegible]雲と[illegible]

山 専

泊氏諱ハ益采筑州大宰[illegible]伝ハ京古春[illegible]氏[illegible]伝成信の[illegible]子[illegible]

雪信 専

[illegible]

友益 専

狩野氏諱ハ氏信宗[illegible]二男[illegible]宗[illegible]

[illegible]養子[illegible]古右衛[illegible]

祐雪 専

狩野氏諱ハ宗信元信の男法眼[illegible]叙[illegible]

永禄五年七月廿日卒四十九歳

有信 友雨斎 専 狩野氏諱ハ有信 水賢ノ子ナリ よく不二を画く 杉本信州の弟子ナリ

幽仙 専 狩野氏諱ハ景信 雲翁と号ス 会津 杉本 肥州ニ住ス

幽知 専 杉本氏諱ハ守行 摂州ノ人ナリ 仙堂の太守ニ仕フ

友我 専 狩野氏本姓山本 俗名内蔵 ニ系休白 長信ノ弟ナリ

幽汀 専 石田氏諱ハ守真 漆橋和泉 京師の人 狩野画を幽沢探鯨ニ学ブ

友竹 海北氏名ハ道喬 友雪ノ子ナリ 京師ニ住ス 道親或ハ孫 室永中新内義洲遊学 の門葉中四園西の弟子ナリ

友泉 専 海北氏友仲ノ子ナリ 父業を世ス

友三 専 海北氏忠馬ノ子ナリ その業を世ス

融川 専 狩野氏諱ハ寛信 青標 良信 ノ子ナリ 文化二年三月十九日 没年三十七歳 鄭飾 紙名ハ助信 舞州昭信養子 実ハ融川 姓ハ藤原 名ハ惇則 勝田氏ナリ 杉谷 つく藝州廣島の人ナリ

友川 専 友川法眼 とも

友渓

祐栄 何れの人なるかを画く

幸 女 狩野休圓ノ女ナリ 圓画を学ブ 藤原氏 幸 業とス

幽香斎 名ハ守利 狩野氏本姓日野 田名ハ章信 法橋 紀氏 永叙ノ人 室永中新内義洲遊学 児島氏 の門葉中 [illegible] 門葉の内ナリ

友元 専

幽吹

幽竹　狩野岸仙の子狩野源眠の祖なり

友閑　藤田氏摂州冨田の人なり俗孫二郎兵衛尉と称す雲谷と号に書を
名画捨宝録　惟心斎と号す又図画をもよくす其画まれなり

唯心斎　伊勢の人なり二代文知と号す
養川院曰く名をこれもく探幽の筆
とも云へり称美に

幽皓　霍沢氏探山の族なり
専　彩色のうちなり　筆者のうちなり

祐信　正信の門人なり

友賢　海北氏滝氏名は正利俗名吉兵衛と
ふ本雪舟の末裔

祐常　二条関白吉忠公の男圓満院大僧正
歳　と号に享保十九年四月廿七日得度十二

友禅　狩氏洋鄙氏衣服扇面書画
の絵をよくす都鄙ともに友禅
ありといひなり又布上に濃彩の
絵の具を布とこんにゃくを混ぜ
具の為ることなり　画法のかくれなし

融思　石崎氏本姓荒木字八十齢風巖
と号に長崎の人なり海用絵師兼
絵用利と称る石崎元徳孫なり嗣
きより石崎氏の姓をつけり画法慶山
より連綿して人物山水花鳥ともに工
なり又蛮画の法を実父元融に学ぶ

有三　俗　萩沢遊行上人なり何れの世の人
画工便覧　とも知をしらず好て仏像を画く

ゆ

遊汀　寛政元年

石田氏遊汀の男なり　寛政元年
[illegible]遊汀の村清右衛門
[illegible]

友汀

石田氏遊汀の男なり

裕南　寿

裕南氏名は梅信　安仙自信の子　文政三年
正月廿三日死

融泉　寿

野崎氏小紫守直の人

遊泉

清水[illegible]氏[illegible]探幽の門人なり

友益　寿

[illegible]氏清[illegible]
[illegible]

伯圓　[illegible]信の子

友益

遊泉

笹川氏寛政元年禁裏御造営
の村清右衛門に図面を[illegible]
[illegible]

友[illegible]

[illegible]川源[illegible]汀人

中[illegible]

[illegible]中[illegible]人[illegible]の人なり
[illegible]

め之部

○明憲太 みの部ニ有リ

○明實 同

○明順 同

○明業 同

○明就 同

○明浦宮鑑 同

○妙澤 同

○明宝

建仁寺の僧侶[illegible]

□日 明業 水左記

業保四年八月廿等身十一面観音一軀□を造絵[illegible]

□日 備後 明[illegible]

陸国新治郡の[illegible]

□日 備後 明源 古本僧綱補任大治五年紀

法橋を[illegible]法金剛院法堂の柱の絵を画く大法師の人

□日 同 明舜

同 天仁元年紀 同 永久元年紀 同 永久二年紀

絵仏師[illegible]法橋を[illegible]元永元年九月六日死[illegible]或ハ元永二年といへり

みの部

○光国 上 土佐氏從五位下倫清卿に任ず繪所預となる大文法眼永春なるの融通念仏縁起の筆者の一人なり二應永年中のなり

○光康 上 姓は巨勢なりて地蔵の霊験の絵巻を画く其間書は兼好法師なり烏丸光廣之鑑定して巻末に識す此巻今東武渉州上山氏に在り

○明恵上人 上 姓は平氏諱は高弁紀州の人なり父は重国嘉應帝の衛士たり明恵北面院政時代の人なり山栖尾に住る國に學者を問ふ上人なりて年十九にして菩提心を発し善知識の曼陀羅を写して本師に献ず日佛師俊賀に補せらる建仁元年正月十九日寂す六十歳

光重 上 行光の子越前守に任ず明徳元年繪所となる

○明實　上　長州刺史藤原共方の孫なり　叡山の僧なり　倫を超出し毎日文殊九龍を図し礼拝供養を修す　貞観十七年七月十三日寂す

○明順　上　絵仏師なり　法橋の位を画く

○光長　上　土佐氏　従四位下刑部大輔に任ず　隆親の子なり　後白河院保元の人なり　或は寿院

○光範　上　姓は藤原　絵所預となる　文章博士　大学頭の官を画く

○光水　上　姓は中原　内匠少允に任ず　大学頭の官を画く

○光定　上　姓は藤原　別教信寺縁起を作る　奥書に官名あり

○光秀　上　土佐氏　従五位下筑前守に任ず　邦隆の子なり　後園融院　正安年中の人

○光重　上　土佐氏正五位下越前守に任ず　行光の子　行廣の養子　後所と云ふ　後園融院　永和元年

○光顕　上　土佐氏　従五位下紀伊守に任ず　隆兼の子なり　吉光の養子なり　後園融院の人なり

○光弘　上　土佐氏　土佐権守に任ず　光重養子　行廣二男　是より土佐氏と稱す　後花園院　永享の人なり

○光正　上　土佐氏　従五位下越前守に任ず　光秀の子なり　後園融院　永和の人

○光輔　上　土佐氏　光重の子なり　後花園院　永享の人なり

○明業　上　水左記　寿保四年八月九日　等身の仏像を画く　現海と以て講師となる

○光季 上 土佐氏北弾正権守に任ず光弘の子なり後花園院永享氏の人三位に昇る永隆卿の孫なり後花園院永享氏の人

○光周 上 土佐氏従五位下刑部少輔に任ず光弘の子なり後花園院永享氏の人

○光兆典司 明兆 中 名は明兆羽黒同名又吉山と称す淡路の人僧世の画法道釈の像に宗れ李竜眠を用ゆ雲行水流の姿天性自得超絶して神に入る水花鳥に長ず所々に多く佛像人物あり朋兆が朝廷一乃名画〻〻勝定院義持公に賞愛せ〻る異傳云東福寺南明院の住別名赤脚子破草鞋宗明と云〻後光嚴院文和年中死也永三十四年八月廿日七十六或書は永享三年八月廿八十歳にて寂せりと

○光信 潮泡 中 土佐氏光弘三男廣周の養子なり先祖藤原の氏族なれども是より譜代土佐を称し宮に仕ず故に世俗呼て氏とに繪所のあり〻〻後〻後四位下刑部大輔に任ず和画の後民妙に萬物を写す〻〻陽花園院永享年中死人なり明応十年卒九十余歳

○光茂 潮泡 中 土佐光信の子なり享徳禄五年刑部大輔に任ず和画の後民妙に萬物を写す〻〻陽花園院永享年中死人なり明応十年卒九十余歳

○光起 中 土佐氏従五位下左近将監に任ず刺髪して常昭と号に法眼に叙せ元禄四年九月廿日卒七十五歳光則の子なり

○光持 中 土佐氏至圖の子なり光信の父なり廣周の實名なりまた可否氏土佐に仕ず少弘院至徳年中の人なり

○光吉 中 土佐氏光元の子なり泉州堺に住せ刺髪して法名久翌と号に慶長十八年五月五日死年七十五歳

○光範 中 後所預後承光分範文章博士なり兼ね大膳会津屏風を忘れり

○く 光益 中 土佐氏光信の嫡子にして其家を世々に
[illegible]土佐光[illegible]の子なりし後柏
原院永正比の人

○め 明乾 中 世姓を[illegible]に[illegible]く観音の像を画く画
中に金泥の字にて其文字明兆の
似たり画法[illegible]走りて[illegible]らく
明兆興明乾と[illegible]すの又その徒の傑なり
者なり

○民部丞 名画者録
○民部 中 名画拾遺 [illegible]世の画家にして土佐氏と並ぶ大内殿び
[illegible]の画[illegible]を[illegible]或書[illegible]
絵所[illegible]
永享七年十一月九日大日朕士の四仏の像
を[illegible]て画所民部僧[illegible]在て其
[illegible]

○め 明浦宮鑑 中 勢州の人なりこれ名られ印文[illegible]あ
り墨梅[illegible]く甚清奇なり遠
く浦之が風[illegible]とす[illegible]ぶ

○く 光元 中 土佐氏従五位下左近将監了任す光
茂の[illegible]なり永禄十二年十二月十三日
戦死す三十歳

○め 妙澤 中 僧 [illegible]名八周沢或八龍湫[illegible]西山
天龍寺[illegible]寺院に住す[illegible]不動の像を画く
又墨絵の[illegible]
高僧傳 嘉慶二年九月九日寂す八十一

速仁南禅

○く 光則 中 土佐氏僧名源左衛門尉光吉の子なり
寛永十五年十二月十六日卒す五十六歳

○く 光久 中 通称 [illegible]千代土佐光信の女なり狩野元信の
女 妻[illegible]和画を善くす[illegible]氏の故実
を画く

○く 光信 専 狩野氏右京進と称す永徳の嫡子な
り画力父に及ばず然れども和画の風
[illegible]にて[illegible]
○六月帰洛の途中[illegible]勢州の[illegible]名張
[illegible]京[illegible]
四十四歳[illegible]て死す[illegible]慶長[illegible]年
[illegible]初代[illegible]

○く 光正 専 狩野氏祐清の子なり[illegible]画の布袋
[illegible]
狩野氏[illegible]水戸[illegible]
西[illegible]

○た 道信 専 牲川氏[illegible]同じ[illegible]
[illegible]

○く 光信

○く 光興

吉村氏周山と号す又探仙と[illegible]
信[illegible]

○光成　土佐氏従五位下刑部大輔に任ず光起の子なり後剃髪して常山と号す宝永七年三月廿一日卒す六十五歳

○光祐　土佐氏初名光高従六位下左近将監に任ず光成の子なり宝永七年七月九日卒す歳

○光芳　土佐氏従五位下左京亮に任ず光祐の子なり後剃髪して常覚と号す安永元年十二月廿七日卒す七十二

○光淳　土佐氏左近将監光芳の長子なり明和元年十二月六日卒す三十一歳

○光貞　土佐氏従四位上土佐守に任ず光芳の子なり[illegible]宝暦四年閏四月[illegible]累代家業[illegible]所預西家[illegible]

土佐家書上寛政記

○通躬　中院家　右大臣従二位歓喜院と号す光貞の子なり[illegible]元文四年十二月三日薨ず七十九

内大臣通茂公の男

十二歳

○光葛　中村氏　土佐光吉の子なり後陽成院文禄[illegible]光葛或は光勝と称す

の人

○光雄　土佐光吉の子なり

○光明　土佐光吉の子なり

○通根　久世家爾権大納言正二位従二位に叙して図絵を善す文化十三年十二月廿三日薨ず七

十三歳

○光時　土佐氏正五位下左近将監に任ず光淳の子なり

院子中南

○光範　中　絵所預菊系光範文章博士を兼ね大学頭に云々[illegible]

或書に東海瓊花集を引て壬午の秋吾友古月明公外史余に託して山水の図に題せんと[illegible]同門明室叟の筆なるところ[illegible]あり

○明室　中　名画拾彙

み

○通村

中院家後十輪院と号し正二位内大臣なる中納言通貫と称し権中納言通勝の男なり母は後陽成天皇の女丸の子を生まれ寛永十七年

光正

将野氏なり元信を祖とす

○光純

何れの人なるか

○光廣

何れの人なるか

○光保

何れの人なるか

道信 専

将野氏常州水戸なる人なり或いは猿出のる西山義公に仕へしと

○光忠

何れの人なるか

土佐家の人なるか

道親 土佐家

道孫 戸田氏

○光廣

烏丸家光宣の男なり権大納言正二位なるうて初祖図布袋等の墨戯

歌色草花すべて最秀逸なり元禄四年歌仙を画く正二位に叙せられ享保十五年七月十三日薨年六十歳

系譜雑記 色香景

○満昌

世姓を詳かにせず墨花を画く

○通尹

系譜雑記

亀谷家又通友久我晴通の孫正五位下兵部少輔

○山

岷

或は振山と作る 岡氏名は煥宗君章通称利次郎 安藝の人なり 宋紫石に学ぶ 松井栖の

嘉永氏の人なり

得自性寺と号す

精巧なり巌谷を揭る

嘉永氏の人なり 筆画を能くす

嘉永氏の人なり 岡煥画とあり

○通誠

久我家内大臣従一位を時通敬の子通

縁又通親の孫

六十歳

光明

花野氏光吉の人なり

妙澤和尚 中 諱ハ周沢或ハ龍湫と号す夢想国師の
弟子天竜寺寿寧院に住す不動の
像を画く又墨絵の達人あり牧溪顔輝を
学べり

○光友卿

従二位尾張大納言徳川右兵衛督源
義直の男なり松花堂昭乗に学び能
画をなすよく能書を好む元禄十三年
十月十六日薨す七十六歳

○光顕卿

外山家なり宣勝権大納言正二位
まうる日野弘資卿の二男外山家の祖
なり元文三年四月十三日薨す八十七

○光業卿

高丸家内大臣正二位なり永昭真
院と号す左中弁宣定の男延享五
年三月十四日薨す六十歳

○通晴卿

愛宕家権中納言従二位なり
通統権大納言通福卿の男なり
元文三年十月二日薨す六十六

○通村卿

中院家なり通貫内大臣正二位なる
後十輪院と号す権中納言通勝卿の
男兼應二年二月廿九日薨す六十七

○光元妻

某氏の女なり初府君に嫁し人
第のち光元に上使を通物語となり

口 孫七

枕草子 慶長四年九月十三日・七二十

何世の人ともしらず通師なり
双紙扇等を画く慶長頃の人なり

ふ

○不昧 上

○浴鄉

○常燿

抱素齋

○種磨 上

後条九 三十一ウ

高野帝神護景雲三年五月大

岡忌寸の姓を賜ふ

○信義 上

は

○旬加 上

百濟の画子なり崇峻帝の元年本

朝まいる

○勝道 上

僧

俗姓は秦田氏野州の人なり

塵寰を厭

日光山に振古

日国神祇

延暦の初め往

ちうひつつる絶頂より勝所をうつして神宮等

を創む弘仁の末寂年七十餘歳

○聖徳太子 上

用明帝の第の皇子なり

位

手壬辰の春三月

生れ

目画の像

難波天王寺にあり

大さ

常人のあり

推古天皇廿九年二月

薨

○新鳥上人 上

皇后宮大進

名は範宴初名善信坊

和尚のつ倡

後法然を師とす

俗文禪定

を開き弘長二年十一月廿日滅す九十歳

○聖武帝　上　諱は聞　文武帝の皇子なり　法諱は勝
満願金の宸画あり　天平勝宝八年五月二日崩ず寿五十六歳

○俊英阿闍梨　上　生處を詳にせず　阿闍梨と号す
名画拾遺　画工便覧
年十二神将を画く　祈願を書して薬師
寺に遣はしたり　神異あり　祈るに
雨降りぬ　後漢章帝遣はしたり

○如信尼　上　諱は實恵　法諱は勝
名画拾遺　親鸞上人の子　親鸞上人の嗣
の赤童子の影あり　常州磐船願入寺に住す
正安二年正月四日寂す六
十二歳

○思堪　上　或書に堪世の形ありと云ふ
名画拾遺　画工便覧
仁文明の名称あり　何なる人なるか未詳
あるものの母山水鉢を見て頓悟
とあり　中山内大臣藤原
中山の名人か

○勝尊尼　上　法諱は實恵　親鸞上人の嗣
十四巻　画工便覧
元亨三年十二月十九日　仏法性寺住正
月十九日　或書に仏法
元年四月卒六十九歳とあり　何れか是なるか
未考へず

○守敏　上　京師の西寺に住す　東寺の空海と法
名画拾遺　を争ひて遂に移す　うて十六羅漢の
図を画く　今東武陽島　隅寺に見る
模幅を蔵す

○常明法印　上　姓氏未詳　法印に敏
盛公常明を画く　清
平家物語に出づ
曼荼羅を画く

○常暁　上　阿闍梨と号す

○實恵　上　佐伯氏豊州の人なり　椎尾の僧侶と称す
弘師を師とす　秘契を伝へ
東寺の長者に任ず　天長四年河州観心寺を創す　兼和三年
西年十月十日入滅六十二歳

○宋濟　上　土佐氏兵部少輔　絵所なり　光顕の子
也融通念仏縁起の筆者の一人なり　永
永三十年二月二日寂す

兼澄 上 林川の長吏正二位内大臣師家公の子
小川僧正と号す 悲曇の師なり

○慈雲房 上 諱は賢真 画図をよくす 金岡の人なり

○勝賀 上 宅磨氏 法橋 位を叙 疑らくは證賀
東寺長者補任 東寺の長者 五巻本 東寺の画工 建久二年 切
に新しき屏風をつくり勝賀をして十二天を
画かしむ 其後家流二品法親王守覚の
画師なり 其後又橘賀と号す

○良源 上 木津氏 江国浅井郡の人なり 比叡山の
慈恵大師 伊豫の人 神影を画く 今も存せり
恵心便覧 叡山の人 天台座主大僧正 永
観三年正月 元三大師と号す 永
観二年正月 元三大師を七十四歳 慈恵大師
と号す 後嵯峨帝寛元の人

○兼澄 上 小川僧正と号す 勝りの長吏なり
恵心便覧 僧 正二位摂政内大臣師家公の子

真海

上 僧正 空海 弘法大師

○周制 上 弥陀及び弘法
名画拾景 大師の像を画く 今存せり
高野の記 大師の画像渡来をこれを
の像を亮毛まったがはもっぱらなり

○栄叡 上 能画 法然上人一多善導大師を
法然上人行状 見奇 見竟て後宋に渡る 其後宋朝より善導大
師の画像渡来をこれを夢中に見はべり

○大解 上 諱は大解 雪竹原の法嗣なり
名画拾景 元に入て諸老宿に逢 帰朝して萬
寿の席を華もよく仏祖の像を画く 筆格
凡まこと気韻尚動 正納 法師のそれ

○真海僧都 上 蓮蔵院実深僧正の弟子 仏師にして

○重宗 上 兼保四年八月六日正身金剛像の釈迦
名画拾景 兼師観音延命十面天体を図絵
水左記 たてまつる 一鋪 国心院殿
講師とまうす

○淨賀 上 法眼り叙し信州康楽寺に居り始て親鸞上人の行状をえらび大丈坊を
親鸞上人伝絵詞 傳 明らかなり

○俊成 上 始の名は顕廣正三位皇太后宮大夫出家して法名釈阿と号て歌頭を加ふ頗る思新あり歌
名画拾景 十四巻六十三軸
画をかく 仙の図今に伝ふ元久元年十二月晦日薨す
九十一歳

○松栗上人 上 和州般若寺に僧あり図画をこのみ
上

○實圓 上 播磨法橋と号し図画をこのみ建
名画拾景 武五年法隆寺の太子傳を修補す

○眞濟 上 姓は紀氏洛陽の人朝議郎佛圓園
釈書五三ノ 弘法大師(延暦九年生る)に師事して密教
東寺長者補任 元年入
唐帰朝の後修正会を
紀氏系図 二十四ノ
唐土大師入定の後肖像をうつす師の霊夢
晴を直ちしとなり貞観二年二月廿五日
逝す六十二歳廿六日辛丑六十一高雄修正会を
紀修正とも云

○修理 上 土佐氏

俊英阿闍梨 上 常て農業して師如来十二神将の
像を図し霊験あり後深草帝
の内宮の[illegible]となる

○俊賀 上 法橋を叙し今高山寺にあり和の屏
名画拾景 漢像は幅に倭賀の筆にて
明恵上人自らの筆にて満月曼陀羅を写し
後に仏師法橋俊賀補写

俊成 上 皇太后宮三位又は正四位下俊忠卿子
画をかく元久元年十二月晦日卒
一歳叙阿と号す

○圓仁 上 姓は壬生氏下野の人なり
新旨三ノ巻ノ
清水寺縁起十五ノ
画工使覚
尋い出家仁
唐寺の住僧となり不動尊の像
慈覚大師伝
慈覚大師伝
慈覚大師伝

文禄をして其ちを画りしもそかちる龍
也

兼澄 上

橋川長吏小俗正と号に又八正二位内大臣陸家の男なりて仏像を画く粗金岡の筆風あり

○寂蓮法師 上

俗名藤原定長 俗名藤原為家 寛仁三年七月十九日卒 或廿日といふ

始の名い定長 入て寂蓮と号す 又俗名阿闍梨常縁 俗五位中務少輔俗名藤原為家の子 定家の弟 の弟 定家の弟 の弟 定家の弟 の弟

古来の和画いまだ宋元の風を学ばず
如拙もまたこれを学ばず大に其法を
得たり（下文は支清の字なり書之云）別傳に如雪蘭芳軒と名つく
大明国の人なり後小松院應永年中に
来朝も祐清の弟とある周文これまた
うつて画を学ぶ也和漢の相違考べし
東福寺に如説という画僧あり同人か
これ又考べし

如説 出

文 書ニ如説式ハ
或ハ如拙又如雪ニ作る乱芳軒と号し
東福寺の僧なり（所住を云）明兆を師として丹青
の妙示かいうる形の似るにうつくしく多く神氣活動を
要とす筆墨秀潤なり惜く其業師多くして
特世氏祐清これに倣ふとあり又相国寺に住を九
州の人に如拙という人あり又或書には如雪乱芳軒
と号す大明国の人なり永年中に来朝す祐
清周文これに倣ふとあり
識者に決す可し

（後松院至德元年の人なり）

如拙 如雪如説共に同人なるべし

○周文 中 字八等慶春と号す相国寺にあつて
僧 都関となる凡い生国薩摩

○俳諧

名画拾景

○せ

○け

山陽の南辺に大石窟あり昭覚自ら十八
羅漢の像を画て窟内に納め庵を岩下にむす
其後僧建順ともに窟中に釈尊四羅漢等の
像を彫る至德元年九月十一日寂

（国西遊日記寺に兼三人丸を以て芙蓉仰ぐ全）

古来の和画いまだ宋元の風を学ばず
如拙もつぱらこれを学ひ大に其法を
得たり（下文に如拙の字あり）（書に云）
大明国の人なり後小松院應永年中に
来朝す祐清の師となる周文これを
うつて画を学ぶ也和漢の相違考べし

東福寺小如説とする画僧あり

如説 出

（文）或ハ如拙又如雪ハ作る（書ニ如説ニ）
東福寺の僧なり（所住を）明兆を師として丹青
の妙示かいなる形の似るにうつれる多く神氣活動を
要とす筆墨秀潤なり惜ハ乱其筆所多うして
特性氏祐清これか做ふとあり又相国寺小復を九
州の人小如拙とあり又或書ハ如雪乱芳軒
と号す大明国の人なり（意）永年中に来朝す祐
清周文これか傍ふとあり
識者小決す面しー
（後松帝至德元年の人なり）
如拙 如雪如説共に同人なるし

○周文 中 字ハ等慶春育と号ス相国寺にあつて
僧 都関とする凡山生国ハ薩摩の産

字ハ全カ又我仙と号す又我渓ともいフ江
州山上永源寺の境我渓に居す故ありて此所
人物花鳥ハ三名れを稱すもとも淡彩の山水
及墨画ハ牧渓を奥ふきハ（名祥啓）（世ノ所謂）（後山松帝至德元年の人なり）

○啓書記 祥啓 中 僧 稱す

泰竜西と号ス康西堂の弟子なり（京下野）
国宇都宮の画家丸良氏乃子なり建長寺に
有て書記となる墨画ハ牧渓を学ぶ其傳周
文より出ル佛像人物山水をよくす雜画り
ニミ也後柏原院文亀年中の人也

○昭覚 中 字ハ圓龕（名画拾景）
山陽の南辺ハ大石窟あり昭覚自ら十八
羅漢の像を画て窟内小納め庵を岩下小ム
其後僧建順ともに窟中に釈尊四羅漢等の
像を彫る天正年九月十日寂

（四国西海道寺社帳ニ長府功山寺ニ兼帝寺ニ長府ニ人丸ヲ見テ芳元後
長仲ハ名全）

○倩賊

或書ニ李周文とありて明人の来朝
ひまれ李在字ハ周文本朝ニ
宇ハ寓ニ其家女を娶て男
子を寓しとあり
の産ハ
周文秀文ハ同きなる混会を
朝画史ニ
義性ハ
日録ハ
其画ハ周文六世孫
是倩て秀の字を
又管系
書画譜明の画家
朝ニ来
周文靖
（周文ハ画ニ
冠字

古来の和画いまだ宋元の風を学ばず
如拙すでに学びて大に其法を
得たり（下は文清の字なり書き云）別傳に云如雪蘭芳軒と名つく
大明国の人なり後小松院應永年中に
来朝す祐清の弟となる周文これを
うつして画を学ぶ也和漢の相伝考へ合
又東福寺に如説という画僧あり同じ巻
これ又考へ合

（又書き如説或
或は如拙又如雪に作る所位を
東福寺の僧なり明兆を師として丹青
明兆の筆に似たるにうつれる多く神気活動
とも筆墨秀潤なり惜しむ其筆跡多くうせ
相国寺に住せり如拙清これに倣へとあり又相国寺に住せり九
の人に如拙という人あり又或書に如雪乱芳軒
号す大明国の人なり応永年中に来朝す祐
周文これに倣へとあり
（如拙
如雪如説共に同人なるし後
中　（名全
字は等慶春育と号す相国寺にあつて
僧　都聞となる元は生国薩摩の

（名全）又我仙と号す又我渓ともいう江
山上永源寺の境我渓に故ありて此所
に居するゆえこれを稱するなり也淡彩の山水
物花鳥に長ず馬遠夏珪顔輝の法を学ぶ
後小松帝至徳元年の人なり
中　（名祥啓
世に所謂啓書記あり或は雪渓と
僧　稱す負楽斎
（号又休月
或は下野
豊康西堂の弟子なり
建長寺に
住す書記となる墨画は牧渓を学ぶ其傳周
文すなわち佛像人物山水をよくす雑画
後柏原院文亀年中の人也

中　字は圓龕曆應の初め豊前の大岩屋の
山陽の南辺に大石窟あり昭覚自ら十六
羅漢の像を画て窟内に納め庵を岩下に
建て其後僧建順ともに窟中に釈尊羅漢等の
像を彫る至徳元年九月十一日寂
（豊四濃時寺住屋羅漢人丸を刻て以後
寂仲永年

或書は李周文とかいて明人の書化をなりて
いまし李在字は周文本朝に来りて朝倉
家に寓し其家女を娶て男子を産む蛇
足とも云ふ
の子なり相国寺に住す秀文は明人なりて来化
周文秀文共に同き方なる混合せり
朝画史に集おくこれを知りうる
義性なる周文は禅僧なり多く五岳の詩集
日録に載せ人物を以て世に伝ふ我直庵
其画上に周文六世孫という印章を押す
是偽て秀文の字なり
又笈を負て書画譜明の画家伝を李在に
書画譜の明の画家伝を李在に
朝に来りて周文靖という者ありて
（又世に周文という者ありて
周文靖と共に
一説に周文靖という者ありて
周文靖と共に
同書に混合せり
画説は書画略説
和字彙の誤

○浄宏　中　宅間法眼と号し義堂師と同時の人なり
名画拾遺集　鎌倉法華堂の地蔵菩薩の脇内小署志
て云く絵所宅間掃部法眼浄宏作とあり

○周耕　中　世姓を詳にせず和州多武峯に住す
画工便覧　僧　舟を学てよく水墨の山水をかく極
全書　めて師に似たり人物花鳥これをつぐなうて雪舟
に随て中華に至れり故に其印文に東海周耕
とかけり又狂業周耕又東海といへり

○義道　中　大寺宮世平王の男　後に松院の御猶
名画拾遺集　子なり　法金剛院御室　後又金
剛院と称す　二年の図を画く題書に三條宮あり享徳
二年九月十日　寛正四年　四十六

○慈雲房　中　姓氏詳にせず佛画に雪舟に学びて
物あり金剛院の系譜に慈雲坊賢真
といふ者あり　まこと別人なるべし

○貫法眼　中　図画に工みなり画く所の涅槃像今常
名画拾遺集　州金剛院にあり應永比の人なり

○是庵　中　相国寺の僧なり常に丹青の画工
画工便覧　僧　をたしなむ牧溪の風を学ぶ自ら
自牧と称す又松屋老人と号す　子建西堂
と云りまた雪舟と同時の人なり
記にも見る其後年卒はしらず天文年中の
人なりとあり

○実如上人　中　名は光兼蓮如上人の嗣本願寺九世
名画拾遺集　なり其画く處の佛祖の像今未流の
諸寺にあり大永五年二月二日歳六十八歳

○照陽　中　世姓を詳にせず画法尊陽に学ぶ
画工便覧　僧　よく似たり間に水墨の作あり他
其氣弱きのみ又朱玉と称す　後に雪舟に帝
元仁法の人

○春休　中　雪村に師事して墨戯を為す
雪村を師とせし人なり

○秋沢　筑の前州の僧なり　よく佛像を画く
名画拾遺集　可翁の筆跡を学ぶ書法をよくす
画工便覧　其性其書画と情を故に其筆跡至てまれ
物なり　後拾遺集文亀比の人なり

書林　中　傳記ならびに

○春江　中　名画録に見る　啓書記を師とし傾の熟所の米人物又元信の筆風を兼ね風格士氣あり

○叔瀾　中　名画録に見る　名は澄西堂と号し大石釋五字の神咒をもて尊像の図をつくるこれをいとり　三るに行蟻の如くに列をなし冗動宮こたと

○生雲　中　又雲清と稱す　雪舟の門人とぞ　傳記見る

○壽昌　中　名画録に見る　よく盧鴈を画くたまく雪村に似るあり

○周德　中　僧　詳の宇都宮の人　惟馨と号し雪舟を師として画を好むに山水墨戯ともに妙なる師　東は雪村に学ぶ

師に似たり雪谷庵二世人

○書林　中　名画録に見る　いつれの人とも知し雪舟の門人なり

○出中　中　等春と号し傳記なれど周德の系譜より鈔出せり

○能阿弥　画　中　中尾氏熊阿弥と稱す　名は真　仕て童坊と称する又鷗奇又春鷗奇　和哥を工にし　秘元の記　と号せり書をよくし　画法専ら牧溪を学ひ周文をおのれ墨戲を好せり筆力健活にして平淡高圓中多く墨竹石を画くよく花鳥山水猿猴の類を画けり　実正六年　親元問き

○藝阿弥　中　中尾氏藝阿弥と稱す　学更に　名は真　号す真能の子なり東山殿重陽の仙人を画きし屏風筆法能阿に似て稍氣韻あり

○相阿弥 真相

中 中尾氏相阿弥と稱す又鑑真と

号す一方慈照院殿雪斎と号し真藝の子

坊主にて候て素人とは成る山水人物花鳥の

墨画巧みなり又演形を施し有り清雅

を愛し つべし其傳同文より出る其業法

ハ専ら牧溪を主とし画潔小真相二十七歳

と看せし物あり故その筆を写し

此南都私名寺僧の物にて素人の法を学ぶと雖も東山業政公これを惜み茶事を構へ業政公死し後ハ法名を改め

珠光

中

珠光と号し或茶湯者にいまく素人

珠光ハ和州奈良の人光明寺に十八九年居

廿四五の比より在京して三条にハ庵を結ひ

うつて画を工みにして真筆を作るとあり

○象先

中 よく墨観音を画く業法明兆を学

ふ こゝろ 相国寺の象先譚ハ

梵超先生詳なり又茶宗 福寺寺住

象先慶初と云傳あり 伝ハ是なり 依未

詳なり

○江南 真

中 月船と号し周文に学び又君相似

僧 こりよく山水人物花鳥を画く印

文より方外の文字書けり墨色ハ真相に類

せり 法は清雅にして人なり

○松谿

中 牧溪を学べり又宅磨の裔なりと

云りよく墨観音の像を画く

○周揚

中 雪舟に学ぶ筆法 ゆえ孔雀を画く墨鍾馗を画く

昌地

中 彩色の鷹を画けり

春休

中 雪村の弟子なり

紹仙

首我氏地足と号し玄仙

似牧

中 好て彩花鳥を画けり

結詳

中

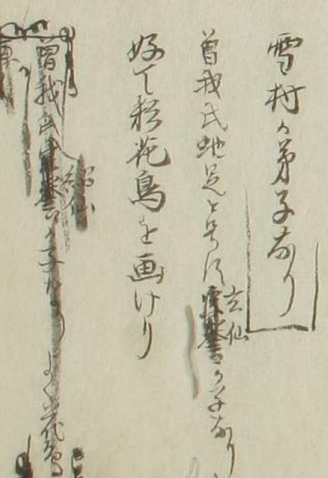

○自當　中　墨山水を為す

○守拙道人　中　周文法を学び墨観音を為す

○如寄　中　姓氏詳かならず。煙屋と号す画後小
大明遊子、翁宗艶、雪舟を学ぶ為す。所神農鍾馗の図あり
すべて彩色人物の像をよく画けり。両賛法師ミれ
大明人の作なり。何者に人物を為すに
人物の像は、其筆法雪舟を為す物ハれ
疑ふべくハ大明の人雪舟を師として在朝
従来せ侍者かとそ

○如圭　中　筆法周文をまなびよく山水を
画けり

○周位　中　僧　天龍寺に住し画をこの道に
名画拾葉　夢相国師の像を多く周位の画を所有

○周豪　中　夢窓国師と同時の人なり其画大き
僧　鉄舟に似たり

○心静　中　何れの人を為すハ四画を好む筆力
画工便覧　功あり

○芝侍従　中　芝琳を為す婦人なり文の風格を傳ふ
画工便覧　像を為す

○新英　中　文珠を為ひして墨戯とあり

○心叟　中　墨花鳥法を為す筆法真相
似たり印の形ハ真相を為ハ仮名
何者法彩の山水の図
同文と号ふ

象先　中　墨観音を為す
うとうふくハこれ相国寺の象先
発起なり画僧なり

○真梁　中　薩摩の人姓ハ源氏紫山の法嗣福昌寺
名画拾葉　の開山なり自ら肖像を画き画上る
賛を加ふ永三十年五月十七日寂

○俊慶　中　後慶とあるを誤りなり雪村の門
名画録ニ案　画法を学ぶ然れども、おとれる
画工便覧　奥州小遺墨を存せり

○順専　中　高野山の僧なり繁昌仏像を画く
画工便覧　寛永九年卒九十余歳

○自宅　中　雪村の画法を学ひ山水花鳥を画
名画拾ニ案　たりいつれの人なるしれず後土御門帝
画工便覧　庶仁院の人なり

○珠賢　中　釈迦文殊普賢を画く雲谷より
似たり其筆法雪舟より出たり

○侍従　中　南都の絵所なり多くは院の日記を
名画拾ニ案　天正十四年十月十五日絵所侍
従伊達家の命ありて言野山の釜
金堂仏龕等を彩色して画るとあり

秋岳

字は林周毋陵の門人なり少して
画を好み壮年に及て周文の
風格をしたふ後有あつて現髪を
剃

○真盛意　中　宝祐院の尼なり性画をよくせ
名画拾ニ案　[illegible]

○将監　中　四人の画工相模寺に住す宝院の僧の粉彩を画く
筑前の僧なり若き仏像を画く
可為の筆風を学ぶ清爽にして其画後代
[illegible]

○秋沢　中　[illegible]

○新屋　中　禅祖及び人物を画く尤墨画
名画拾ニ案　[illegible]東州たり其画[illegible]

○周恵　中　何れの人なるしれず画法雪舟
画工便覧　学ぶ業力風韻尤巧あり京
方形の内に周恵と
仏像の人なり

○次貫騰　中　九州の人画
名画拾ニ案　京の馬遠に業力を[illegible]甚活
動して士気あり

○寺ト　中　或は珠牧[illegible]作る画図をなす
[illegible]

○周之　中　何れの人なるしらず周文を師として圖畫をなすこと甚佳作なり然ども其畫跡甚少し

名畫拾遺集　畫工便覽

○周孫　中　周文を学ひ其行筆学ひ学ひ其筆跡世に傳る事まれなり

○春江　中　啓書記を師として畫くこと宋の山水人物又元信の風格を兼ぬ尤士気あり

○松花堂昭乗　雜　名昭乗　滝本坊と号す男山の名清水の坊官なり又惺斎と号す中沼氏なり　少して男山の登り窯徳を学ひ修る滝本坊の住せし坊隆の方丈をつくりなし自ら松花堂と称せり天性書をよくし畫もまた妙なり畫法山水を学ひ自ら一家の風をなせりよく牧溪の淡墨を学ひて尤その趣を得たり寛永十六年九月十六日寂せし五十六歳

○常盤　院　狩野の新住なる氏義朝の末裔の末孫狩野の母なり後は平相国の妻となる　幼より敏慧を信し十九歳の頃より日毎に三十三幅の観音を写し終れり　筆法元信を学ぶ

○正祐　雜　よく新畫を図せり筆法元信を学ぶ

○慰俊　雜　人物を畫くこと筆法元信を学ぶ

○周元　雜　よく半身達磨を畫く筆法雪舟より出る淡墨尤清雅なり　賞愛すべきものなり

○守絜　雜　よく福禄寿を畫く墨色雪舟を学ぶものなり

○珠長　雜　長谷川氏汝唐天神の像を畫くよく雪舟の筆意を学ひて更に家風なり　信廉刑部卿法眼

○道遥軒　雜　武田氏信綱と号す　信玄の弟なり　天性絵を好てよく信玄の寿像をうつす又信玄の三男信貞の寿像をうつす　総見記甲州風土記　武田系図　甲斐国史　天文十五　十王或は十二天の像を畫く　三月七日死せり

○如慶

住吉氏譜ハ廣通内記ト称シ法眼住吉ヨリ叙シ刺髮シテ如慶ト号ス
乃光吉ノ二子ナリ 寛文十年六月二日卒シ
七十三歳 後水尾帝ニツテ住吉法眼慶恩ノ後ナキヲ憐ミ特ニ住吉ヲ召シ出シ給フ
ノ名アリシ以テ今ニ絵所ヲ司ル 奥ノ
後西院帝ノ時廣通ヲ住吉ノ称号ヲ命シ
住吉ノ社務津守侍從國治別ヲ許ス
(土佐ヲ改テ住吉トシ寛文二年ヨリ称ス)
廣通ヲ住吉中興ノ祖トス

○松栄 寺 (狩野氏或ハ又正栄ト書ス)
称シ古法眼元信ノ三子ナリ 其兄
祐雪早世シ故ニ家業ヲツグ 刺髮シテ
松栄ト号シ法眼住吉ヨリ叙シ画図ヲ家
法ヲ学ブ 元和元年父ヨリ文祿元年
十月廿一日卒シ 七十四歳 或云天正十一年八
月三日八十歳ニシテ卒ス

○重信 寺 (譜ニ直信ト称ス)
ヨク新図ヲ画ク 筆法元信ヲ
学ブ

○兼真 寺 狩野氏元信ノ三男ナリ ヨク山水
人物ヲ画ク

○真笑 寺 狩野氏 (或ハ常真ト称ス)
風ヲ守ル 又信正ト書シ 別伝ノ法眼
真乗トアリ

○真説 寺 名ハ元雪 俗名甚之丞
後ニ宇田川氏ニ法眼宗秀ノ子
永徳ノ甥ナリ 四十二歳ニシテ卒ス

○乗昌 寺 沼津氏 (或ハ又乗ト書ス)
(亜上便覧)
祖ハ世々沼津ヲ領ス 永徳ノ子ナリ 後一家ヲ
風ヲ画ク 寛永十八年ニ没シ

○心海 寺 法橋ニ叙シ 法眼ニ
(名画録)
狩野氏名ハ意信 春笑宣信ノ子早世シ

○春仙 寺 狩野氏名ハ信之 隼人ト称シ元
廣海ト号ス

○春雪 寺 狩野氏名ハ信之 隼人ト称シ元
(秀信)
後ノ子ナリ 徳川家ニ仕ヒ元祿四年
三月八日卒シ 七十八歳

○春笑 寺

○周誉 寺

○心齊 寺

○重政 寺

○春水 寺

○自朴 寺

○春笑 寺

○真笑 寺

○松林 寺

○休山 寺

○舟仙 寺

○周信 寺

○壽碩 寺

○壽石 寺

○昌庵 寺

○

○

○

寛永十七年 庚辰 正 八十九歳

○昌運 専 狩野氏名ハ季信 釣溪斎と号ス 俗称市兵衛 十四歳の時より永徳安信の子となり年を経て永徳の後京都に登り禁内の画を勤む永徳晩年眼病ありて江府の公用都うたく昌運を呼下して公用の画を昌運に画しめ永徳卒して後其子七三郎名市兵衛永真卒して後其子七三郎十三歳の時永真の跡をつがしめ昌運後見たり七三郎後に永叔と号ス正十七昌運狩の老中方に狩野氏を本子とゆつるを他家の弟子狩野氏をきらふゆゑを以て他家の弟子狩野氏を形ふ狩ハ必ず永叔の弟子となり狩野氏うくるをとゝ[illegible]昌運後に法橋に叙す江戸護国寺の蟠龍ハ昌運の筆跡なり其外所々に多し尤目利を好き粉惜のめきくをなもよりて永真外数人押其の市を昌運に譲る元禄十五年五月二日卒す六十六歳

○常真 専 狩野氏本姓 日比氏安信の次人なり名ハ義信 [狩野氏名ハ義信春貞 [狩野氏名ハ義信 [狩野氏名ハ義信 [狩野氏名ハ義信

○常川 専 狩野氏諱ハ幸信隨川甫信ノ子
五十四歳 なり 明和七年八月十九日卒 隨狩野氏と号ス

○真硯 専 熊谷氏名ハ守清通称伊左衛
筑前の太守より付く 或ハ水兵衛と
別所氏推号と云 法名如閑 法名如閑 孫此ノ人

○如閑 専

○昌川 専 狩野氏常川幸信ノ子なり 文
化三年十月廿七日卒

○秀水 専 名ハ尊信同琳波信ノ四男
狩川氏江戸より住す 安信ノ弟
なり

○常春 専

○松伯 専 狩野氏探幽ノ子 或ハ松柏と称ス

○松白 専 狩野氏雪川と号ス法橋ノ叙
松栄ノ弟なり

○松雪 専 狩野氏松伯ノ子なり
号ス氏 或ハ小山本氏と
江戸より住す 安信ノ弟

○真益 専

○秀水 専 狩野氏名ハ尊信同琳波信ノ四男
なり 松平甲州侯守の侍医なり

○昌雅 専 常世氏名ハ李時昌建ノ甥
多世家則ノ子なり

○壽川 専 野崎氏名ハ常秀後ノ壽軒と
号ス氏 俗称和平二名信老年の
禅寺ノ居ス 法橋ノ叙ス 江戸湯谷

○春湖 専 狩野氏達ハ全信春賀卓信ノ子
なり 永ノ弟なり 人となりて狩野氏

○重信 専 狩野氏俗称永馬順雪ノ子なり

○周伯 専 田寺氏江戸より住す 甘信ノ弟なり

○壽川 専 狩野氏達ハ甫信栄川ノ長子
早世ス

○信海 多賀狩家 名ハ孝雄覚花洞又玉雲子と号
し豊後坊と称す男山八幡の社僧
なり画を好て脇本坊の筆法を学ぶ
又狂歌をよくす

○常真 専 狩野氏本性石田

○勝以 何れの人なるか詳ならず 故事人物歌仙絵を画く土佐氏
の法なるか 安房の人なり 了知ノ子なり 一説に大和の人 寛永度

○紹佐 せ

○乗圓 画法

萩の坊と号し又玄之子或ハ玄と

墨画の人なり 淀屋圓庵子 元應と

大岩色のものあり 男山八幡の社僧なり

院より位 自浄庵と号し延宝元年五月廿日寂年五十二歳

蓮軸 遍林寺墓石あり

○丈山 支山吟猩 石川氏諱ハ重之六て山人の

世朝山人 画西窩 至樂窩 大樹 鄙山木 山村東溪三足 老人藪里 の諸名あり

烏繼舞 神祖に仕る画格特別家より出て寛

寺村に住る 文十二年五月廿三日寂年九十歳

詩仙堂頑仙子 華月海晴月楼 梅関

○春卜 室暦中法師八十四

大岡氏名甫政

法眼に叙せ 名ハ南政

○春川

春卜の義子なり 冊もとよりて

法眼に叙せ

○春洲

有元氏 春卜の 平五

吉村氏名ハ元興 ハ法橋 又ハ法眼 と云

○周山 要畧

法眼位に叙せ 元信の門人なり 後に

一家をなす 安永二年 性川死

寺 狩野氏名ハ興信 春信 春信 と号 実ハ

○春貞 多才なり 或書に信興に作る 文政二年

八月廿八日死六十五

○元信 要畧

桃川氏 ハ狩野氏 ハ

ふ後に一家をなせ

○如春齋

山本氏名ハ典壽 摂州西宮

人なり画を狩野常春高に学て

よく其法を得たり

○若芝

河村氏字ハ蘭溪 紫陽と号

世に若芝鐔と称 又狩野比丘或ハ風狂子と号

木庵 祥瑞に法を受 ハ此若芝

四年十月一日寂 宝永

○若冲

伊藤氏名ハ汝鈞 字ハ景和 平安

の人なり 京都に住 年米翁と

称 画法一家をなせ 寛政十二年

歳七十八

○春甫 宝暦記

江村氏平安の人なり 画を探鯨

に学ぶ 其法を受 寛政

山木氏 画称 数馬 原拳 の人なり

○礼

○若元

本姓詳ならず華山と号し又凝翁と号す河村若芝を師とす
て師の氏を称す河村氏を称するの
長崎に住す元禄年間肥後に仕て
肥前佐賀の人なり延享元年五月十日卒す年七十七歳

○若麟

山本氏俗称丹次郎若元の長
子なり長崎に住す名は長昭瑞
翁と号す享和三年正月四日卒す
八十一歳唐館公用支配人なり

○蕭白

異輝一地
曾我氏蛇足軒と号す又如鬼或
八蟹る山鬼伸舟の諸号あり画法
西云谷流を学ひ曾我蛇足の法よりおの
なり山水人物皆濃墨剛勁なり

○俊明

五十嵐氏俗称して吳氏と称す字は吳修明云
方篤孤或は方徳と称す又穆菴と号す
なりしあ物産良信の学ひ後梁楷及び
張平山を学ひて其画格を変ず天明中
歳卒年八十二歳

○心越

俗称
名は興儔東皐と号す明人なり
寛永中に帰化し祇園寺に住す水戸に住す
書画に工みなり元禄八年九月廿日寂す

○常山

名は元愷小栗宗栗の後裔なり
侍に工みなり

○十洲

名は光瀧字は萬年平安に住す
詩書画をよくす

紹仙

曾我氏宗夫の子なり画をよくす

○紹祥

曾我氏地足軒紹仙の子なり画をよく
花鳥を画く

○如流齋

雛屋氏俗助と号す画を探山に学
ひよく其法を得たり

○蛇玉

苫城氏名は孝子原字は子明浪花
の人なり

た

○琢舟

○暘山 要書

勝山氏琢舟 画を如流高に学ぶ彩色極めて精巧なり

○始興 要書

渡邊氏永馬 通称 初め狩野家に学ぶ後一家を成す 画法光琳の風を尚ぶ京師の人なり山水に長ず梅花は光琳の筆を学ぶ

せ

○繡江

神代氏其称国吉お同しきを以て然代氏とも名は斐字は淇瞻俗名彦之進長崎の舌官なり画を来舶人沉銓に学ぶ花卉翎毛よく其法を得たり安永元年十二月廿八日卒す八十年

せ

○紹叔 冠字れ

曾我氏蛇足十三世の孫なり江戸浅草寺に住す蛇足の弟子紹叔の父筆跡なり紹叔は蛇足九代孫なり画は百錢

○松軒齊 名西於三案

何れの人なるか詳かならず多く仏像をよび十二神像を画く功あり又絵をよくす筆墨をふとうす

○周樹 相 名西於三案 西三使覧

雪舟の筆風を学び高邦に住す其画功あり器越少しく粉本を嗜む古画を鑑

○周珍

姓氏居住を詳かにせず

○秀葩

石川氏名は豊信初め重長と号す宝暦中の人なり

○松月

名は富信

せ

○正甫

何れの人なるか詳かにせずよく鶏を画く生意あり

○春琴

浦上氏名は選字は十千備前の人なり九華と号す平安に住す詩を

ニ三ヨリ又花卉山水を画き玉堂に学

○真康 僧

仲安と称す水府の人なり九華山人又意足道人と号す人物墨

術をよくす

○重利　何世の人とも詳かならず

○夙夜　姓は餘青本氏名は俊明字は大初春塘と号し又八岳と号す或後明俊
大雅に学て山水をよくす後大雅堂二世と云

○證覚　僧　阿波の州海部郡真奥願寺の主僧なり大年京師に於て大雅に従つて書画を学ぶ性遅鈍にして七十歳に至て漸く学ぶ所ありて其筆法を得たり

○士朗　井上氏朱樹義と号す又緑萼軒の人なり詩を以て名を世に著はす居州范吉を師として墨竹を画く文化九年五月十六日歿す年七十余

○春拳　姓氏を詳かにせず阿波の人なり春拳を師とす彩色明麗なり

○詩佛　大窪氏名は行字は天民別号詩囊堂と号す常陸の人なり江戸に住して年毫を与へ詩を以て名を世に著はす書を好て墨竹を画く甚気韻あり

○舟月　紫山と号す法眼位を叙す

○順定　何某人なり俗名を見ず

○秀石　浜皇遠氏長崎に住す清画師画目利を兼ぬ支那の俗逸然を学び後に一家を成す其画く所の名書を知る世人誤て此画とする者多し宝永四年正月十六日卒す九十一歳

○秀朴　壺溪氏本姓度会氏秀石の子壺溪と号す清画師画目利長崎に住す
をとめ亭保年間法橋度会氏苗

[illegible]て号を以て氏とす[illegible]陸奥の国
相馬藩なり甚画く所名を記さず宝永
六年卒す九十五歳

○光秀

波多氏字ハ文明俗名八郎兵衛
長崎ニ住す波多秀信の後裔なり
浦田画院画利を伝をりぬ画く所名を
しるさず享保廿年六月二日卒す

○秀渓

波多氏俗称文次郎秀林の
職を継ぎ長崎ニ住す其画
く所名を記さず宝暦元年三月卒
す五十歳

○秀鈴

波多氏俗名吉十郎秀彩の
子なり長崎ニ住す偏に毛の虎を画き
一家をなす世に吉十虎と称す八十余
歳にして卒す

○秀彩

波多氏俗名丹次郎画利後
を継ぎ長崎ニ住す秀渓の子なり
画く所名を記さず宝暦十一年二月廿
九日卒す

○秀實

波多氏俗名岩次郎長崎ニ住す
画利を継ぎ秀鈴の子なり画
法父に学ひ又南蘋の筆法を学ぶ四十
余歳にして卒す

○重春 女

俗しふ野村宗達の女
ものなり
京文伊兵衛と称す父の字を用ひ

○周達

姓氏を[illegible]
花を画く周山の人なり浪
華に住す

○如清

姓氏世信系名ハ周保法眼の称
筆法狩野家より出つ

○秋山 女

名ハ雪保字ハ桂月桜井雪館の女
なり江戸ニ住す画を其父に学ぶ
世信氏大坂の人なり[illegible]画を大
岡春卜に学ぶ文化三年卒す八十八

○尚卜

○松花

後田氏平(松)藝州侯の家臣
なり

○紫沢

野村氏俗名吉兵衛雪舟の筆
法を学ぶ長州の人なり

○周卜

玉仙院と号し法眼を叙す

○祝雁斡

武家氏原平如をしらず

○常智

松浦侯の画師なり

○唱(た)但上人(僧)

如来寺の開山なり 但唱上人と
称へいつる

○松葉軒

姓氏をしらず名書は洛陽隠士と
あり

○尚濂

紙園氏南海の子なり鐵舟又鑑食船と
号す墨梅を画く覚政三年歿年七十九

○自庵

隆達と号し氏を祿寿中の人なり
字は子文静斎と号し江の人なり

○諸葛監(豊岳)

沼津氏葉昌の子なり画をよくす

○葉天

○重威(ち)

大原家正三位重威卿張孔堂號
号は茶の稽中納言重平の男なり
負直々の男なり好て国画をなす
歿る九山慶華の門に稽あり 天保九年八
月廿八日逝年

○正雪(せ)

由井氏通称民部卿助張孔堂號
武術のもしらて国画をなす
其筆風歿る松栄の画稽あり 慶安
四年七月廿五日駿州府中において自
殺年四十七歳

○若風

名は英祥梧蔵と号し或は梧
亭と称す長崎の住人殖物目利
後をつとむ安永九年七月廿四日辛未五十八歳

○世 緒山

熊野の子なり 俗称錢屋利左衛
門と云ふ名は亨字は習文と号す

○松德

左松の門人なりと云ふ詳
なら[illegible]

○斯英

何なる人なるかしらず能く山水を画く
筆風周文より出る

○昌地

彩色の画を画く筆風周文を
学ぶ

○[illegible] 重之

酒井氏元雍寺に住す其画ける
松の鷹の図を見るに毛羽細密
[illegible]て頗る法勝寺松の[illegible]
[illegible]て会作なり

○真敬

一乗院宮後水尾帝の皇子正
覚道人と号す宝永三年七月
六日薨す五十八

○寂如

西本願寺名は光遍愚舟と号す
[illegible]る良如上人の子享保十年
七月八日寂す七十五

○乗如

東本願寺名は光邁愚山と号す
大僧正[illegible]る従如上人の子寛政
四年二月廿二日寂す四十九

○[illegible] 宗佐

千氏天然[illegible]と号す千原政
[illegible]宝暦元年八月十三日歿す
四十七

○式子内親王 名四拾嘉

上後白河院の皇女平治元年斎院
[illegible]ト定[illegible]萱斎院と号す又大炊御
門宮と称す後出家して義如法と号す[illegible]
[illegible]嘉[illegible]貞永二年三月廿[illegible]典侍
[illegible]ら[illegible]村雨斎院より賜ふ所の
次の絃二巻を[illegible]

○芝山

那須氏名は資明通称与[illegible]一郎
好古又山[illegible]と号す画を宋紫石

よりあふ天保七年正月五日没す

○常庵　専　神足氏善左衛門と云ふ採桑の妹舞句

○常竹　専　可児氏常信の人
春朝齋と号す
竹原氏通称門次大坂の人安永以の人
都名所図會を画く安永以の人

○信繁

○常知　専　片岡氏常信の人

○珠光　中　村田氏或は一武野氏南都称名寺の僧二十年住す
紫野大徳寺真珠庵を住す墨本邦
茶道の始祖東山義政公珠光を就て茶式を
学ぶと云ふ又戯画をよくす
五月十五日没す八十一

（和州奈良の人　獨靈庵又一閑居　真南星と号す）

（画もよくす紙屋）

○春屋　名は宗園一愚子と号す大徳寺百十一
世なり笑嶽宗訢の法嗣慶長十六
年二月九日寂す（八十三）天真禅師の号を
賜ひ再び住す圓鑑禅師の号を賜ふ

○後恭　太下氏大和守護の任武芸輔像紙
の男実は伊賀守後量の四男
七の豊後日出の城主本下家は此人の裔
なり

○氏庸　戸田氏乗女正　侍従
従乗女正氏教の男　実は祇卿松頼と号す　従四位侍
の城主　濃州大垣
年三月十九日卒六十二　天保十二

○支考　各務氏濃州盤子
俗称は義文墨蹟をよくす獅子庵
野盤子東花房西花房見弥白狂蓮
二房十一庵花表人桃花仙鍛丁鱗鱗
乙子黄山老人麥蝶子等の諸号あり享
保十六年二月七日没す六十七

○師卒　義川氏[illegible]字号を[illegible]
師宣の子として其画父に
及ばざるといへども[illegible]
侍[illegible]

○舜水　朱氏名は之瑜字は魯嶼明人
なり寛永中[illegible]化して水戸侯
もって師となし[illegible]平の画尤逸気あり
天和二年四月十七日死八十三

○乗信　寺　[illegible]氏通称治部少輔永仙元信
十三　の二子なり永禄年中[illegible]七

○紹興　[illegible]我氏[illegible]

○守等　尾形氏文元守房の父なり[illegible]住
なり

○信茂　上　大阪平[illegible]正月十日信茂[illegible]
[illegible]の平[illegible]の絵[illegible]

○周圭　寛政記　[illegible]氏
中法隆寺絵殿の絵の新図を
[illegible]寛政元年禁裏御造営
の[illegible]図を[illegible]

○正栄　寛政記　寺　[illegible]氏寛政元年禁裏御造
営の[illegible]図を[illegible]

○春山　寛政記　大岡氏寛政元年禁裏御造
営の[illegible]図を[illegible]

○周峯　寛政記　[illegible]氏寛政元年禁裏御造営
の[illegible]一[illegible]屏[illegible]図を
[illegible]

○信繁　名画拾葉　武田氏左馬助と称し大信正信玄
思寄日　の[illegible]永禄四年九月十日信
州川中島[illegible]戦死[illegible]其画跡甲州
の寺院[illegible]

○周榮　何[illegible]元信の画格を
[illegible]住[illegible]

○親長

蜷川氏入道道標と号す大和守
親俊の男新左衛門尉を経て
図書を経て其画けるを宝鏡の図今嬉家
伝ふ慶長十五年五月八日卒七十八

○真盛 中

宝菩提院弟子真盛首座と号す
男天狗の像を画く
少納言隆仲の
真筆伝覧
翰林葫蘆集巻四

○賢朝

源形朝臣の二男なり 幼名千幡君
建久三年八月九日 鎌倉に生る
建仁三年九月源実朝の長男征夷大将軍
を任じ政務のいとまを好て学問を
兼久元年正月二十七日薨じ二十八法
世十七年なり

手代記

○常良

姓八百濟備前少目を任じ元
慶氏の人なり

菅家文草
巻七
十三オ

○春水

宮川氏長春氏子三郎保氏の人
なり

○上猪

天平宝字
元年

姓吉宗正三位中納言なる武彦宇合の孫清成
朝臣の子なり 弘福院大法師又蜷渕又感神契
居士と号す法名圓戒 天平年中河内
国葛市尾山寺に移住し
浄土堂一鋪を画き
四年九月廿四日国の
射船さる四十九年
を政を長正一位を賜る

天平宝
字元年

○種継

天平元年
延暦伝録

姓吉宗正三位中納言なる武彦宇合の孫清成
朝臣の子なり 弘福院大法師又蜷渕又感神契
居士と号す法名圓戒 天平年中河内
国葛市尾山寺に移住し
浄土堂一鋪を画き
四年九月廿四日国の
射船さる四十九年
を政を長正一位を賜る

○證如

往生伝
上十文段

摂津国豊島郡伊丹尾寺の住なり 国郡の郡
摂使たり府生時原佐通の男 天応元年
四月五日生る 大六五孫の阿弥陀
仏九軸画絵 [illegible] 法華経を
書写する六部なり 貞観九年八月十五
日 [illegible] 仏前なり
して滅す 生年八十七

○寂源

左三位高藤卿
[illegible]
中巻十二

土御門左大臣経信公の五男少将 左 従五位下
年中十九なりて出家し法名寂源大原入道と号す 或説に
つたへるの像を画かるる 治安四年二月二日滅す

原の時叙 天元
[illegible]

上乗院

藤原氏名ハ彰子一條院ノ母ノ弟 法成

師房

覚

信敬

信範

順徳

常暁

春日宋

同朝臣貞親七年十月廿日遷

口秀村　快元僧都記　天文三年九月

何れの人か天文三年十月陽陰の彫物義と墓碑侯の彫物ホ彩色せ

口辨牧　備後国　東寺西院　名い頼堅

口浄室　東寺記　光三郎　西院

倭ハ浄室上人の孫にして祖の真言宗の後宇多院の寵臣なり

口秀茂　備後国

遠藤家同族

口修職　備後国　明月記　建暦三年四廿六　法隆寺行幸

倭師なり建暦比の人

口寺廣

探元高なり

口寺親

探幽の人

口師隆　東朝武家傳　陽明記

七條院

ひえ部

長保二年七月四日動き　靈鳳殿の後稼を図　作花

玉葉　水左記　松島　権記長保三年七月廿九日

上

七條信隆の宮卒相國清盛公第六女なり図画をよくす法華経を

長保二年七月四日動き　靈鳳殿の後稼を図　作花

を後て其大意を図く又和歌連歌を

姓い巨勢世々名画の名を授り

或ハ巨勢

巨勢物語

巨勢家図

巨勢家

巨勢

上

廣貴

上

或ハ廣貴

或ハ廣貴

或ハ廣貴

自ら狩猟の体を模す文治四年十月廿二日辛巳九十二或ハ文治三年十月廿九日辛巳

○秀次 中 太閤秀吉公養子實ハ右馬頭亮久吉の男なり故ある冊を號ふる人也

名画拾景 画工便覧

名画を画くすべし文禄四年七月五日逆心よりて高野山に依誅せ

久欲 中 土佐氏慶長年中の人なり泉州境の津に居住して画業を為すけどし土佐家の氏族歟是專ら祖家の規矩を守り尤優柔なり

○土蔵 中 土佐氏と或ハ土倉氏なり京師の画工なり公方普光院殿千手観音の厨子を修覆しなり

画傳

土蔵なりて厨子なるべし修ふ又水墨十二幅を公方家土蔵なりて相国寺山門の羅漢の像の彩彩を為すなり

○久行 中 [illegible]なりて公卿五員の画師なり中務少輔なる任ぜられ公卿五員の人法眼定阿弥なる五員の人

名画拾景

く應安七年より康暦元年に至て成就せりと

○久之 中 細川氏阿波国の産なり細川頼春五世の孫なり好て画を為す

永正八年九月十二日辛巳法名道空大川と号し慈雲院と称す

○秀吉公 中 姓ハ豊臣氏関白太閤と称す太政大臣なる一世年興の墨戯なりて其画

名画拾景 思案用日記 [illegible]

寛文なり雄拔の気象を見るべし

慶長三年八月十八日薨年六十三正一位平国大明神と号す

通称掃部助画図なり大永四甲申年[illegible]

○久國 中 名画拾景 真如堂縁起

を画く詞書ハ上の巻後柏原院宸翰中の巻青蓮院尊鎮法親王下の巻入道茶阿なる茶室弟大僧正公助両筆なり今為其寺宝物なり

○廣通毎　中　正三位左大弁久我廣通公の母堂　父堀左衛督源秀治卿　好て文雅を
名画拾遺　たしなみ其筆海棠清姫なりけりて花を風
月後園一卷を画く詞書は横中納言通
前に跡を書画の事実を識す

○廣夏　侍従氏初め廣次俗称内蔵允　慶長遠の子男慶長十八年出家して鶴洲と号す享保
十八年正月元日寂す九十二歳

○廣保　侍従氏初め廣芥　法名至石　祝とふ昊慶の子なり寛延三年
五月八日卒す八十五歳

○廣守　侍従氏通称安治郎内記と
号す利発なり安永六年十月廿二日卒す七十
三歳

○兵部　亀谷氏よく墨竹を画く清法寺
慶安年中肥後国に配流せらる

○百川　彭城氏名は真渕八仙と号す法
橋を叙せ勢州の人なり或は加州
の人とも京師に住す山水人物を
よくす

○百拙　俗名は元養芙蓉庵と号す
釣雪と称す洛西海雲寺の
碑碁なりよく詩及び書画をなす

○廣勝　加茂氏　侍従如慶の門人なり

○廣明　畠山氏　侍従如慶の弟子なり

○廣行　侍従氏内記と称す板谷慶舟
廣當の長子なり（住長寿寺養子）文化八年八月六
日卒す五十七歳（景金園と号す）

○廣尚　侍従氏内記と称す住吉廣行の
（寛政元年禁中法度に背の母堂の葬者の少なり）　子なり文政十一年七月廿日卒す

○湛海 必爾

湛海阿闍梨と称す 字ハ宝山と云
勢州安濃郡の人 父ハ山田氏なり
和州平群郡無動寺の宝山なり 彩画を
よくせり十八年の時修学の難深して東武深
川永代寺に居せり因光阿闍梨を師とせり

○き 久高 上

姓ハ宦物 或ハ大支 又ハ壹岐守
有久の子なり

○く 寛忠

源家正二位第三大副の叙せ
季忠の男なり 文政七年
十一月廿四日薨せ 年六十六

○く 廣豊

芝山家参議正三位なる也 季
壽権中納言定豊の男 実ハ季
輔朝臣の二男なり 享保八年二月十
二日薨せ 年五十五

秀信 壽

物部氏 或ハ季信と称る 体伯昌
信の三男なり

○は 博夏

日下部氏 面称宿禰 間宮氏
号して文禄の人なり

○き 供敦

政六年十月四日薨せ 年五十三 丹後人

○き 桜尾侍郎 上

津守氏 東福寺諸堂縁起
灌頂院の西界曼荼羅ハ初め桜
尾侍郎図絵せし後 行教氏なり 筑紫の
曼荼羅ハ永仁年中宣旨を蒙 主元を図絵
せしと云て

○常暁 上

姓氏を[illegible]氏 山城国小栗栖の路
侍の棄子なり 中長して元興寺
紙書三十 山城国 九五丁三寸
の豊安を師とし 業和元年入唐 或ハ
同和尚 三十 天長三年 年六十三
承和三年入唐の宣旨を蒙り 四年 年六十
五年 年六十 遣唐使 六月 唐 六年
帰朝 [illegible] 対栖霊寺の文
瑜伽 [illegible]
瑜伽密教を受け 又花林寺の元照 唐
密教の奥義を受く 元照 別 付嘱 [illegible]

阿闍梨位をさづけ後て太元帥の秘法
を受くゝ仁寿元年勅許を蒙むり仁
明帝山城国栗栖野に法琳寺を開き草創あり
太元堂と号し常曉を招ぎ常曉
或日閼伽井のもとに沒んとす
忽ち太元明王の姿を現ずこれを見て
自ら剛して不動と称ず磯嶋理
性院に在り和の中興これなり此新
に新に図書寮の傍紫宸殿の掛
て太元帥の法を修せらる貞観七
年十月廿日の記なり

○師足　上

○基光　上

○基通　上

○諸元　上

七

○文観僧正　上　東寺記考異

文観僧正は後小野僧正と称す　建武二年八月文殊の像を画く　又意図

大師の像を画く　筆力あり

延文二年八月入滅す

○師賢卿　女　上

尹大納言師賢卿の室右大臣家忠

公の女なり　容儀端麗なり　西園寺

ひ花鳥ひ詩歌管絃の道を極む

○盛資　中

何某人をしらず　俗名吉次郎と

画工使覚

なり　盛雲を師とし精しく仏

像を画く　永禄十一年五月師より君臺

観をうく

○盛直　中

姓は源氏　宮氏　弱河殿と称す　弧

山と号す　昌梅居士と称す

公方義政公に仕へて騎射をよくし又

丹青をよくす

○寺後　中　名画拾景

姓は橘山中氏　右馬允と称す　梵漢

の両字を以てよく地蔵菩薩の形像

をうつす

○默庵　中　名画拾景

周諭禅師と号す　或は周瑜と称す

義堂国師の法嗣武州の人なり

よく墨戯をなす　應安六年六月十

七日寂す　五十六歳　宋人は王介默庵と号す

世に元人は倪默庵と号す　何れも画をよくす

○元康　中　名画拾景

内藤氏左衛門尉と称す　細川侯

臣属なり　画をよくし又歌

を達す　又の名は義貞　松岩と号す

仏智一院庵居士と号す

○元信　専　書上系図

狩野氏　諱は正信　長子なり　通称

[illegible]　罰三郎　寛永元年八月

寛永元年八月　大炊助と称す　剃髪

[illegible]　号を宗生　後に永仙と号す　初号玉

川と称す　法眼信の叙を世々古法眼と

称す　光信の聟なり　土佐氏家族の

きなるを以て元信ついで絵師となる　其

画人不温良なり　細密滋潤にして清秀

なり　山水人物多く歌絵を不好　極めて神妙なり

[illegible]　永禄二年

十月六日卒す　八十四歳

○寺景　寺　久隅氏通称半兵衛　一陳又無礙高とも云ふ　探幽の門人なり

○寺長　寺　松本氏通称勘右衛門　探幽の門人なり

○寺昌　寺　長谷氏俗名半助筑前の士寺の住ふ探幽の門人なり

○寺重　寺　長谷氏寺昌の長子なり筑州の寺に住ふ或ハ寺隆ともいふ

○友元　寺　尾形氏俗称嘉六筑州の士寺房と称す

○寺房　寺　尾形氏名ハ寺房なり寺房と称す

狩野氏を名のり信の字をゆるされ狩野友元重信と改む隠居して空と号す

○元忠　寺　狩野氏名ハ江北或ハ海北とふ系図玉葉より釣りの筆法元信を学ふ下文源の字あり

○寺時　寺　石田氏俗称記内探幽の門人なり

○寺勝　駿沢氏の族なり

○寺國　橘氏素軒と号す刻板の密画を妙とす得ること難し永休と

ふ寛延元年死す

○師宣　或ハ師信ハ作る菱川氏俗名吉兵衛と云ふ　又師直

を画くも名を得ること一家をなせり京江戸に行れ正徳年中死す　仕女或ハ春宮の図

菱川流と称して房州の産にして若年より江戸に行れ正徳年中死す

○宋庵　名画捨葉集　姓ハ呉氏隠元隆琦の法嗣なり明暦元年東来して後黄檗二世となりて堅

戒を守り多く禅門を開き自ふ影祖を加ふ貞享元年正月廿日寂す七十四歳

○師意　石山権中納言従二位壬生基起の二男なり初め基信又基董と号す好て国

をよくす二条保十九年十月十三日薨す七十六歳

○師重

狩川氏師宣の子通称左衛門尉古山氏の画師なり
師宣の門人慶安氏の画師なり
名書好大和絵古山師重と称す

○寄安 名長谷豪

木俣氏江州彦根の長臣なり通称
初め佐左衛門と称す士佐と称む武
功を以て名を著はす職なる事三十俵年
致仕して厳閑と号し或小源閑と称る文
事を好み画を画を好む寛文十三年三月
十日卒年八十八歳

○黙堂 僧 名長尤 豊後覚

宣長尤と号し南禅寺の僧なり
好て画を画をなし自ら画上手
賛を加ふ故あつて中年より画事を
廃せり

○師政

古山氏文志と号し俗称新九郎
師重の門人享保年中の人なり

○師継

狩川氏師宣の子通称

○師房

狩川氏師宣の子通称
古左衛門と称す後に吉兵衛と改む俗称

○基熙

近衛関白太政大臣 名尚嗣公の男なり
悠山庵園満院と号し和歌を好む
又好て画を画をなし享保七年九月十四
日薨年七十五歳

○基維

六角家もと佐々木氏なり右権大将
後五位上より壬生三位基起卿の孫
元禄八年三月廿九日卒年廿一

○基仲

東園家参議左中将後三位に進む
正五位下侍従基治の男なり 文政四
年三月二日薨年四十二

○基教

東園家九条将後四位上より園
基任公の二男東園家の祖寛永
十三年十月十四日卒年二十六

○盛信　河野氏通称七郎左衛門尉　長崎の人
為め揚る蘭船入津の額に其筆
強者の義應ぜの人

[illegible]　如達

守廣　探元高と共に探出す人

守親　探出す人

△用明帝の皇子母は穴穂部間人の女[皇]
敏達帝の三年正月一日生れ給ふ母后皇の宮の
うちを行き給ひ[illegible]厩のもとにて産まれ
給ふ故に厩戸と名つく太子稍長して一時に
八人の白言を聞き給ひて其義を理し給ふ故に
八耳皇子といふ又太子を上宮聖人といふ亦の名
上宮王と云ふ或は上宮太子ともいふ更の名
耳聰或は豊聰耳法大王ともいふ法主王ともいふ
[illegible]浮屠の学に帰し給ひ勝鬘経
いふ太子一日飯井水に遊行給ひ甘露の新
水上に浮ぶを汲み給ふ故の揚枝を以て等して
其影を撰ぶこれを揚枝の法と称す
天王寺法隆の両寺にこの図絵あり仏法僧
寺に多く蔵す推古帝の二十九年二月五日
薨ず年四十九或は二十二日薨ずともいふ

○日本紀 水鏡
法王帝説
四天王寺手印記
四天王寺便覧

聖徳太子 上 △ 世之部

印度定子は徒医

○青狗言 女 上 父は清原元輔 上東門院の宮
女房 和歌を能くす
画史便覧 三代実録 山城国名所図会 [illegible]
[illegible] 心を図画に皇宮夢して後四国に
[illegible] 尋て洛の[illegible]寺に出家し往生
[illegible] 法華経集験記 或は老年阿波の[illegible]
[illegible]

一條帝の永延比の人なり

○性海 上 僧 名は霊見不還子と号す信列の人
画傍 南禅寺の僧となり退耕庵に住して好て画図
関のつぐ東福寺開山の弟子
を[illegible]
画傍 [illegible]
[illegible]

高山寺の基業 解文

○成忍 上 僧 恵日坊と号す明恵上人の弟子なり
画史便覧 図画を好て宅間法眼に学ぶ或は
画傍 [illegible]
高山寺縁起 [illegible]
瑞泉寺紙形殿の[illegible]

○瞻西上人 上 雲居寺本形なり北京東塔の衆徒
[illegible] 観学院律師桂海と号す後西岳
[illegible]
和歌曼荼羅を画く其名撰集にあり
天治年中の人なり 上人のそなり

△用明帝の皇子母ハ穴穂部間人の女[皇]
敏達帝の三年正月一日生れ給ふ母后皇の宮の
うちを[illegible]
さも[illegible]厩戸と名づく太子稍長して一時
八人の白言を聞き給ひて其義を理を[illegible]
八耳皇子とふ又太子を上宮[illegible]
上宮王と[illegible]或ハ上宮太子ともいひ更の名
耳聰或ハ豊聰耳法大王ともいふ法主王とも
[illegible]
いふ太子一日[illegible]水上を遊行[illegible]
水上を浮ぶ[illegible]の楊枝を以て[illegible]
其彫を揮[illegible]楊枝の[illegible]
天王寺法隆の内米一[illegible]
寺に多く蔵[illegible]推古帝の二十九年二月五日
薨[illegible]年四十九或ハ二十二日薨[illegible]

○日本紀 水鏡
法王帝説
聖王寺手印記
画工便覧

聖徳太子

△

○清原元輔 上東門院の宮
画家便覧
三代目名
奏聞ノ一
月九日[illegible]
[illegible]
[illegible]

○西碩 上 僧 名画珍彙 形書

子曇禅師と号す洛の台州の人石帆の衍公の法嗣なり文永中来朝す観光〜正安元年一山と同船して（時師の乳を飲む四歳寺に入る）一宇を建て来化す（夏津の二新の後住なり）

金剛寺 ようもんじ

京師紫野大徳寺の虚堂の像を画きて石帆の賛あるを得たり徳治元年十一月廿八日化す大通禅師と謚す

せ

○雪村 上 僧 名画拾彙

友梅禅師と号す別号幻空と称す朝の後州の国白鳥の人源氏の子なり一山の法嗣なり建仁寺を主る〜建仁寺に住す墨戯を好む其筆法と見る負和二年十二月二日寂す五十七

○性信 中 僧 名画拾彙

越中の州高岡の超願寺を創建す自画像あるのみ其寺に存す

○静尊 中 画工便覧

七重禅師と号す孫原道長公の末裔なり書画に長ず尤草花を工とす加賀の村上帝天暦の人

○成然坊 中 僧

親鸞上人の弟子なり上野の州一厩橋妙安寺を創す寺流に云く俗称小中将幸實といい流人あり尚国一の谷の配流さるると其自画の肖像今に伝ふ

○雪舟 中 僧 画工便覧 画史 全書 国西名画 赤沢 老法寺 過去帳

名八等楊備溪齋と号す又来元山主

姓小田氏備中赤濱の人なり天性画を工みにして如拙周文を師とし其法を得て更に己れ新意を出し筆力をとる〜寛正年中に大明に渡り四明天童山に上り第一座となる故に画像に多く四明天童山第一座と書す又技楽紫陽等楊と称す帰朝の後防州山口の雲谷寺に居す故に雲谷と称す一家をなす山水を長ずれども人物これにつぐ花鳥さらにこれにつぐ花を好て毋ちをまふくることを水墨を好まず別に薩陽或備陽又陽知と名のる客 真雪 楊主所 の称号あり

応永廿四年三月十日寂す八十三

せ

○雪村　中　仏

金書

画傳
菊字形印

雪舟

○仙渓圓堅　中　仏

尚の宵相を画く建長の祖白老
禅賛をなす今鎌倉明月院にあり

○雪圓　中

姓氏伝記をしらず

○楽雪　中

雪舟の門人なり

○雪工　中

姓氏伝記をしらず周徳の系譜
を釣りよく波唐天神の像を画く
雪舟を学てよく相似り

○清波　中

玉堂と号し世世をしらず雪舟
法明兆を学でよく彩色白鶴
をよび花菓画をなす其ふうに

仏を画く其仏葉ハ墨を用ゆるもの
多し

○精庵　中

よく墨画の出山渡迦の像をえ
がく

○仙可　中

世世をしらず周文の筆法を
学びてよく山水を画く彩墨
に美し師よりおよびたりといへども清雅
凡なるものなり

○盛雲　中

画工便覧

何れの人をしらず越後法眼を師
として絵をよくす享保禄三年
三月十日越後法眼より君基観を
授く　後招画帝文竜印の人なり

○雪汀　中

雪舟を学びてよく墨井燕雀を
画く

○雪林　中

画工便覧

春月
継雪林と号し雪舟を学ぶ
雪村同所の人なりといへり画格奉

○雪村　中　名ハ周継　号ハ大年　俗ハ竹の一族常州部垂の村田郷の人なり　雪舟の筆法を学ぶ　天性画を好ミ　其父雪村を師とす　俗名田村平次郎　永禄年

○仙渓圓堅　中　俗ハ尚の宵相を画く建長の祖台老禅賛をなす　今鎌倉明月院にあり　天文年

○雪圓　中　姓氏伝記をしらず

○楽雪　中　雪舟の門人なり

○雪工　中　姓氏伝記をしらず　周徳の系譜を尋ぬ雪舟を学ぶ　波唐天神の像を画く

○清波　中　玉堂と号す　世世をしらず　法眼兆を学ぶ　彩色鳥をよび花菓を画く其ふるい

仏を画く其仏ハ墨を用ゆるもの多し

○精庵　中　墨画の出山釈迦の像をなす

○仙可　中　世世をしらず　周文の筆法を学ひて山水を画く彩墨元雅に及ばずといへども清雅なるものなり

○盛雲　中　何れの人をしらず　越後法眼を師とす　画工便覧　三月十日越後法眼より君基観を授く　天文年

○雪汀　中　雪舟に学ぶ　墨井蒲雲

○雪林　中　継雪林と号す　雪舟を学ぶ　雪村門所の人なり　画工便覧

名ハ周継 觀船 花舟 と号す佐
州の一族常州郡垂の村田郷の
田村平義 天性画を好む
法を学ぶて弟子の師弟の
山水を長ず人物花鳥
永禄年
天文年号の年其師指月和
首座より二十
の月相を画く建長の祖台老
今鎌倉明月院にあり
氏傳記をしるす
舟うつ人なり
氏傳記をしるす周徳の系譜
鈔作りよく波唐天神の像を画く
学てよく相似せり
世世をしるす筆
明兆を学ぶ彩色白鶴
巣成るを画く其うつ
其外筆法は墨画の出山形迹の像を元
なり
墨を用ゆるもの
周文の筆ぶを
よくひてよく山水を学ぶ彩墨
師を及ぶべからざるものあり
清雅
人をしるす越後法眼を師
絵をよくす子孫禄三年
越後法眼より君墨觀を
招聘帝文亀の人なり
と
舟学みてよく墨井 蓮雀 成
村
雪林と号す雪舟を学ぶ
村田所の人なりといえり画格奉

会津の城主芦名盛氏画軸巻鈔法を授う一巻あり
北条書に天文十五年五月日とあり常州名田郷
村田郷の雪村の親族の家に伝ふ雪村自筆
なるべし門人に宗之一書あり其子孫古人の図画を
なるべし是筆跡省略を見る近ごろ自己の筆意
なるべし是筆跡省略を見る近ごろ自己の筆意
力あり形ちの如くに我師なる雪舟の画を
是予の筆なり者ごとく模しまねる
倣ひ筆跡の省略ハ故に画ハ別の形ちハ多く
者を止めて省略を招ふ
予ハ画ハ多く雪舟を学ぶ
画ハ悪隅なるを見よ名画を山水人物を生涯
の眼目として供行よ一寸事なり天文十一
壬寅年如月常州皇遐垂寓住雪村誌之とあり

牧溪の画ける八景を写す 中軸
東書に永禄六年初秋雪村
船光とあり
東書に永禄六年初秋雪村
八景を写す
初秋雪村船と書きり後
天帝天文の人なり

悪あり[illegible]も清雅美趣れなざる
ものなり或いふ雪舟[illegible]の人なりと

○正義　中　よく墨梅を画く筆法啓書記の風あり画法雪舟より出て
墨潤色あり

○性安　中　京師持木に住る常州太田郡沢山村耕山寺の僧なり梅庵と号す画法祥啓を法るあり墨光妙なり
名画拾景　全書　画工便覧

八十歳にして病死す其後を遺命して墓碑を設るなり唯一松樹を植て此為作なり
法号[illegible]

○雪舟　中　雑画をなす九州の人なり画法周文をまなぶ

○石谿　中　墨画摩の像を画く又雑画もあり

○雪蕭　中　何某の人なり[illegible]舟を好て人物岩樹を画く其人物に功あり岩樹に巧妙なり又多く[illegible]雪舟[illegible]陽の筆法を
画工便覧

学ぶものなり後に陸の帝右仁民の人

○雪澤　中　奥州の人なり若は二王行を法て佛像を画て又雪村の筆法を学ぶ後に陸の帝右仁民の人なり
名画拾景

○雪山　中　何某の人なり[illegible]雪村を師とし好て墨梅を画く功あり或云雪舟の門人なりと
名画拾景　画工便覧

○雪閑　中　奥州岩城の人なり雪村に学ぶ元師なり後に法郭なり
画工便覧

○雪丹　中　何某の人なり[illegible]雪舟の画法を慕ふ好て八幡を以て八幡大菩薩の尊像を作る
名画拾景

異作なり其筆節遒あり神あるなり
後相国寺文亀[illegible]人なり

○雪崖　中　何某の人なり[illegible]雪舟に学てよく墨画をなす[illegible]朝鮮の画風を学ぶ後に陸の帝右仁
画工便覧　名画拾景

○拙宗 中 画工便覧
何れの人なるしらず雪舟を学ぶ筆力柔弱なれども雪舟の才子なるべきの人なり

○雪津
俗称太郎左衛門羽州小野の産なり丹青を好て雪村を師とす

○西海枝 中 画工便覧
雪舟の門人何れの人なるしらず

○雪休
よく出山の釈迦を画く墨色雪舟を略似たり

○雪心 雑
よく龍虎を画く其法は牧溪の筆意を学ぶ其侍は園文の風格なり也よく活動のさまを得たり

○善元 雑

【贈聖人 雑】
雪居寺の布願なり桂海と号す
よく和歌を詠ずるなり和歌の
多くの図を画くなり其図本往々
もの有り

○雪川

○正善 画工便覧
何れの人なるしらず法橋を叙せり
画を以て業とす泉州堺の浦に住す
よく仏像人物を画く

○泉碩 専
奥山氏法眼を叙せり

○清友 専
奥山氏法眼を叙せり

○清真 専
名は久信永正安信の門人なり後法眼を叙せられたり

○雪全 専
栗田氏名は季久俗称茂兵衛後右助と改む昌運の二男なり栗田雪全の養子となり江戸麻布に住す雪全歿して其跡をつぎて法橋を叙せり雪全と号す永叙の門人なり

○責袋 専
桂垣氏俗名庄右衛門常陸の国鹿島に住す
いろはの人なるしらず幽香と号す

○守利 専
河井氏安信の門人なり

○清閑 専
向坂氏初め孫右衛門安信の門人

○是心 専
三谷氏初め伯長子なり有馬家に仕ふ

○仙雪 専
石山氏常信の門人

○川徳 専

○**專助** 專

山崎氏俗稱專助江戸ノ住ナリ
狩野貞信ノ子ナリ今江戸ニテ
浮世絵ト稱スルモノ此專助ノ画ヲ始メ
ものなり

○**清遊** 專

狩野氏清真久信ノ長子ナリ
俗稱清左衛門或法名ノ作ル
三十歳ニテ卒ス

○**泉石** 專

狩野氏諱ハ永信立泉ノ長子
なり越前ノ左守ト稱ス

○**雪仙** 專

栗田氏諱ハ寿英筑前太守ノ
付ノ探雪ノ門人なり
狩野氏休白昌信ノ五男なり

○**善伯** 專

尾形氏俗稱仁兵衛探幽ノ門人なり

○小九九

青卜 專

此名洋ヲ以テ狩野永仙ノ門人なり

○**雪渓**

山口氏極庵と号ス京師の人なり
言語巧ニ信ヲ牧溪雪舟ヲ慕ヒ
自ラ雪渓と稱ス近世の能名なり享保
年中の人

○雪巖

字ハ大覚良高禅師の法孫悟
有和尚の法嗣なり少林の祖像
ヲよび芙蓉峯ものの形を作る筆法
生意あり

○**雪鼎**

月岡氏名ハ昌信信天翁と号ス
後ニ大坂ニ居ス画ヲ敬甫ニ
ならふ天明六年十二月没ス七十七

○**静院**

木村氏薩戸の人なり初め狩野
氏ニ学ビ後雪舟ノ筆風ヲ
学ぶ

○**雪舘**

山興氏名
狩井氏江戸の人なり自ラ雪舟
流と稱ス濃墨豪放なり

○**雪旦**

前川氏名良顕平安の人なり
能画なり墨花多ク又半身の美ヲ
ヲ画ク其法雪舟ヨリ出ル或書ヲ

○**雪洞** 画工便覧

雪舟奥州会津に住して雪村を師とせり　其画甚野[illegible]　其子長[illegible]

○是安　姓は藤原和久氏津の人　俊英通称　是安又[illegible]

[illegible]　半九郎と称す　其書画ともに三井親公を学ぶ　尉豊[illegible]を仕へて筆札

水石草花祖師の像などを画く　寛永十年八月廿日卒年六十一歳

○善悦　岡本氏なり　名豊久　通称[illegible]

いろう　肥の人　[illegible]を画くト[illegible]の筆

○清安　姓氏を[illegible]　肥州[illegible]の小[illegible]人なりと

法橋の[illegible]　鎌倉の絵師なり

○仙桂　狩野氏越前敦賀の人なり　よく

[illegible]を画く　尤工[illegible]なり　其孫

代々[illegible]を画くなり

○善雪　徳力氏山田と号し山雪を師とす

○雪俊　知名長[illegible]　安井[illegible]門主の侍童なり

○善長　徳力氏善雪の子弟未詳なり

○清壽院　昌運と号す　江戸浅草寺[illegible]に住す

○清光院　江戸品川東海寺の塔院の住僧なり

○雪岑　福王氏義[illegible]と称す　名は盛勝

英一蝶晩年の門人なり　天明五年

三月十八日卒　年八十五歳

○泉流　岩井氏　馬遊[illegible]と称す　紀州[illegible]の画師

[illegible]氏なり

○石樂　本多下総守家臣なり

○齊美　土岐氏名は[illegible]　字は白華　亀渓と号す　[illegible]安の人

石峯門人なり

○善意　岡本氏信濃内記門人なり

○清狂

百春と号す通称鍾子元清氏
博尾州の人なり

○清巌

名画拾彙

大徳寺百七十世の住なり名は宗遇自笑
と号す宗良の法嗣宗見文元年
十一月廿一日示寂す七十四本然禅師
京に叙す弘化三年五月没す

○晴川 専

物部氏名は養信會心軒と号す法
(俗栄信の男)

○川竹 専

田中氏常信の人なり

○青柳軒

仕名詳なら長崎の人なり
多個鬼女を書く薩州藩の人
二十一年正月没す

○専定

写い養通瓶隠軒又蠟華又養雨堂
花を以て世に聞す京師六角堂
別当池坊四十世の正流なり

○正竹

○背齋

○星橋

人見氏野篤又寫月と号す
時氏詳なら通称佐吉美濃の人
なり狩家なり陳佛法を信ず世人併
称す氏名は個負初め万五郎又内
記後大炊助又出羽守と称す土佐
守去個の男なり伊織迪個の男なり天明八
年五月廿日卒す七十六 法名宗非

○石顛

増山河内守名は正堅雪舟と号す
圓通なりしを文政二年正月廿
日卒す六十六

○生白

○出齋

○正陳

狩氏狩州の人名は常なり
高木主氏水正父は肥前守正
豊と云う好て圓通なる
寛保元年二月五日卒す七十七その
河内の守丹南の領主高木家の生人の裔
なり

○照珍

(天の像)
(画像別主寺校合)

盧山寺の十世なり後小松院の侍学
十八歳の時入唐す帰朝して
大星宮を四く其宗旨盧山寺なり

○雪亭

秀氏寛政元年[illegible]

○雪庵

[illegible]

○政圓

山尾氏[illegible]妻[illegible]人享保年中の人

○千渓 [illegible]

山川氏[illegible]

○照信

西川氏何[illegible]

俗称[illegible]の[illegible]

○政宇

建部氏[illegible]

政明[illegible]

[illegible]

正徳五年[illegible]

[illegible]

[illegible]

□雲塘　山田氏墨耕と号す藝州廣島の人なり

□千代　諸家人名録その訛

加州松任の人村井屋小十郎の女なり享保三年因幡金沢の福塚氏六蔵の園と号す嫁して夫歿して利髮して素松任の寡家なり隠せり世なかりしの女と稱せり安永四年九月八日歿せり七十四

□政種　もつれの人なり其画周文の筆を学ぶ

□晴明　安倍氏太膳亮益村と号す左京権大夫従四位下なり八十五にして永徽の人なり

□清舜　安元四年四月多武峯の常行堂の内陣四本花の書画清舜これをえがくと云

□静恵　杉川寺縁起

後白川帝第七の皇子本名真恵覚忠三井聖護院

僧正の弟子なり聖護院宮法親王と号す元暦元年十二月十八日に観音丈六の像并二十八部宮を圖作して杉川寺に安置す

□善恵房　西山上人伝巻三記

敵者の猶子なり生年十四にして出家法名證空と号す

一法然上人の弟子なり俗姓は源氏天暦帝王の後裔なり父を我通敵世蔵人の子なり

曼陀羅寺を建て其後勅願の曼荼羅を図作して手ずから彩色を施し無二の誓願を発す

観善心院を建て当麻の曼荼羅の寸尺をたがへず彫刻して安置す

月胥有馬の温泉を開き其後の霊験の中に顕現の太子の像を図作せるつ人を救ふ是を宝治元年十二月廿六日寂す七十一

□成光　僧都　巻五十五

□雪江　長谷川氏名は信近小姓格なり

政平の門に学ぶ

此の橋かの義氏書は形を学ぶ

□千弦　文化五年九月二百死

す之部

い

○永俊　上

住吉法眼と云人

住吉の翁も丹青を好て能磨り風格豪逸覧

名画拾景

を画く佛像の名人なり蓮を得たり

信所となる故に住吉法眼と云後白川院建仁年中の人なり

二説は慶恩按州住吉の後二條帝乾元年の人なり

さ

○桐保　上

海田氏通称采女と云り後鳥羽下刑部大輔

住吉隆相の男なり書画

自跡

畠行状拾画考

ともに得たり後鳥羽院文正年中

後小松院御代の人歟

陰りへと画作ニテラズ

き

○季景　上

姓は佐伯絵所預となる大蔵史

生れ住吉大嘗会の清涼殿を画く

山槐記元暦元年八月廿六日

玉海

正五位下出雲守と伝ル

さ

○桐如　上

姓は藤原内蔵助信の子

教忠の孫なり絵を立てよりて其

中務言

相如の子孫日親卒去

住吉の傍子の画図皆自ら絵事なる

す

藤綱記

相如集

令脉五ノ五十ウ

す

西行より栗田関白歩屏より拾て其画稿を見て愛重し

建久三年十月

○き 季長 上 修理少進なり 好て画図を能くす 鎌倉の永福寺の扉あり

東鑑十二建久三後 四至便覧

け 藝頼 中 土岐氏洞文と号す 濃州の人 時等ふ丹青を好て よく虎を

骼を画く 若き時 敵虎を好て 且普拾兵となる故 よく虎骼の法

を得たり 図を 冊子 小栗宗 平の信長公の為に甲州

み流浪せし 洞文の号 諸書多く土岐富

景の号とす 富景 藝頼 同人歟 別人歟

未考

せ 澄元 中 細川氏 讃岐守義春の男 管領

系図拾遺 政元の養子なり 幼名 聰明丸

又六郎と改め後 右京大夫 従五位

領職 ある童 雅 山水を画く

永正十七年六月十日卒す

け 元信 中 狩野氏 法橋 法眼 大輔 通称 元信

系図拾遺 号 宗信 宗信 法橋 法眼 大輔 通称 元信

寿 狩野氏 法眼 大輔 通称 元信

の中子 祖雪が弟なり 父より先ず

して卒す 略父祖の風格を得 今

世より画 扇多し 房より宮内卿

隠居せし 三十年

○き 季廣 寿 常世氏 俗称甚兵衛 日光山満宮

の社司なり 又 武州八王寺

に住居せ

き 季久 寿 栗田氏 俗名 嘉義 雪仙 長子

なり 後 永叔 つ人となれり

永徳の孫 孝信の

い 祐信 寿 狩野氏 俗称 源七郎 右京亮

本姓 肥後に行て加藤清正に

画師となる 三十七年 卒す 或ハ云

三十一

○隨川 寿 狩野氏 法眼 岑信 又岑信 通称 吉之助

養朴の二男なり 室 永五年十二月

本姓 林 本 五盛 後

す

享年四十七歳

○隨川 寺 物部氏津ハ甫信始ハ邦信と号ス 常信子なり 延享二年七月十日 宝永五年五盛公信の養子となる

○相信 寺 物部氏宮内清信の長子なり 幼名島之助 俗称孫兵衛 又文華堂と号ス 大和

○祐信 西川氏自得斎又文華堂と号ス 俗称孫兵衛 北辰自信の人 仕女を召て一家をなす 或ハ物部氏永納の子なり 絵師と称す 京師の人なり 世々西川流と称す 宝暦元年没ス 享年七十四

○嵩谷 高氏本姓高久龍之の人なり 家八一雄 樂只斎又屠龍翁と号 世々能くす 称をなる 文化元年八月 廿三日 享年七十五歳

○嵩之 龍氏祖一傑の人なり 名ハ道賢又子岳 号ハ初め英一水と云 享年六十六歳

○嵩獻 高氏嵩谷の男 早世 名良恭

○嵩雪 龍氏名ハ貫之又公一 翠雲堂仰止楼の号あり

○嵩渓 高氏名ハ信宣 玄と云 極竜舎 睡雲子の諸号あり 系図嵩山獻の子なり

○醉月 大西氏平安の人なり 玉蟾 画法を学ぶ 山の人物をよくす

○嵩丘 和田氏白盛機と号ス 嵩谷の人

○季言 能勢氏何姓の人なりと

○嵩月 龍氏名子祥又士態 卓朝 或ハ養出庵 観氏と号ス 嵩谷の人

○祐為 野氏天明の人なり

○嵩雲 清氏嵩谷の人なり

○季忠 [illegible] 家第三大副正三位より和忠の男 文化十二年十月五日没 享年六十六

○嵩旭 中根氏嵩谷の人 名ハ周鳳 部雲或ハ北禪と号ス

○瑞渓 泉州の人 俗姓伴氏 無求周伸の法嗣 慶雲庵に住す 後鹿苑寺に居す 文明五年八月三十日寂す 八十三 明教禅師瀧あり 或書に五月朔日寂ス

巨詩 思寄日便覧

○隨庸

三月会 山伏修験
忌寄日

[illegible]
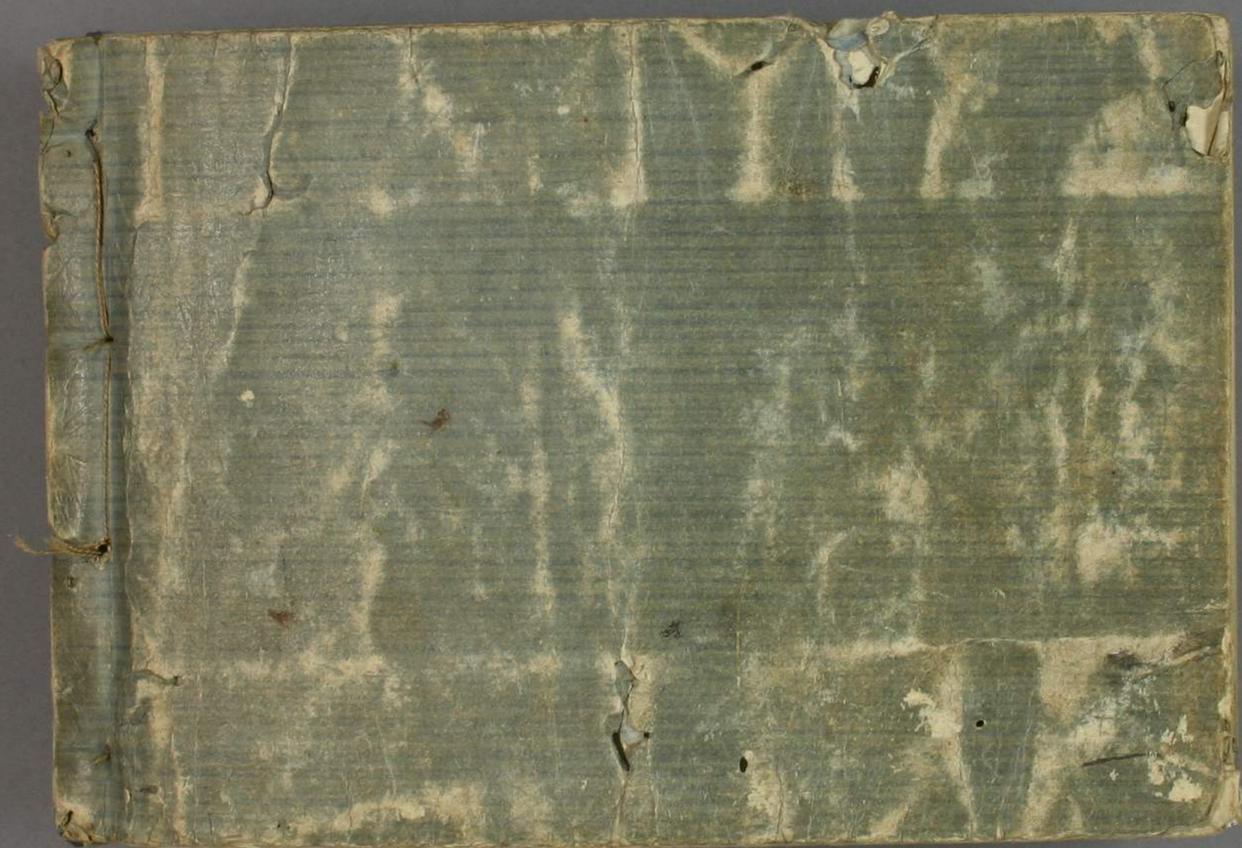
佛光寺第十九世の俗正名[illegible]
[illegible]元禄二年三月廿日